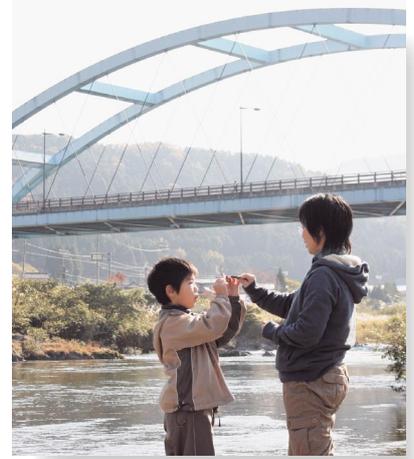


京丹波町総合計画



人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち
さと
丹波高原文化の郷 ● 京丹波



KYOTAMBA TOWN



はじめに

丹波町、瑞穂町及び和知町の合併により誕生した京丹波町にとって初めての総合計画。平成19年3月に基本構想が定まり、10月には基本計画がまとまりました。3町合併から2年、いよいよ本格的に新たなまちづくりが動き出したと言えます。

さて、総合計画の基本構想で位置づけているように、京丹波町のまちづくりの中心（キーワード）は「人」です。

いまや地方の時代となり、今後は地域間競争が激化していきます。あわせて、健康や癒し、安らぎを求める志向の高まりとともに、真に豊かな農村環境が再評価される時代になってきています。こうした意味からも本町は、まちづくりの正念場を迎えており、これからは行政だけでなく町民の皆様、団体、民間事業者などが、ひとつの旗印のもとで一体となってまちの特性を生かした独自の高原文化をつくり出し、食や生活文化その他さまざまな分野において、本町の魅力をさらに高め、発信し、いかに本町へ「人」を呼び込むかが重要となってきます。もちろん、保健・福祉・子育て・教育などは、まちづくりの基礎的な分野として高度にあること、また、町民の皆様が健康で安心して暮らせるまちとすることは、まちづくりの大前提であると位置づけています。

また、多くの「人」、すなわち町民の皆様と共に進める「協働のまちづくり」がこれからのまちづくり推進のための重要な柱となります。総合計画の推進にあたっては、町民、団体、民間事業者などと行政との協働を基本としながら、町や地域が抱える共通の目標や課題に対し、相互理解と信頼を前提とし、共に考え協力する中で実践することが大切です。ひいては、それが町民の皆様の喜び、生きがい、誇りへとつながり、元気な人、元気な地域、さらには元気なまち「躍動するまち」へと発展し、町の自立や個性あるまちづくりが成り立っていくと思います。

わたしたち地方を取り巻く情勢は、今後さらに厳しさを増すと予想されます。総合計画をもとに財政状況を見極めながら実施計画を立て、さらには見直しを行いながら的確・適正に事業を推進し、将来目標像「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷 ●京丹波」の実現、さらには、住民福祉の向上と本町の限りない発展のために、こん身の努力を尽くす決意でありますので、より一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にお世話になりました町議会、町総合計画審議会、須知高等学校、アンケートを通じて貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様、各種団体の皆様に対し心からお礼申し上げ、総合計画書発刊にあたってのごあいさつとさせていただきます。

平成20年2月

京丹波町長 松原 茂樹

目次

第1部 総論

| | | |
|------------|------------------|----|
| 第1章 | 総合計画の策定にあたって | 7 |
| | 1 総合計画策定の趣旨 | 8 |
| | 2 計画の目標年次と構成 | 10 |
| 第2章 | 京丹波町の特性 | 11 |
| | 1 立地的・自然的特性 | 12 |
| | 2 歴史的背景と町の沿革 | 14 |
| | 3 町の概況 | 17 |
| | 4 住民アンケート調査結果の概要 | 20 |
| 第3章 | まちづくりの基本的な留意事項 | 23 |
| | まちづくりの基本的な留意事項 | 24 |

第2部 基本構想

| | | |
|------------|------------------|----|
| 第1章 | 京丹波町がめざす将来目標 | 29 |
| | 1 将来目標像 | 30 |
| | 2 将来人口フレーム | 32 |
| | 3 地域構造 | 33 |
| 第2章 | 主要プロジェクトの設定と方向づけ | 37 |
| | 1 プロジェクトの設定 | 38 |
| | 2 プロジェクト別方向づけ | 40 |
| 第3章 | 基本構想の実現に向けて | 49 |
| | 基本構想の実現に向けて | 50 |

第3部 基本計画

| | | |
|------------|---------------------------------|-----|
| 第1章 | まちづくりの基本方針 | 55 |
| | まちづくりの基本方針 | 56 |
| | 計画の構成 | 58 |
| 第2章 | 未来をひらく人を育てます | 61 |
| | 1 人権尊重 | 62 |
| | 2 幼児・学校教育 | 64 |
| | 3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション | 71 |
| | 4 子ども・青少年の健全育成 | 75 |
| | 5 文化 | 77 |
| | 6 国際・地域間交流 | 80 |
| 第3章 | 人と人、みんなが支えあう、 安心・安全なまちをつくれます | 83 |
| | 1 健康づくり | 84 |
| | 2 福祉 | 88 |
| | 3 医療 | 97 |
| | 4 安心・安全 | 100 |
| 第4章 | 魅力ある産業をはぐくみます | 107 |
| | 1 農林水産業 | 108 |
| | 2 商工業 | 117 |
| | 3 観光交流 | 119 |
| 第5章 | 豊かで美しい環境を守ります | 121 |
| | 地球と人にやさしい環境 | 122 |

| | | |
|------------|-----------------------------|-----|
| 第6章 | 人が暮らす、集う、 定住・交流の基盤をつくれます | 127 |
| | 1 定住基盤 | 128 |
| | 2 水資源・上水道 | 131 |
| | 3 下水道等 | 135 |
| | 4 情報通信 | 137 |
| | 5 道路・交通 | 140 |
| | 6 河川 | 146 |
| | 7 土地利用 | 147 |
| | 8 交流基盤 | 150 |
| 第7章 | まちづくりのしくみをつくり、強めます | 153 |
| | 1 協働のまちづくり | 154 |
| | 2 行政運営 | 158 |
| | 施策の体系 | 161 |

資 料

| | |
|---------------------|-----|
| 京丹波町のまちづくり共同研究会実施概要 | 171 |
| 京丹波町総合計画審議会設置条例 | 172 |
| 諮問書 | 173 |
| 答申書 | 173 |
| 京丹波町総合計画審議会委員等名簿 | 174 |
| 京丹波町総合計画審議会審議経過 | 175 |
| 用語説明 | 176 |

人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷●京丹波

第1部

総論

第1章

総合計画の策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

3町合併後のまちづくりの指針

丹波町、瑞穂町及び和知町の合併にあたって、合併後のまちづくりの基本的な方向づけを行った「新町まちづくり計画」が3町間で協定されており、今後は、これを基本とした新しいまちづくりの推進が求められます。

総合計画は、「新町まちづくり計画」をより具体的に検討・補充し、京丹波町のまちづくりを推進する上での指針となる計画として策定するもので、厳しい財政状況が続く中で、より効果的な推進を図るため、町民、団体、民間事業者等と行政が力を合わせてさまざまな施策を展開する協働のまちづくりを基本とします。

時代的变化に対応した計画づくり

社会経済の成熟化

西欧型近代化からの飛躍 ～ 独自性の高いまちづくりを

わが国は、明治期以降、「殖産興業」を中心に、「欧米に追いつけ追い越せ」を目標とした各種施策を行ってきました。その結果、「西欧型近代化」を成し遂げて世界有数の経済大国となり、社会経済は「成熟」の段階に到達しました。もはや模範となる目標を他に求める時代は終わり、わが国自身が未来を独自に切り開いていかなければならない立場に立たされています。

このようなときこそ、地域が持つ特性を見つめ直し、それぞれの地域がたどってきた歴史的な発展過程を振り返り、地域固有の歴史に根ざした独自性の高い、誇りの持てるまちづくりを進めていかなければなりません。

分権時代の到来

地域間競争の激化 ～ 地域経営力の強化を

従来の中央集権型社会の指向は、わが国の社会経済の増進に大きな成果を上げてきましたが、他方で、国と地方公共団体の財政問題、人的・物的資源の都市集中による弊害なども生じています。今日では、こうした状況を解消するために地方分権化が国を挙げて推し進められています。

地方分権時代は、地方の経営運営による「地域間競争」の時代でもあり、今後ますます地域間の競争が激化することが予測されます。

国と同様に地方自治体の財政状況の悪化も顕在化し、これまで進めてきた行政主導による地域づくりや行政サービスの効率化等が困難を増している今、地方の経営運営の基盤をいかに確保して、戦略的な地域づくりを進めていくかが大きな課題となっています。

こうした中で、地域資源を最大限に活用して地域の個性を磨き、価値を高めることをめざすとともに、行政だけでなく、町民、団体、民間事業者等を含む多様な主体によって戦略的に地域を経営運営していく、いわゆる「地域経営」の力量を高めていかなければなりません。

日本文化のルーツ・ふるさと探し

農村文化・農村環境等の再評価、都市・農村交流を

地域の独自性を高めるために、各地で地域文化のルーツ探しが進められています。

また、一方では、戦後の経済政策等により大都市へ人口が集中した結果、ふるさと喪失世代が多く生み出され、心のふるさとを求める動きも活発化しています。

これらが、健康や癒し・やすらぎを求める志向とも相まって、農村文化・農村環境、食文化の見直し、農業の再評価などにつながってきています。この表れである近年の都市・農村交流は、ますます活発化する傾向にあります。

少子高齢化と人口減少の時代

新しい社会福祉像やライフスタイル像に対する施策の展開を

少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に伴い、急速に増大する高齢者の福祉ニーズへの対応や定年退職期を迎えた「団塊の世代」の今後の生活スタイル等をめぐる議論が盛んに行われています。

これらは全国的な問題ではありますが、京丹波町においても、地域内で展開可能な施策の検討と推進が必要となっています。

その他の時代潮流の進展

時代的なニーズ変化に対応した施策の展開を

その他の時代的な潮流として、国際化・高度情報化のますますの進展、地球温暖化問題をはじめとした環境問題の深刻化、災害・犯罪・危機管理等の問題の顕著化などがあります。

また、わが国の今後の大きな方向づけを示すものとして、観光立国、技術立国等が掲げられ、それらに関連する施策が多彩に展開されつつあります。

このような時代的なニーズの変化にも柔軟に対応しなければなりません。

地域における広域交通環境の変化

地域力を強めて変化に対応を

京都府を南北に貫く京都縦貫自動車道のうち、未整備区間となっている丹波～綾部間が完成すると、交通結節点としての京丹波町の拠点性は低下し、通過地域になってしまう恐れが生じています。

古くから交通の要衝として発展してきた京丹波町にとっては、大きな状況の変化であり、これに対応するための方策が求められます。

※**団塊の世代**：第二次世界大戦後、昭和22年～24年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

※**地球温暖化**：人間活動の拡大により、大気中に大量に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高まることによって、地球の気温が上昇する現象のこと。

※**危機管理**：大地震などの自然災害や不足の事態に迅速に的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策のこと。

※**観光立国**：美しい日本の再生、都市の活性化、新しい地域文化の創造等により、そこに住んでいる人がその地に住むことに誇りを持つことができ、幸せを感じることによって、その地を訪れる人にとっても魅力を感じる「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現しようとするもの。

※**技術立国**：主として先端的な技術によって産業競争力の強い国にしていこうとするもの。

※**京都縦貫自動車道**：宮津市から久御山町までの約100kmを結ぶ高規格幹線道路（一般国道478号、自動車専用道路）のこと。

2 計画の目標年次と構成

計画の目標年次

総合計画は、平成19年度から10年間の長期的な計画とし、平成28年度を目標年次とします。

計画の構成

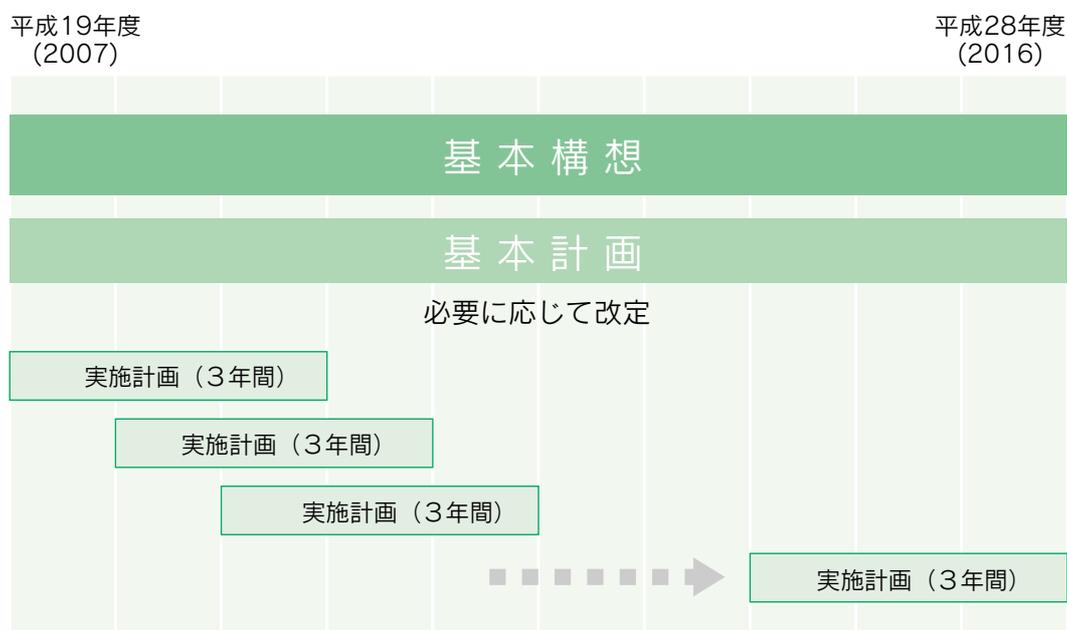
総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

基本構想は、京丹波町がこれから進めるまちづくりの基本的な方向や主要なプロジェクトを定めます。

基本計画は、基本構想を実現するための基本的かつ主要な施策の体系等を示すとともに、施策の展開に向けた基本方向等を定めます。

実施計画は、基本構想及び基本計画に基づき実施する具体的な事業について、3カ年の年次計画として策定し、ローリング方式による進捗管理を行います。

なお、総合計画策定後において著しい社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて計画の改定を行うものとしします。



第2章

京丹波町の特性

1 立地的・自然的特性

立地的特性

由良川上流域の分水嶺地域

京丹波町は、京都府のほぼ中央部にあって、由良川水系の最上流域、分水嶺^{れい}地域に位置しています。町の面積は303.07平方キロメートル。

そのうち約8割を森林が占めるほか、標高200～600メートルの山々の間に田園が広がる高原地帯や、由良川上流に沿って形成された河岸丘陵地帯があります。

分水嶺に立地することから、旧来から水資源に乏しい地域であり、産業振興や生活文化の向上等に制約を受けてきました。



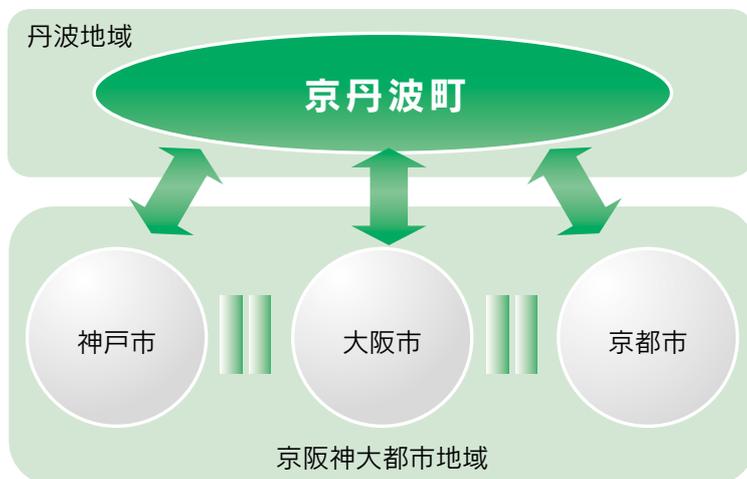
大都市近郊の自然環境豊かな農業地域

京丹波町は、京都、大阪、神戸等の大都市地域の郊外にあって、それぞれからおおむね1時間という距離圏に位置しています。

この立地特性を生かして、古くから京都、大阪、神戸等への食の供給地としての役割を果たしています。



京丹波町と京阪神大都市地域



自然的特性

高原地帯

京丹波町は、丹波山地の中にあつて、比較的標高の低い高原状の地形に恵まれています。豊かな自然環境を持つ高原状の地形は、京阪神大都市周辺地域にあつては貴重であり、盆地が多い丹波地域の中でもきわだった特色となっています。



気候

京丹波町は、由良川上流部の丹波高原に位置することから、日本海側気候と内陸性気候をあわせ持つ気候特性を有しています。

夏は、盆地に比べて比較的冷涼で昼夜の寒暖の差が大きいのが特徴となっています。冬は、冷え込みが厳しく、また、日本海側からの季節風の影響を受けてしぐれやすく、降雪や積雪があります。降水量は、年間を通じて比較的少ない方です。また、秋から冬にかけて霧が発生しやすいのが特徴です。



※**丹波山地**：丹波高原・丹波高地とも呼ぶ。中国山地の東端に位置し、京都府の中部から兵庫県西部にまたがって高原状を形成している。
※**日本海側気候**：北海道から山陰地方に至る日本海側の冬型気候の特徴をなすもの。日本海岸式気候とも呼ばれる。西高東低の気圧配置になったとき、日本海を渡ってきた大陸からの風が海上で水蒸気を蓄えて山脈にぶつかるため、雨や雪となる。

※**内陸性気候**：内陸側（盆地や本州内陸部）に見られる気候をいう。山間に位置するため、太平洋や日本海からの季節風がさえぎられ、雨が少なく、夏と冬、昼と夜の寒暖の差がはげしい。

2 歴史的背景と町の沿革

歴史的背景

古代の丹波

「丹波」は、古代は「たには」と呼ばれ、京都府の口丹波・中丹・丹後地域や兵庫県の丹波地域を含む広大な国を形成していました。この「たには」の国は、明治期に京都府と兵庫県に分割されましたが、「丹」の付く地名はそれぞれの地域に今も残されています。

京丹波町は、「たには」の国の南部に位置し、京都府の口丹波（現在の南丹地域）の一角を占めています。

中世以降の歴史的特性

○京の都とかかわりながらも盆地や谷ではぐくまれた独自の文化を醸成

古くは都と深くかかわりながら発展してきましたが、都とは山でさえぎられ、丹波山地の中に数多くの小盆地が存在していることから、都や大都市地域とは異なる独自の文化圏を形成してきました。



○交通の要衝・結節点として発展

由良川流域と桂川流域との分水嶺にあって、川の交通の結節点的な位置を占め、文化の交流拠点としての役割を果たしてきました。

陸の交通では、古くから京の都と丹後や山陰地方を結ぶ山陰街道、大阪方面とを結ぶ山陰篠山街道の結節点に位置し、畿内文化圏と山陰文化圏の中継地帯となっていました。また、交通の要衝として街道沿いに宿場町等を発達させていました。



○特色ある農林産物の供給地として発展

古くから穀倉地帯として発展し、京の都や大阪等に農産物や林産物を供給してきました。近代に入って、酪農や野菜類、さらにはキノコ類等の換金作物を導入し、京都府を代表する豊かな農林産物の供給地として発展してきました。



○地域に根づく伝統文化

地域の風土や長い歴史の中で培われ受け継がれてきた伝統文化が、町内の各地域で多くの人びとの手によって継承され息づいています。和知人形浄瑠璃や小畑万歳、和知太鼓、丹波八坂太鼓、質美八幡宮曳き山行事をはじめ各地域に根づくさまざまな伝統文化は、人びとの心をつなぎ、町に個性と誇りをもたらしています。



近年の動向

○工業の進出、住宅団地の開発

京阪神大都市の発展の影響を受けて、工業の進出や住宅団地の開発等が一部地域で進みましたが、地域全体としては、水資源の不足等もあってそれほど顕著に進展するには至っていません。

このような中で、計画に基づいた新たな水源の確保により住宅団地への給水も始まっており、今後、住宅整備が進むことが予測されます。

○都市との交流活動による地域活性化

豊かな自然的・農村的環境を生かして、京阪神地域との交流による地域活性化対策を進めています。

特に、安心・安全な農産物を道の駅や朝市等で販売する取組みは、町内各地で活発化しており、府内でも先進的な地域のひとつになっています。また、各種の交流拠点施設の整備にも積極的に取り組んでいます。



町の沿革・3町合併の経緯

沿革

明治22年の町村制施行時には9村がありました。明治34年に須知村が町制を施行して須知町となり、昭和26年には桧山村、梅田村、三ノ宮村及び質美村が合併して瑞穂村が誕生しました。また、昭和30年には須知町と高原村が合併して丹波町が、上和知村と下和知村が合併して和知町が誕生しました。また、同年、瑞穂村が町制を施行し瑞穂町となりました。

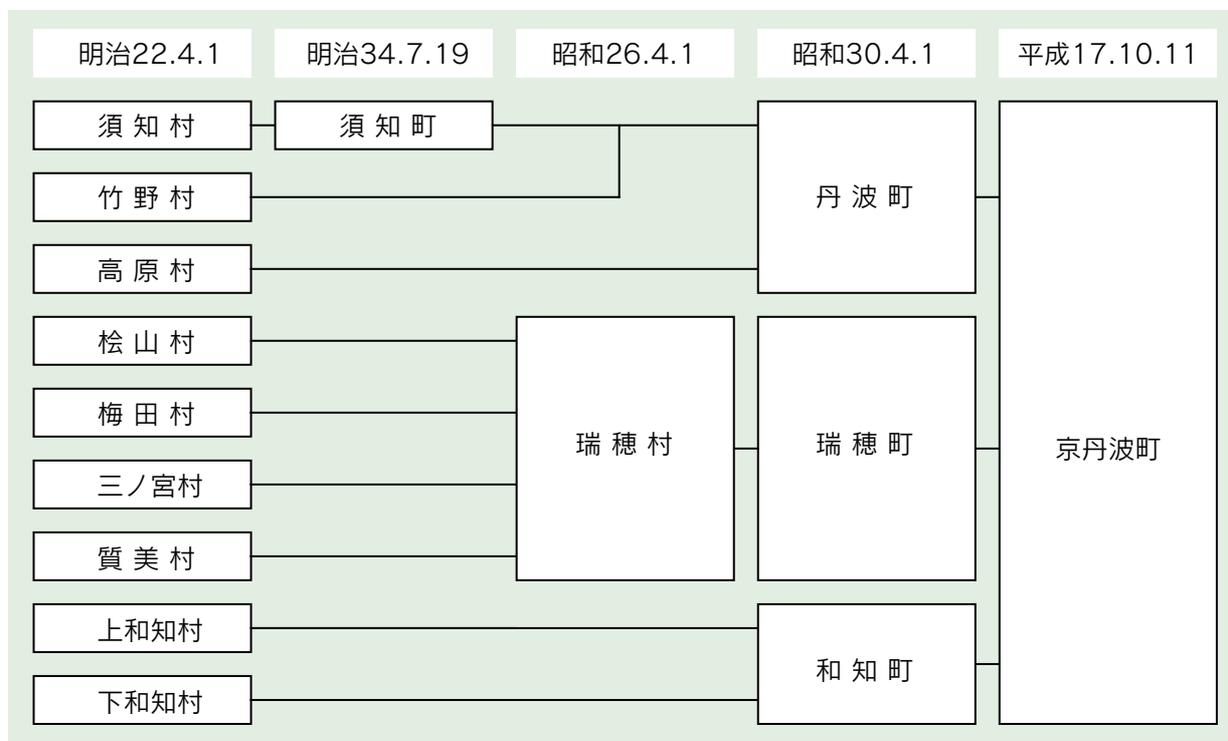
丹波町、瑞穂町、和知町となって約50年が経過した平成17年10月11日、3町が合併し京丹波町が誕生しました。

合併の経緯

合併に係る協議は、平成13年8月の「京都中部地域行政改革推進会議」に端を発し、平成14年12月の「北桑田・船井地域任意合併協議会」の設立後、本格的な検討が始められました。以後、任意合併協議会と並行して各町で検討が進められた結果、住民の意向や地理的条件、風土、行政課題の共通性などの理由から、人の交流を中心に古くから親密な関係を保ってきた丹波町、瑞穂町及び和知町の3町の枠組みで合併協議が進められることになりました。

平成16年4月1日に法定の「合併協議会」を設立して協議を進め、平成17年10月11日に京丹波町が誕生しました。

合併の歴史

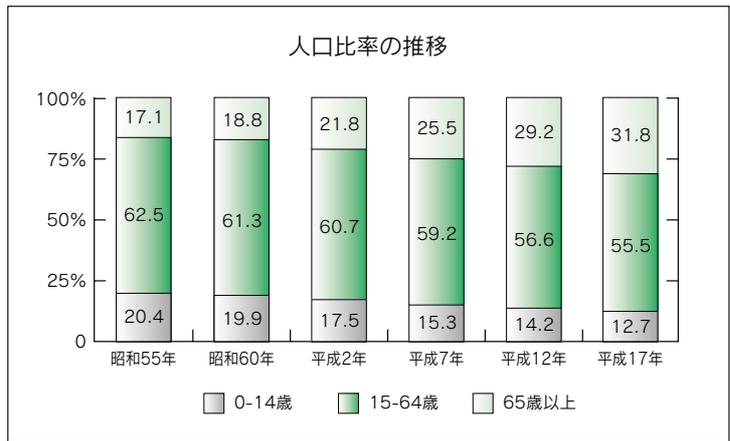
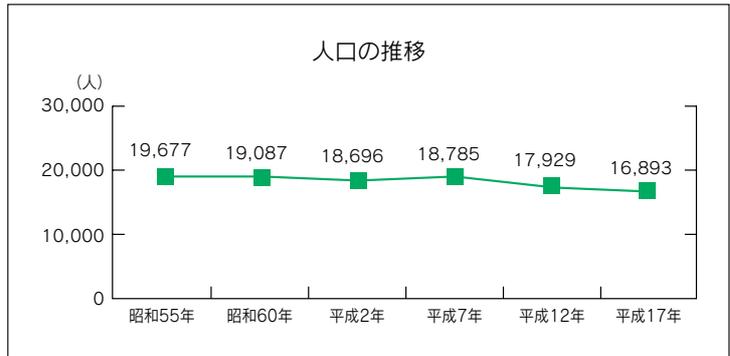


3 町の概況

人口動向

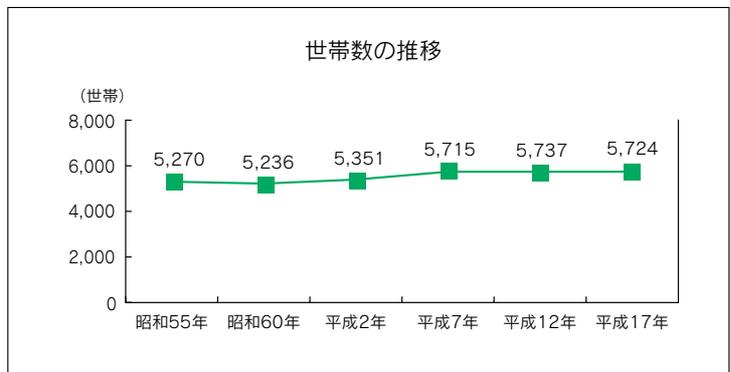
京丹波町の人口動向を見ると、平成7年以降は漸減しており、平成17年では16,893人となっています。

年齢3区分別の人口推移を見ると、少子高齢化が顕著に進行しており、同年では老年（65歳以上）人口比率が31.8%（5,367人）、年少（0-14歳）人口比率が12.7%（2,150人）となっています。



国勢調査

世帯数の推移を見ると、平成7年以降はほぼ一定で推移しています。人口減少と少子高齢化の進行状況を勘案すると、若年層の転出と高齢層の自然減によって世帯人員が減少していることがうかがえます。



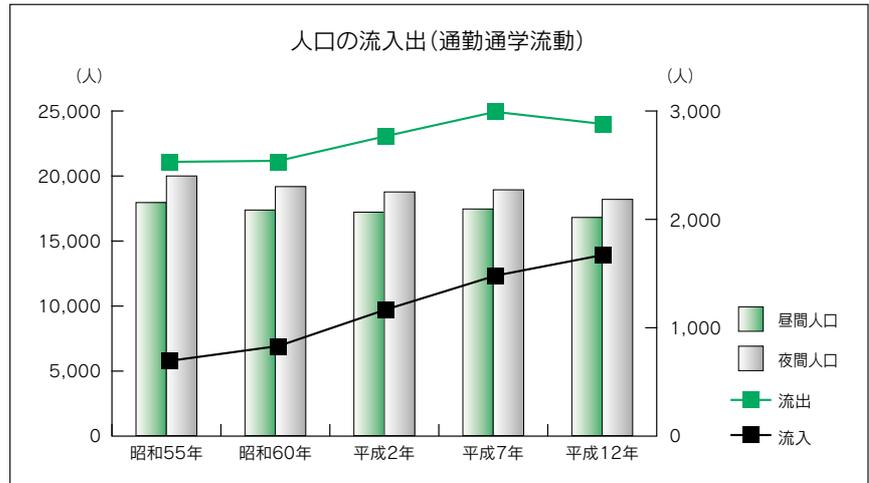
国勢調査

※**老年人口比率**：総人口に対する65歳以上人口の割合のこと。高齢化比率または高齢者比率とも呼ばれる。

※**年少人口比率**：総人口に対する15歳未満（0歳～14歳）人口の割合のこと。幼年人口比率とも呼ばれる。

人口の流入出の動向

人口は流出超過の基調ですが、園部町（現在の南丹市園部町）や亀岡市など近隣市町からの人口流入の増加を受けて、その程度は漸減してきています。また、平成12年には人口流出にも歯止めがかかっています。



人口の流入出（通勤通学流動）

| | 流 出 | 流 入 | 流入超過 | 昼間人口 | 夜間人口 |
|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 昭和55年 | 2,533 | 690 | △1,843 | 17,834 | 19,677 |
| 昭和60年 | 2,534 | 799 | △1,735 | 17,352 | 19,087 |
| 平成2年 | 2,749 | 1,143 | △1,606 | 17,090 | 18,696 |
| 平成7年 | 2,989 | 1,456 | △1,533 | 17,252 | 18,785 |
| 平成12年 | 2,856 | 1,650 | △1,206 | 16,723 | 17,929 |

主要な流入元・流出先が占める割合(平成12年) (%)

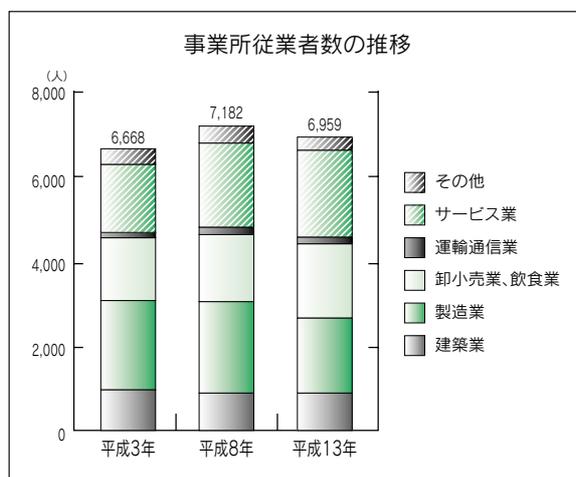
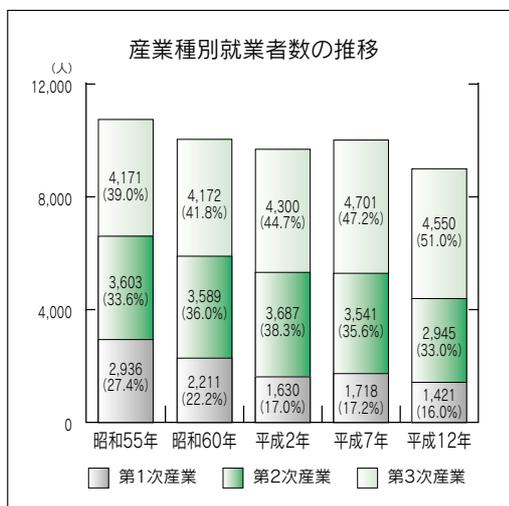
| | 流 入 | 流 出 |
|-------|------|------|
| 京 都 市 | 5.6 | 15.0 |
| 亀 岡 市 | 13.6 | 10.9 |
| 園 部 町 | 14.4 | 15.3 |

国勢調査

※その他市町は10%に満たない。

就業構造

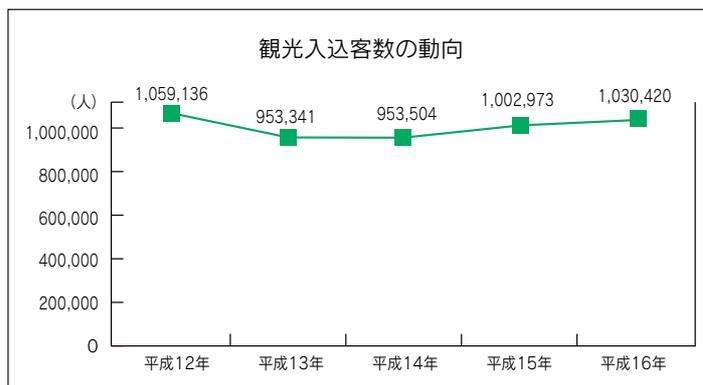
産業構造は、第1次産業が減少し、第3次産業が増加しています。産業分類別に見ると「製造業」の減少、「卸小売、飲食業」「サービス業」の増加がうかがえます。



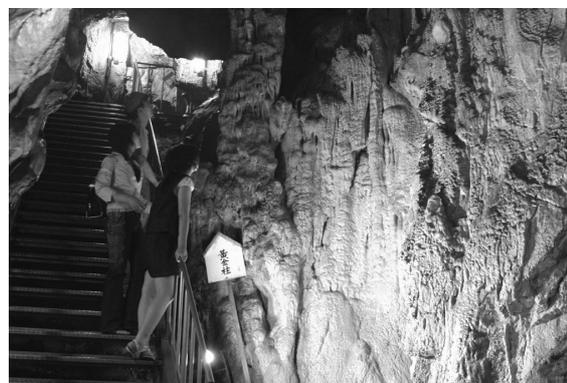
京都府統計書

観光入込客数

京丹波町への観光入込客数は、平成12年から13年にかけて減少していましたが、その後は増加に転じ、平成16年には約103万人となっています。



京都府統計書



観光・交流の取組み

京丹波町では、立地特性を生かして、京都や大阪等の大都市地域との交流による活性化策を進めてきています。特に農産加工品をつくって道の駅や朝市等で販売する取組みは、京都府内でも先進的であり、町内各地で進められています。

| | |
|---------|---|
| 農産加工品施設 | 京都・丹波食彩の工房、瑞穂マスターズハウス、わち北部農産加工場、その他加工グループの施設 |
| 道の駅 | 丹波マーケス、瑞穂の里 さらびき、和（なごみ） |
| 朝市 | 丹波高原朝採り野菜市、みずほ野菜市、わちふれあい朝市 等 |
| 交流拠点施設 | 府立丹波自然運動公園、府立和知青少年山の家、グリーンランドみずほ、わち山野草の森、ウッディパルわち 等 |
| その他観光資源 | 琴滝公園、質志鐘乳洞公園、野鳥の森（鳥獣保護区特別保護地区）、自然双生運動公園、長老ヶ岳（登山コース・森林公園・七色の木）、道路情報センター「伝統芸能常設館」、大福光寺（国重要文化財）、九手神社（国重要文化財）、渡辺家（国重要文化財）、明隆寺観音堂（国重要文化財）、塩谷古墳公園、旧宿場町（須知等）、葛城神社（八朔祭）、八坂神社（御田祭・しめ縄づくり・おけら火参り）、質美八幡宮（曳き山行事）、和泉式部の墓、野菜みこし（中台区・下大久保区）、たんば夏まつり、瑞穂納涼大会（夏）、わちふるさと祭り（夏）、きょうと瑞穂まつり（秋）、わちふれあい祭り（秋）、和知川（鮎釣り・カヌー）、丹波ワインハウス、観光農園、貸し農園、アマゴ山菜まつり・ほたるファンタジー、琴滝「冬ほたる」 等 |

4 住民アンケート調査結果の概要

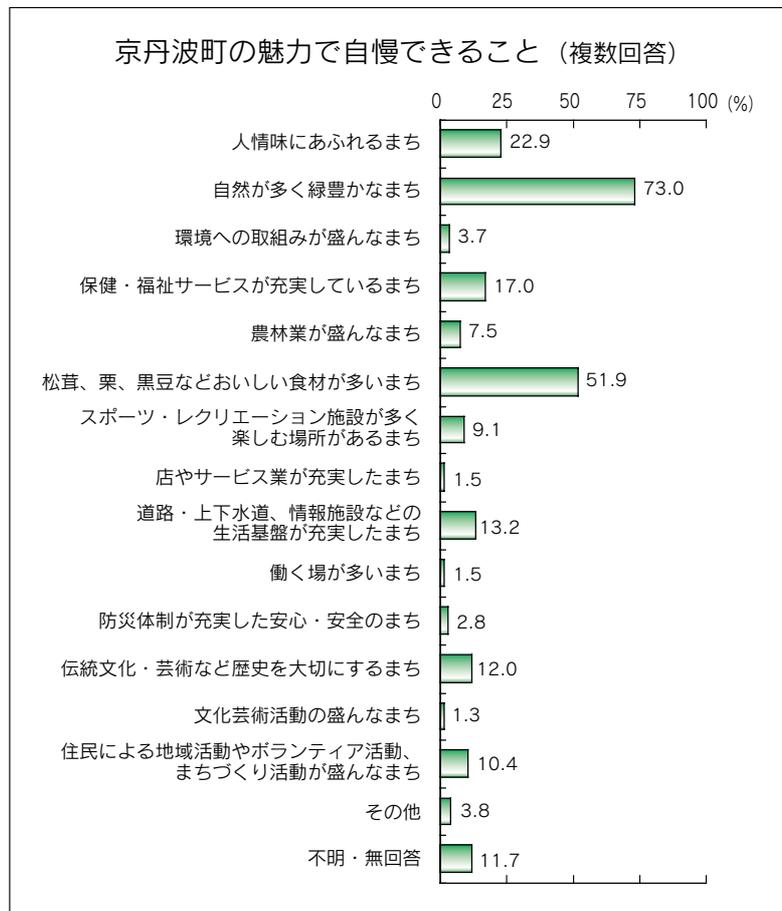
総合計画の策定にあたって実施した住民アンケートの主な結果は、次のとおりです。

調査概要

| | |
|-------|--------------------------------|
| 対 象 | 3,000人 |
| 基 準 日 | 平成18年7月1日現在 |
| 抽出方法 | 18歳以上の町民を住民基本台帳・外国人登録の中から無作為抽出 |
| 調査期間 | 平成18年7月19日～平成18年7月31日 |
| 回 答 数 | 1,338人 |
| 回 答 率 | 44.6% |
| 方 法 | 郵送（往復） |

京丹波町の魅力について

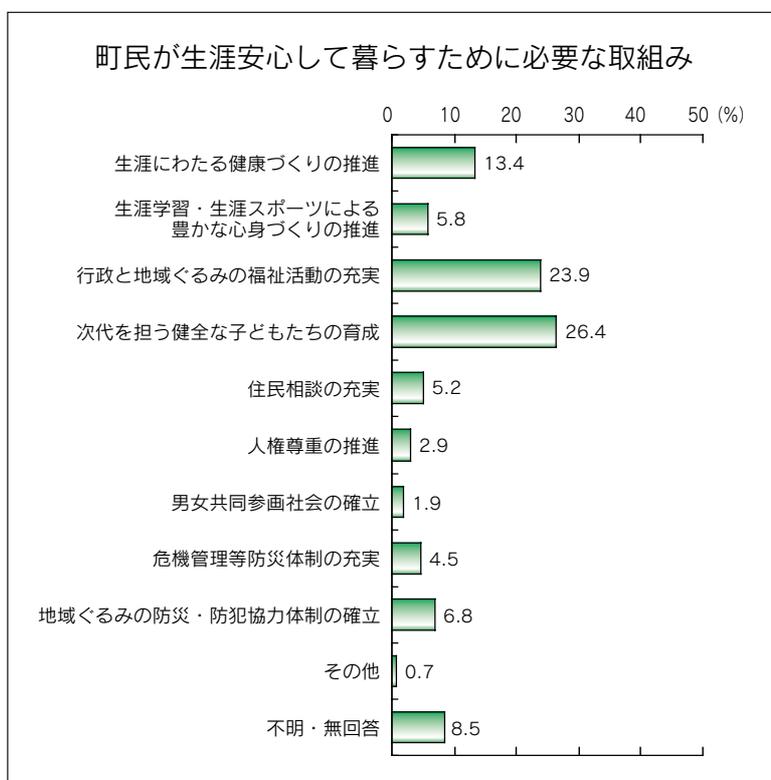
京丹波町の魅力を町外の人に紹介するとき、自慢できることは、「自然が多く緑豊かなまち」が73.0%と最も多く、次いで「松茸、栗、黒豆などおいしい食材が多いまち」が51.9%となっています。



今後のまちづくりの主要な取組みについて

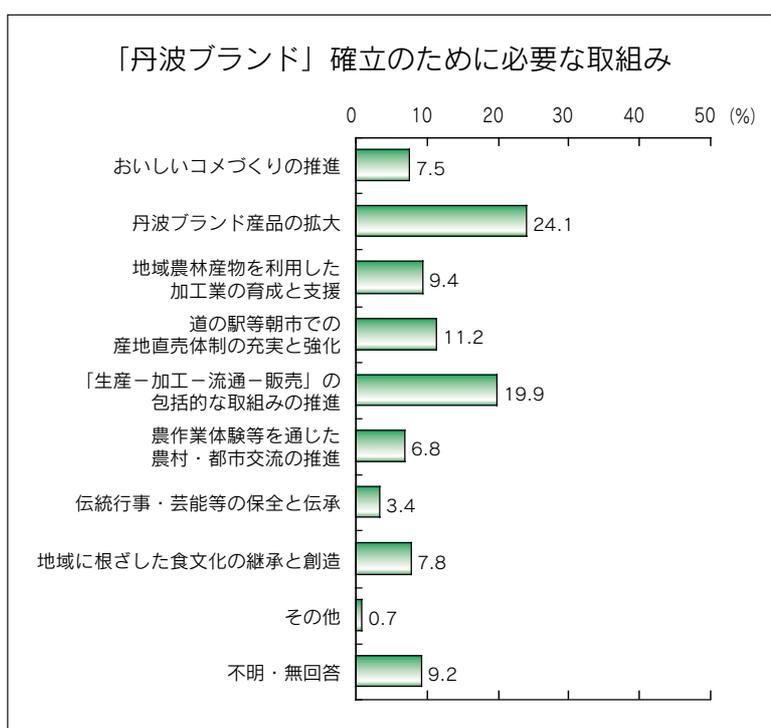
町民が生涯安心して暮らすために必要な取組み

すべての町民が生涯にわたり安心して暮らしていくために必要な取組みは、「次代を担う健全な子どもたちの育成」が最も多く26.4%、次いで「行政と地域ぐるみの福祉活動の充実」が23.9%、「生涯にわたる健康づくりの推進」が13.4%などとなっています。



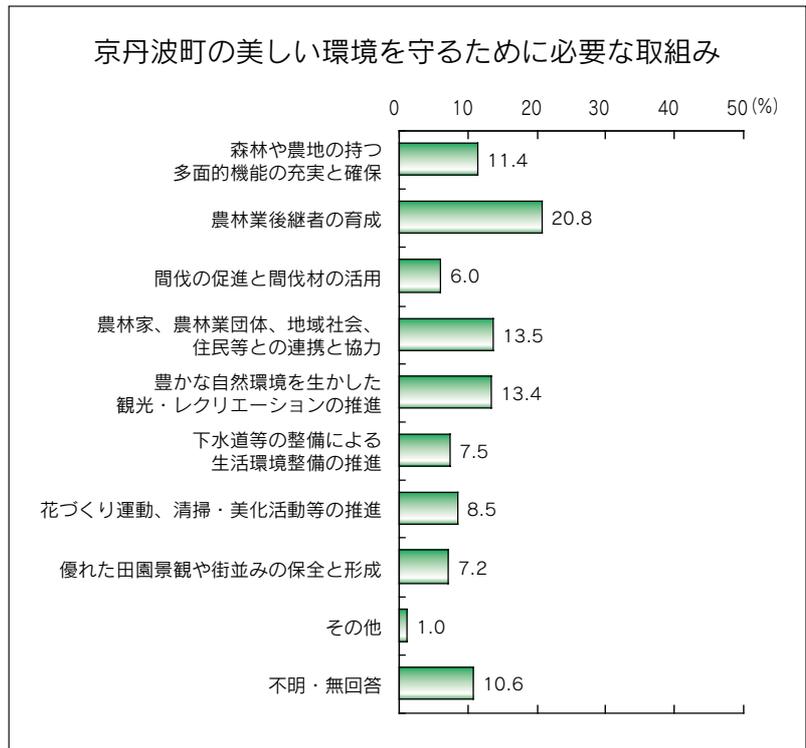
「丹波ブランド」確立のために必要な取組み

「丹波ブランド」を確立するために必要な取組みは、「丹波ブランド製品の拡大」が最も多く24.1%、次いで「[生産－加工－流通－販売]の包括的な取組みの推進」が19.9%、「道の駅等朝市での産地直売体制の充実と強化」が11.2%などとなっています。



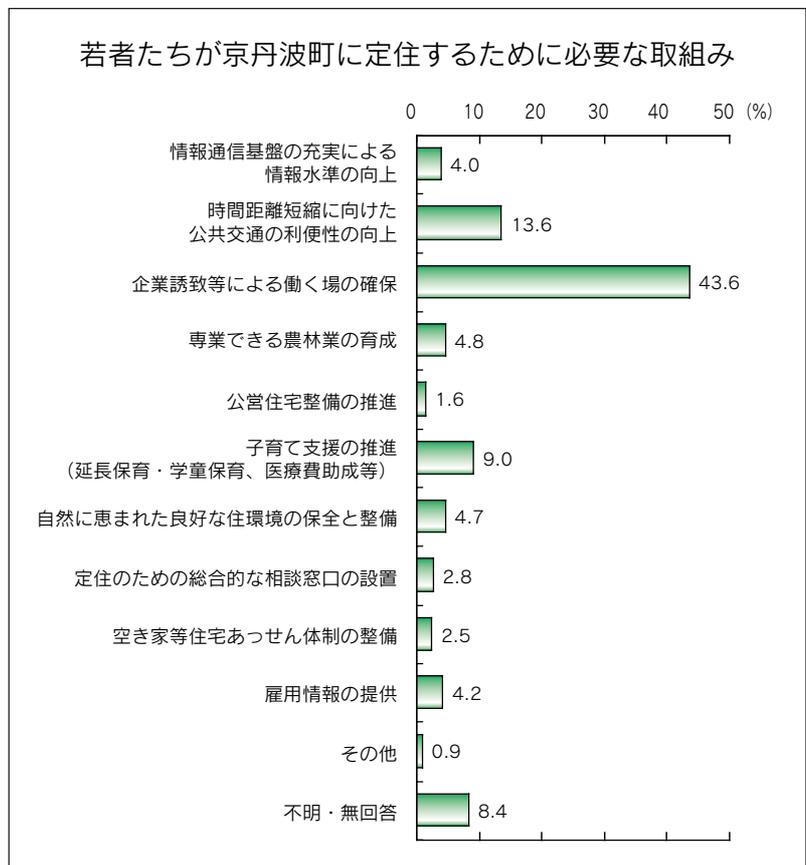
京丹波町の美しい環境を守るために必要な取組み

京丹波町の美しい環境を守るために必要な取組みは、「農林業後継者の育成」が最も多く20.8%、次いで「農林家、農林業団体、地域社会、住民等との連携と協力」が13.5%、「豊かな自然環境を生かした観光・レクリエーションの推進」が13.4%などとなっています。



若者たちが京丹波町に定住するために必要な取組み

若者たちが京丹波町に定住するために必要な取組みは、「企業誘致等による働く場の確保」が最も多く43.6%、次いで「時間距離短縮に向けた公共交通の利便性の向上」が13.6%、「子育て支援の推進（延長保育・学童保育、医療費助成等）」が9.0%などとなっています。



第3章

まちづくりの
基本的な留意事項

まちづくりの基本的な留意事項

これまで見てきた諸事項を踏まえて、京丹波町におけるまちづくりの基本的な留意事項を整理すると、次のようにまとめられます。

地域の立地特性を十分に生かす



大都市郊外の「高原地域」としての特性を十分に生かしていません。

- 「環境」では、高原らしい自然や景観づくりが求められます。
- 「食」では、高原のまち京丹波町らしいブランド製品づくりを強力に進める必要があります。

高原地域の中で豊かに暮らす生活文化を町民が共有し高めていこうとする意識の醸成が求められます。あわせて、地域における取り組みや地域全体としてのイメージの打ち出しが必要となってきます。



高原地域としての特性を生かして、都市との交流活動や各種特産品づくり等を進め、地域経済力を強化するとともに、高原地域での生活を求める定住者や週末定住者等の受け入れ態勢を整えていくことも求められます。

京丹波町全体としてのまとめりや連携の強化

京丹波町の経済的基盤を強化していくには、都市との交流活動や対外的な販売活動等が必要であり、町全体としての戦略的な取組みが求められます。



町民生活を安全で快適に送るためにも、町全体としてのまとめりや各地域間の連携を強めていく必要があります。

地域基盤のネットワークの強化



町内には、3本の国道をはじめとする幹線道路が多く、また、京都縦貫自動車道の整備も進められています。これらを生かして地域内の道路ネットワークを強化する必要があります。

鉄道については、今後の都市との交流活動による地域活性化に向けて強化すべきものとして位置づけられます。そのためには、駅周辺機能の強化と鉄道の利便性を高める環境づくりが必要となってきます。





情報基盤については、合併後の一体的なネットワークを形成していくことが求められます。

協働のまちづくりの推進

地域の特性を生かし、地域間競争に打ち勝ちながら、特色ある地域と豊かな町民生活を実現していくには、財政基盤が脆弱化^{ぜいじ}してきている行政の力だけでは困難です。

こうした中で、町民、団体、民間事業者等と行政が目標を共有しながら、協働のまちづくりに取り組んでいくことが求められています。



人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷●京丹波

第2部

基本構想

第1章

京丹波町がめざす将来目標

1 将来目標像

京丹波町がめざす将来目標像

人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち

丹波高原文化の郷 ● 京丹波

京丹波町は丹波山地の高原地帯にあって穏やかな気候風土に恵まれ、京阪神地域との歴史的・文化的なつながりの中で、さまざまなまちの特色が育まれています。とりわけ、京阪神地域に対しての食の供給地としての役割は大きく、京都、ひいては日本の食文化の発展に寄与してきた農山村地帯としての歴史は、現在に引き継がれ、他には求めがたい京丹波町の生活文化や独自の魅力を形づくっています。こうしたまちの性格を振り返ってみると、まさに、環境共生や健康へと志向を強める現代社会のニーズにこたえるものであるといえます。

このようなことから将来目標像は、京丹波町の風土や文化を底支えている「丹波高原」を強調して打ち出します。

「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷 ● 京丹波」は、地域の独特の人情味や風情を守りながら、この地に暮らす人びとが誇りと生きがいを見つけ、その喜びを共に分かち合いながら、京丹波町に暮らすことの価値を高めるとともに、さまざまな交流から生まれる活力によって、新しい時代に向かって飛躍するまちをめざそうとするものです。

この新たな将来像の実現に向けて、その方向を示したのが、右の図です。

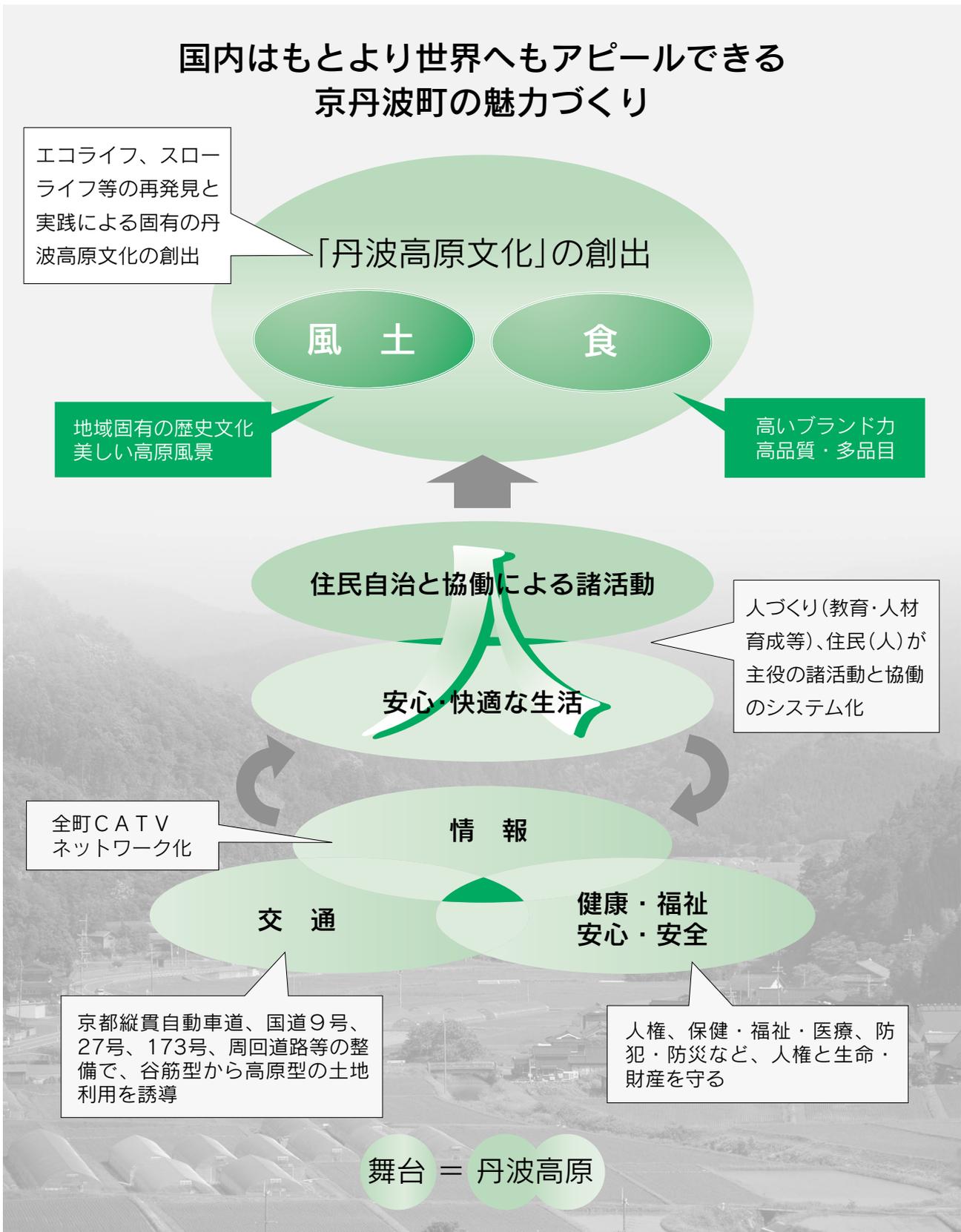
まちづくりの中心に人を位置づけ、人びとの生活の基礎となる交通や情報、健康・福祉、安心・安全等の基盤条件を整えることを大前提とし、安心して快適な環境の中で住民自治を育み、町民の間にエコライフやスローライフ等の要素の再発見と協働の精神で実践活動を進めていくことを基本とします。

それらの実践活動の成果として、「風土」と「食」を基軸とした個性ある「丹波高原文化」の創出を図り、国内はもとより世界へもアピールできる京丹波町にしていこうとするものです。

「風土」は、美しい京丹波の高原風景をつくり出し、また、水と緑豊かな環境を創生・保全し、地域特有の個性ある魅力をつくっていこうというねらいを含めています。

「食」は、高いブランド力を持つ高品質・多品目の商品を企画開発し、多様な経路を通じて販売していくこと等により、京丹波町の経済的な基盤を強化していこうというねらいを含めています。

丹波高原文化の郷づくりの基本イメージ



2 将来人口フレーム

将来人口フレームは、近年の動向を踏まえるとともに、今後の将来目標像達成に向けた施策展開による効果を考慮して設定することとします。

京丹波町の人口（住民基本台帳及び外国人登録人口）は、平成18年10月31日現在で17,676人です。

また、国勢調査人口は、平成7年にはこれまでの減少傾向から増加に転じたものの再び減少し始め、平成12年で17,929人であったのが平成17年は16,893人となっています。

京丹波町の将来人口は、近年の動向がそのまま推移すると、ゆるやかな減少傾向を続けることが予測されます。

こうした中で、京丹波町では、畑川ダム等の新規水源の確保のほか、道路交通網の整備やJR山陰本線の複線化による時間距離の短縮、産業振興による働く場の確保など今後の各種施策の展開により、定住のための基盤が一層整うこととなります。

また、団塊の世代をはじめ豊かな農村環境でのゆとりある暮らしを求める人びとが数多く存在する中で、これらの人びとがこれからの居住地として選択する条件も整っています。

したがって、まちづくりの進展による若者の流出の減少とともにU・J・Iターン者の増加を見込むとともに、一定の人口規模とバランスのとれた人口構成の確保による人的・経済的な地域活力の維持、向上をめざし、総合計画の目標年次である平成28年度の人口（定住人口）は18,000人を目標とし、さらに将来は、おおむね23,000人をめざします。

交流人口については、観光入込客数でみると、最近4～5年は約100万人前後で安定的に推移していますが、観光入込客以外にも、週末等に居住する半定住型の人口等も増加する傾向にあります。

したがって、将来目標像の達成に向けたまちづくりの展開により、交流人口は今後大きく増加していくことが期待できます。このため、交流人口は、目標年次の平成28年度は現状より30%増の130万人を目標とし、将来的には50%増の約150万人をめざします。

このようなことから、京丹波町の将来人口フレームを次のとおり設定します。

(単位：人)

| | 現 況 | 目 標 (平成28年度) | 将 来 (平成29年度以降) |
|-----------------|-----------|-----------------|-------------------|
| 総 人 口 (定住人口) | 16,893 | 18,000 | 23,000 |
| 交 流 人 口 | 1,000,000 | 1,300,000 | 1,500,000 |

3 地域構造

京丹波町の地域構造の特色

京丹波町の地域構造は、地形条件と古くから形成されてきた幹線道路や鉄道網、それらを基盤とした集落や市街地の発展等によって形づくられています。

その特色は、次のとおりです。

町 北部は山地が多くを占め、南部は起伏のゆるやかな高原地帯が広がっています。この中に幹線道路や鉄道が整備され、国道9号・27号と鉄道（JR山陰本線）が町の南東から北西へとほぼ平行して走り、また、国道173号がほぼ南北に走っています。

幹 線道路や鉄道の沿線を中心に集落や市街地が形成されており、その中でも国道9号（旧山陰街道）沿いに発達した須知・蒲生地区から桧山地区にかけては、京丹波町の中心的な地域となっています。その一方で、鉄道駅と市街地の関係は、地形的条件の制約もあって弱く、鉄道駅周辺における市街地の発達は、和知駅のある本庄地区を除いて限定的なものとなっています。

丹 波と瑞穂は国道9号で、丹波と和知は国道27号で、それぞれ互いに連絡することにより、町の中心部から北部や西部に向かう地域軸を形成していますが、瑞穂と和知の間は、比較的標高の高い山でさえぎられているため、幹線道路等が整備されていません。

近 い将来、町域を南東部から北西部にかけて貫くように京都縦貫自動車道が整備され、既設の丹波ICに加え、瑞穂IC（仮称）、和知IC（仮称）が設けられることになっており、現在の京丹波町の地域構造が抜本的に再構築されます。特に、瑞穂と和知との連絡強化が期待されます。

めざす地域構造

京丹波町がめざす地域構造は、これまで形成されてきた構造を基本としながら、次のような方向に強化・発展させることとします。

京丹波町全域で示す丹波高原ゾーンと環状軸による骨格構造の形成

地 域全体を「丹波高原ゾーン」として位置づけます。

丹 波高原ゾーンは、国道(9号・27号・173号)、整備が進められている京都縦貫自動車道等の幹線道路によって環状に形成される交通軸で一体的なものとなります。



環状軸上に町民サービスと都市との交流拠点となる「拠点」と「エリア」の配置

町 の環状軸上に三つの地域拠点（須知・蒲生地区、桧山地区、本庄地区）が配置される形になります。これらの地域拠点のうち、須知・蒲生地区を京丹波町の地域中心拠点（核）として位置づけます。



行 政、商業、保健・福祉、医療等の町民サービス機能や各種の交流機能等が数多く立地する須知・蒲生地区から桧山地区にかけての地域を、京丹波町の中心的な機能の集積を図る「丹波高原にぎわい交流エリア」として位置づけます。



北 部の本庄地区を中心とし北部に広がる水、緑等の美しい自然が展開する地域を、豊かな環境の中で人と自然、人と人がふれあい交流する「水と緑のふれあい交流エリア」として位置づけます。



環状軸上に鉄道利用型のエントランスエリアの創出

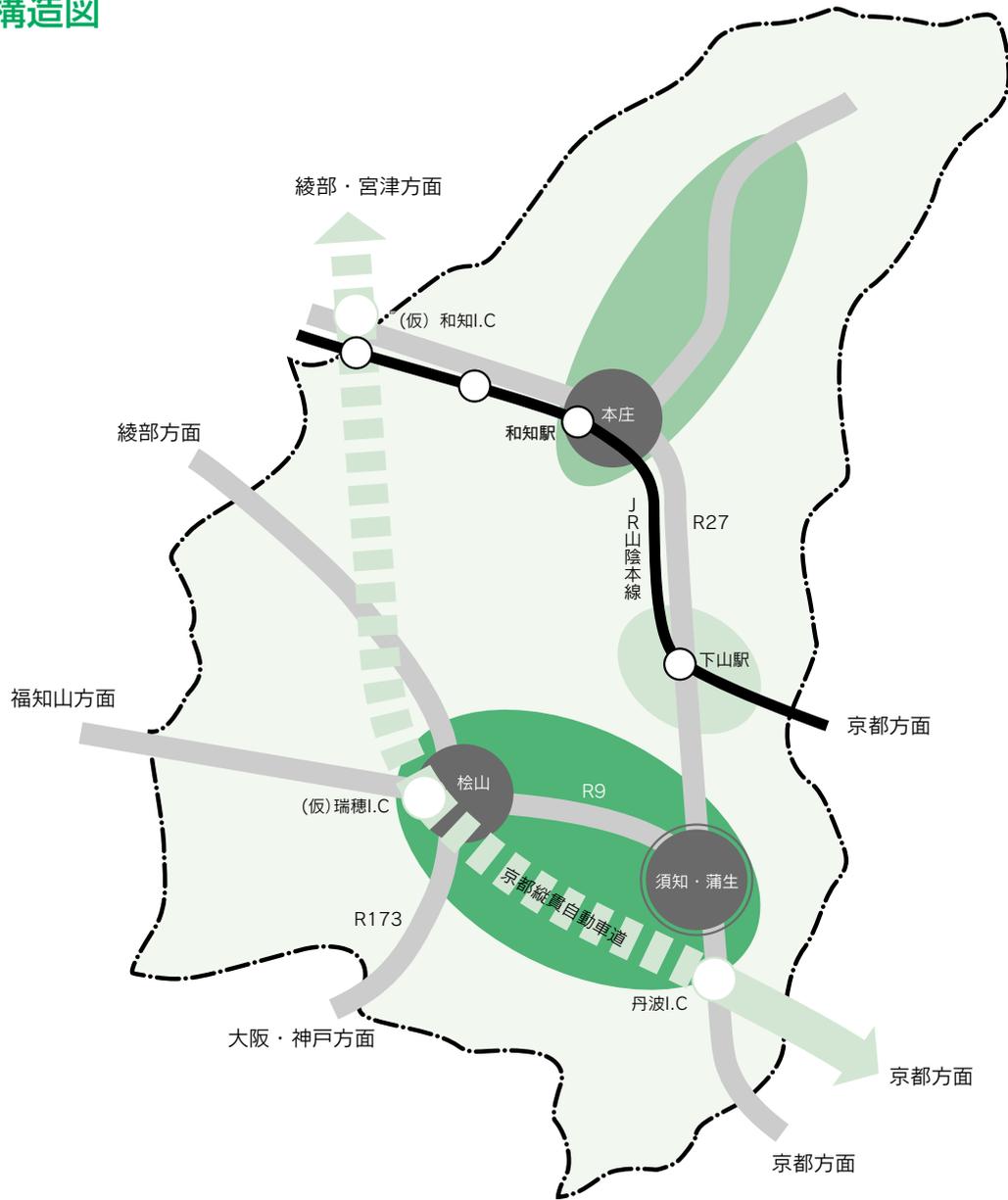
今後の京丹波町の発展を考慮すると、都市との交流活動がますます重要になります。交流活動は、従来は自動車交通による誘客だけに重点を置いて取り組んできましたが、今後は、団塊の世代を中心に鉄道利用者も増加していくことが予想されることから、鉄道を活用した誘客戦略を展開します。

京都方面から「丹波高原文化の郷」への玄関口となる下山駅とその周辺を「丹波高原エントランスエリア」として位置づけ、丹波高原への玄関口にふさわしい地域としての整備を図ります。ただし、地形が起伏に富んでいるため、一体的な地域としての面的な展開は難しいことから、国道27号下山バイパスの沿線地域等を中心に高原地域らしい機能の充実や景観づくり、町民の健康保養対策などを進めます。

和知駅とその周辺は、鉄道利用者と自動車利用者いずれもが集うことのできる地域拠点、さらには「水と緑の交流エリア」の核としてふさわしい地域としての整備を図ります。



地域構造図



| | | |
|---|---------------|---|
|  | 丹波高原ゾーン | 緑豊かな高原と調和した多様な都市活動が展開されるゾーン |
|  | 丹波高原にぎわい交流エリア | 行政、商業、医療・福祉等多様な都市機能が立地するとともに、豊かな自然環境等を生かした観光・レクリエーション等により多彩な交流が展開されるエリア |
|  | 丹波高原エントランスエリア | 駅を中心に鉄道による丹波高原の玄関口としての展開を図っていくエリア |
|  | 水と緑のふれあい交流エリア | 美しい自然環境の中で、人と自然、人と人がふれあう場として活用を図るゾーン |
|  | 地域拠点 | 住民の生活に密着した都市機能が集積する地域拠点 |
|  | 地域中心拠点 | 町の中心的な拠点（核） |
|  | 地域内連携・交流軸 | 地域の生活や歴史・文化に密着した交流を促進し、各拠点との結びつきを深めつつ、町の一体性を高める道路による地域内連携・交流軸 |
|  | 広域連携・交流軸 | 本町と周辺市町、京都、大阪などを相互に結び、多様な交流を育む広域連携・交流軸 |
|  | 鉄道・駅 | |

第2章

主要プロジェクトの
設定と方向づけ

主要プロジェクトの設定と方向づけ

暮らしの安全・安心、保健・福祉、次世代育成・教育、産業振興、若者定住、環境など各般の政策領域を進めていくことはまちづくりの大前提として踏まえながら、京丹波町が計画期間内に重点的に展開する主要プロジェクトを設定します。

このプロジェクトは、「住民が愛し誇ることができる地域づくり」や「人が訪れ滞在したくなるまちの魅力の発揮」、「自立的な地域経営の確立」などのために、いま一步踏み込んで構想期間に集中して取り組むものを指します。

また、京丹波町として新しいまちづくりを進めるにあたって、従来、個別の三つの町であったがために、十分に活用できていなかった多彩な人材や地域資源をさまざまに工夫し結びつけて最大限に活用し、より大きな魅力を発揮していくことを企図しています。

1 プロジェクトの設定

「丹波高原文化の郷」の創造・発信

京丹波の“丹波高原文化”は、この地域固有のものとして人びとの暮らしの中に存在するあらゆる生活文化をいいます。

高原の「風土」や、丹波黒大豆、丹波大納言小豆、丹波松茸、丹波栗などの丹波ブランド産品に代表される「食」周辺には、競争力の高い文化的価値がまだまだ眠っています。

この“丹波高原文化”を発見・再発見し、高め、つなぎ、さらに磨いて、広く発信するとともに、地域所得の向上や若者が夢を持てる地域づくりへと結びつけていきます。



ぐるりと結ぶ「丹波高原文化の郷」周遊ルートの形成



国道27号下山バイパス整備と京都縦貫自動車道の延伸が完了することで、京丹波町の地域構造は樹枝状から網の目状へと一変します。

高原を周遊するルートから生まれる新風を、京丹波の“丹波高原文化”や町民の一体感の醸成へとつなげていきます。

人がつながり、丹波高原にひろがる元気なまちづくり

京丹波の“丹波高原文化”は、町民の生活文化そのものです。この地に暮らす人びとが健康でいきいきと、たくさんのふれあいを楽しむことの中でこそ、その文化は花開きます。

人づくりを基本に据え、「京丹波町のことは私たちがいちばん知っている」「まちづくりの主役は私たちだ」といえる町民が一人でも多くなるよう、また、だれでもそれぞれの立場で気軽にまちづくりに参画できるよう、町民等の交流・連携を活発化させ、町の一体感を醸成していきます。



2 プロジェクト別方向づけ

「丹波高原文化の郷」の創造・発信

京丹波町には、丹波ブランドに代表されるように、古くからの京の都との強い結びつきの中で培われ、京の生活文化・食文化と密接に結びついた、実体と歴史のある“丹波高原文化”が息づいています。これを内外に「丹波高原文化の郷」として発信していくため、次のような取組みを行います。

丹波高原四季の顔づくり

「丹波高原文化」のPR

四季折々の丹波高原の魅力を「食」「歳時」「暮らし」など多面的に抽出し、内外に向けて徹底して打ち出すとともに、各種ツールを活用してPR活動を展開します。また、その中で、特に優れたものを「丹波高原文化の郷100選」等として選定するなど、内外に向けてアピールします。



高原らしさを醸し出す 景観づくり

「丹波高原文化の郷」にふさわしい景観づくりを進めていくため、「景観ガイドライン」等を策定し、町民、団体、民間事業者等と行政との協働による取組みを推進します。特に幹線道路や鉄道沿線、バス停、川沿いなどを重点的に修景します。

国道9号、27号、173号等の主要幹線道路をシンボルストリート化するため、高原らしさを演出する景観づくりに向けて関係機関に働きかけます。



丹波高原都市の 中心市街地づくり

京丹波町の地域中心拠点（核）となる須知・蒲生地区において、中心市街地としての整備を検討します。

玄関口エリアの形成

道路を利用して来訪する人びとに対して、京阪神、府北部、山陰方面との道路交通の結節点という好条件を生かし、京都縦貫自動車道IC、各道の駅などを道路交通による丹波高原の玄関口として位置づけ、産業・交流活動等を推進します。



鉄道を利用して来訪する人びとに対して、JR駅を生かし、下山駅周辺地区及び和知駅周辺地区について、鉄道による丹波高原の玄関口としてふさわしい環境づくりを推進します。

地域産業の発展と 美しい国土づくり

農林業後継者の育成や多様な担い手の確保、組織の育成などにより、農林業経営の発展をめざすとともに、農地や森林の荒廃を防止し、これらの持つ多面的機能を維持して、次代へ引き継ぐ美しい国土づくりに努めます。



丹波高原食文化の第6次産業化

地域特産物等の 生産の維持・発展、拡大

わが国の産物を代表する丹波黒大豆、丹波大納言小豆、丹波松茸、丹波栗等をはじめとする地域特産物の生産を維持・発展させます。

ソバ等の新たな地域特産物の企画・開発を行い、販売経路の拡大と連携させながら生産拡大を図ります。



農林産物加工特産品の 企画・開発

地域農林産物を活用した加工品の企画開発を積極的に推進し、特産加工品の種類の豊富化と水準の向上を図ります。

特産加工品の企画・開発に取り組む起業の育成を促進するとともに、誘導・支援を図ります。

特産加工品づくりについて、重要な役割を果たす女性の組織的な取組み等の促進・支援を図ります。



販売経路の拡大と 戦略的販売の促進

市場出荷に加えて、産地直売、通信販売、インターネット販売等の多様な販売経路を開拓し、戦略的な販売活動を展開します。



生産～加工～流通・販売の連携強化による「京丹波高原ブランド」の創出

生産から販売に至る一連の活動を連携させ、安全・安心・こだわりの食材、良質の木材、農林産物加工品等を「京丹波高原ブランド」として打ち出し、市場開拓・市場拡大を積極的に推進します。

「京丹波高原ブランド」づくり推進体制の整備

「京丹波高原ブランド」の生産から加工・販売に至る各過程の推進者について、後継者や組織の育成を図ります。

新たにチャレンジする推進者を町外からも求め、受け入れ態勢を整えながら、強力な推進体制づくりに努めます。

丹波高原文化づくり

伝統的な祭りや 行催事・伝統芸能等の 保全・継承

人びとの暮らしや風土の中で育まれてきた伝統的な祭りや行催事、伝統芸能等地域固有の文化の保全を図るとともに、次代へ継承する取組みを推進します。



新しい 「丹波高原文化」の創出

町民の文化芸術活動の活発化と交流機会の拡充等により、文化の香り高いまちづくりを進めます。

町内外の人びとの交流を深めていく中で、新しい「丹波高原文化」づくりを意識的・積極的に推進します。



ぐるりと結ぶ「丹波高原文化の郷」周遊ルートの形成

合併し京丹波町となったことで、旧3町それぞれではつくり出せなかった“丹波高原文化”を大きく打ち出すことができるようになりました。

そのような中で、町内を周回できるルートの整備は、町民の生活利便性と町の一体感の醸成、また、観光面でも重要な位置を占めています。

そこで、現在進められている国道27号下山バイパスの早期完成、また、京都縦貫自動車道の延伸についての働きかけを強めるとともに、これら全体として「丹波高原文化の郷」周遊ルートとしての位置づけを行い、ネットワーク化を推進します。

丹波高原周遊ルートづくり

「丹波高原文化の郷」のネットワーク化（観光ネットワークの整備）に合わせて、安全かつ快適に移動できるよう道路等の整備を推進します。

町内周遊ルートの形成

町民の重要な交通手段でもあるバス交通の充実と運行の効率化を図るとともに、季節ごとに旬の観光体験スポットをつなぐなど、周遊コースの整備を検討します。



「丹波高原文化の郷」周遊ルートの一体的な景観づくり

景観ガイドライン等を踏まえ、「丹波高原文化の郷」周遊ルートとしての位置づけを重視した一体的な景観形成等を促進するとともに、国や府に対しても協力を働きかけます。

丹波高原地域幹線ルートづくり

国道27号下山バイパスの整備促進と沿道地域の活用

国道27号下山バイパスの早期完成に向けて国への働きかけを行います。また、沿道の工業適地等において、“丹波高原文化”を支える地場産業の育成や立ち寄りスポットの整備等を図ります。

京都縦貫自動車道の延伸促進とIC周辺の地域づくり

京丹波町では、京都縦貫自動車道が丹波ICで途切れていることから、通過交通が京丹波町に立ち寄るという好条件にありますが、延伸によってこの条件が失われることが危惧されます。延伸に伴ってインターチェンジ周辺の地域づくりを進める中で、京丹波町の玄関口としての役割の強調や、京丹波町内三つのインターチェンジの有効な活用による連携の強化をめざします。

人がつながり、丹波高原にひろがる元気なまちづくり

だれもが京丹波町に誇りと愛着を感じ、町政や地域づくりにかかわりを持ちながら、町民としての一体感を意識しながら生活ができる地域づくりを進めます。そして、町民が自ら自信と誇りを持って健康で心豊かに生活できるよう、人材の育成をはじめ、コミュニケーション基盤の充実と町民のふれあい・参加・協働の機会拡充を図ります。

企画・マネジメント組織づくり

企画・マネジメントに携わるチームの編成

「丹波高原文化の郷」づくりを総合的にプロデュースするチームを、町内外の人材により編成します。同チームは、協働の取組みを促しながら、地域経営の視点から各般の取組みを巻き起こす要としての役割を果たす組織として位置づけます。

協働のまちづくりの展開

町民の自治意識の高揚と一体感の確保を図り、主体的にまちづくりに取り組む組織（住民自治組織等）をはじめ、NPO、ボランティア活動等の団体、民間事業者等と行政の協働によるまちづくりを展開します。

また、町民が自らのまちを知り、愛し、誇りを持って気軽にまちづくりに参画できる環境をつくります。

次代を担う人づくり

次代を担う青少年が郷土（京丹波町）を愛し、それぞれの個性を発揮しながら京丹波町の担い手として健全に育つよう、家庭・地域・学校、関係機関が一体となって子育て・子育てを支え、家庭教育、学校教育、社会教育などのあらゆる機会において、教育の充実を図ります。



※NPO：Non-Profit Organizationの略語で、直訳すると非営利団体となる。政府・自治体・私企業とは独立した存在として、民間や住民の手によって構成された、利益を追求することを主目的としない社会貢献や慈善活動を行う活動組織のこと。

※ボランティア：自発的な意志により社会的な奉仕活動を行うこと。一般的には無報酬での活動を指す。
※子育て：子どもが心身共に成長する力を自ら持っていることを指す。また、地域全体で支えるという視点を重視した言葉でもある。

情報ネットワークづくり

情報ネットワークの整備による町の一体化

ケーブルテレビ施設を町全域に拡張し情報施設の一元化を図ることにより、町民が主役のまちづくりのためのコミュニティの育成と、効率的で効果的なまちづくりを展開します。

情報共有によるまちづくりの推進

ケーブルテレビ、インターネット、広報紙等の特長を生かし、議会や行政情報をはじめさまざまな情報を共有することを通じて、町民意識のまとまりを高めます。そして、町民、団体、民間事業者等と行政が一体となって取り組むまちづくりを進めます。



定住環境づくり

水資源開発による安定的な定住基盤の確立

将来にわたり安全で安定した水資源の確保に向けて、畑川ダムの建設促進と水道統合整備の推進により、未給水住宅団地等への給水による安定的な定住基盤の確立を図ります。

就業環境の強化

定住のための基本的な条件として働く場の確保を重要なものとして位置づけ、「第6次産業化」による地域産業の抜本的な強化を図るとともに、就労機会の拡充に努めます。

京丹波町がめざす「丹波高原文化の郷」にふさわしい企業の誘致に戦略的に取り組みます。

定住のための受け入れ態勢づくり

町内で就業の機会を求める若者、町外から週末居住や定年後居住等を志向し、UJIターンによる定住の地を求める人びとがあります。

こうした中で、大都市に近い環境豊かな地域としての特徴を生かし、地域の若者や新たに定住の意志のある人びとにとって、さらに魅力的なまちとなることをめざした住宅整備、受け入れ態勢づくりを進めます。



健康・福祉のまちの確立

町民一人ひとりが互いの人権を尊重し、支え合い、健康で生きがいの持てる生活を送ることができるよう、町民の健康づくりと地域の福祉力を強化し、健康・福祉のまちの確立を図ります。



安心・安全な暮らしの確保

防災体制の充実、防災意識の高揚などにより災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみで犯罪、事故等に遭わない取組みを推進し、町民の安心・安全な暮らしを確保します。



第3章

基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて

1

町民、団体、民間事業者等と行政との協働によるまちづくりの推進

京丹波町のこれからのまちづくりは、町民、団体、民間事業者等と行政との協働を基本とします。

町や地域が抱える共通の目標や課題に対し、町民、団体、民間事業者等と行政などが相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、共に考え互いに協力し合って実践していきます。

2

地域マネジメント組織による実践

総合計画を推進するにあたって、主要プロジェクトに掲げた体制「総合的にプロデュースするチーム」が担い果たすべき役割は非常に重要です。町（庁）内外の知恵と経験を集めて、段階ごとのねらいを明確にした取組みを進めます。

3

効率的な行財政運営と協働による地域経営

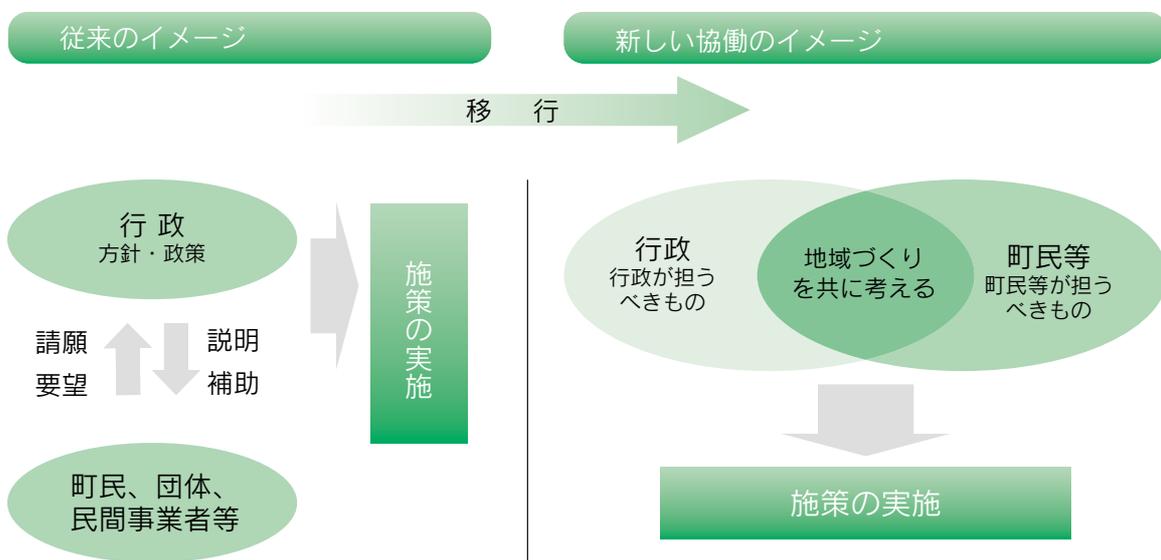
総合計画に基づく施策を計画的に推進するため、行財政改革の徹底と町職員の資質の向上を基本とし、評価と継続的な見直しを重視したCAPDサイクル（「Check／評価」→「Action／改善」→「Plan／計画」→「Do／実行」）を導入した効率的な行財政運営、さらには協働による地域経営をめざします。

特に主要プロジェクトは、今後の京丹波町の特色づくりに寄与するとともに、地域経済力を高め町民生活を豊かにする上で先導的な役割を果たすものであることから、それにかかわる施策の実現に特別の配慮を行います。

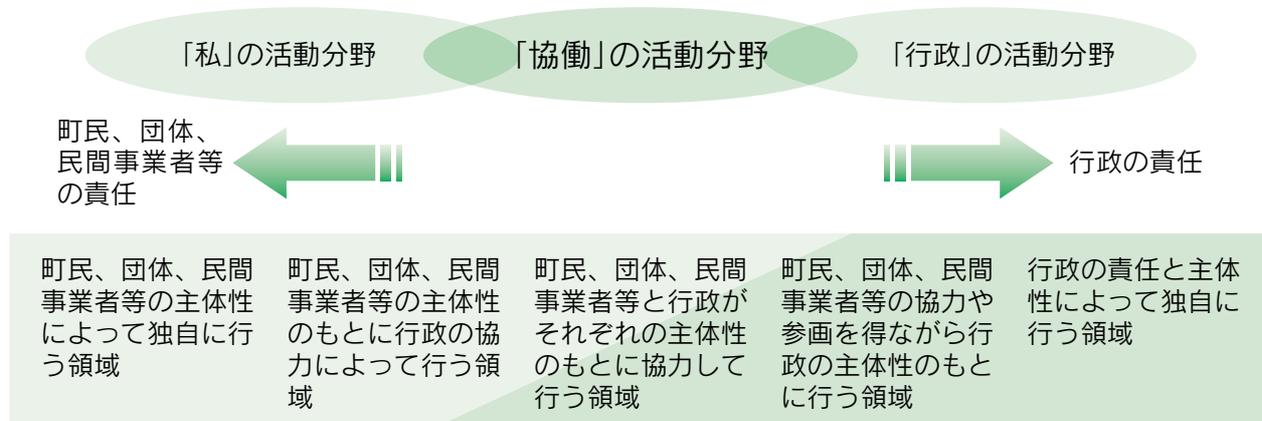
なお、施策の推進にあたっては、町民、団体、民間事業者等との協働を重視することから、これに向けた体制を整えていきます。あわせて、町職員のまちづくりへの参画を促進します。



町民等と行政との協働のイメージ



町民等と行政との役割分担



人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち

丹波高原文化の郷 ● 京丹波

第3部

基本計画

第1章

まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針

基本構想に掲げた京丹波町の将来目標像「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷●京丹波」の実現に向けて、次の六つの基本方針のもとで総合的かつ体系的な施策の展開を図ります。



基本方針 1 ～ 人材 ～

未来をひらく人を育てます

「まちづくりは人づくり」の考えのもと、「丹波高原文化の郷」の未来をひらく人を育てていきます。次代を担う子どもたちが、健やかでたくましい心と体をはぐくむことができるように、また、生涯を通じた学びの基礎を身につけることができるように、知育・徳育・体育・食育の調和がとれた質の高い教育を推進します。特に、地域の多彩な人材や歴史・文化、自然など豊富な地域資源を生かした体験学習の充実を図ることで、生まれ育った京丹波の地に愛着を感じ、誇りを持つ子どもを育て、ひいては、将来のまちづくりを担う人材が育つことを期待します。

また、人権尊重の取り組みをはじめ、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等の振興を図ることで、町民だれもが生涯にわたって生きがいを感じながらともに暮らすことができる地域づくりを進め、対話とふれあいの中で、すべての町民が主役となる特色ある地域文化の醸成を図ります。

基本方針 2 ～ やすらぎ ～

人と人、みんなが支えあう、 安心・安全なまちをつくります

すべての町民による「ふれあい」と「支えあい」を基礎とした、安全でやすらぎのある暮らしができるまちづくりを進めます。

町民の生命と安心の確保を担い、疾病予防対策と健康増進を図る「保健・医療」、さまざまな生活課題に対応する福祉サービスの利用保障に向けた「福祉」、町民の生命や財産を守るための「防災、交通安全等」のそれぞれの分野において、町民の安心・安全を確保するための施策を推進します。特に、子どもは「地域の宝」、さらには「本町の宝」として、町民挙げて子どもを見守り、子育てを支えていきます。

基本方針 3 ～ 魅力 ～

魅力ある産業をはぐくみます

京丹波町の特性や地域資源を最大限に生かした魅力ある産業をはぐくみます。

地域の産業を自然・歴史・文化資源のネットワーク化と連携させていくことは、「丹波高原文化の郷」づくりの重要な基盤のひとつと考えます。そのため、ブランドの確立等による農林水産業の育成・振興と地域生活に根ざした商工業の活性化、都市との交流の活発化などを図ることで、本町の自然やわたしたちの暮らしになじみ、かつ、全国・世界へとアピールできる新しい地域産業の形成をめざします。

基本方針 4 ～ 潤い ～

豊かで美しい環境を守ります

丹波高原に広がる豊かで美しい自然・生活環境を良好な状態で保全し、自然を愛し自然と共に生きる緑豊かな農山村として魅力を高めながら次代へ引き継いでいきます。施策の推進にあたっては、身近な自然・生活環境の問題が地球環境の問題にまで結びついていることを意識して取り組む必要があります。その上で「丹波高原文化の郷」にふさわしいまちとなるような景観づくり、省資源・再利用・再資源化による資源循環型社会の構築、ごみの不法投棄防止・環境美化など多様な取組みを展開していきます。

基本方針 5 ～ にぎわい ～

人が暮らす、集う、 定住・交流の基盤をつくります

働く場の確保や社会基盤等の整備を推進し、人びとが暮らし、集うための安定した定住・交流の基盤を築きます。そのため、定住基盤となる企業誘致や住宅整備、旧来からの懸案であった水資源の確保と上水道の安定供給、下水処理施設の整備、京都縦貫自動車道の整備とあわせた新たな道路・交通体系の確立、情報施設の一元化等を推進し、定住人口とともに交流人口の増加をめざします。

基本方針 6 ～ 地域力 ～

まちづくりのしくみをつくり、強めます

町民、団体、民間事業者や行政等による協働のまちづくりを効果的に推進するための仕組みをつくり、自立した力強い行政運営とその充実・推進により「丹波高原文化の郷」の魅力を高めていきます。そのため、開かれた、わかりやすい行政など、町民が一体感や連帯感をはぐくみ、誇りと愛着を持ってまちづくりに参画できる環境をつくるとともに、行政運営の効果・効率性を高めていきます。

コミュニティ（地域社会）は、町民のさまざまな活動を支える基礎として重要なものであるため、地域自治、防災、環境美化などの地域活動が活発に行われるように促進を図ります。

※**地域力**：地域社会の問題について住民をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

※**コミュニティ**：地域社会において住民相互の親ばく、連帯、協力など共同生活を営んでいくうえで大切な「つながり」全般を指す。

計画の構成

計画策定の趣旨

- 3町合併後の新たなまちづくり
- 時代的变化への対応
 - 社会経済の成熟化
 - 分権時代の到来
 - 日本文化のルーツ・ふるさと探し
 - 少子高齢化と人口減少時代の到来
 - その他の時代潮流の進展
 - 地域における広域交通環境の変化

京丹波町の特性

- 立地的特性
 - 由良川上流域の分水嶺地域
 - 大都市近郊の自然環境豊かな農業地域
- 自然的特性
 - 高原地帯
 - 日本海側気候・内陸性気候
- 歴史的背景
 - 独自の文化を醸成
 - 交通の要衝・結節点として発展
 - 特色ある農林産物の供給地
 - 地域に根づく伝統文化
 - 工業の進出、住宅団地の開発
 - 都市との交流活動による地域活性化
- 町の沿革・3町合併の経緯
- 町の概況
 - 人口動向
 - 人口の流入出の動向
 - 就業構造
 - 観光入込客数
 - 観光・交流の取組み
- まちづくりに対する住民の意向
 - 住民アンケート調査結果
 - 京丹波町の魅力
 - 今後のまちづくりの主要な取組み 等

まちづくりの基本的な留意事項

地域の立地特性を
十分に生かす

京丹波町全体としての
まとまりや連携の強化

地域基盤の
ネットワークの強化

協働のまちづくりの推進

将来目標像

人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち
丹波高原文化の郷 ● 京丹波

主要プロジェクト

- 人がつながり、丹波高原にひろがる元気なまちづくり
- ぐるりと結ぶ「丹波高原文化の郷」周遊ルートの形成
- 「丹波高原文化の郷」の創造・発信

めざす地域構造

- 京丹波町全域
丹波高原ゾーン
- 地域拠点の配置
須知・蒲生地区（中心拠点）
桧山地区
本庄地区
- エリアの配置
丹波高原にぎわい交流エリア
水と緑のふれあい交流エリア
丹波高原エントランスエリア

まちづくりの基本方針

～人材～

未来をひらく人を育てます

～やすらぎ～

人と人、みんなが支えあう、
安心・安全なまちをつくります

～魅力～

魅力ある産業をはぐくみます

～潤い～

豊かで美しい環境を守ります

～にぎわい～

人が暮らす、集う、定住・交流の基盤をつくります

～地域力～

まちづくりのしくみをつくり、強めます

第2章 ~人材~

未来をひらく人を育てます

- 1 人権尊重
- 2 幼児・学校教育
- 3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション
- 4 子ども・青少年の健全育成
- 5 文化
- 6 国際・地域間交流

基本方針 1 ～人材～ 未来をひらく人を育てます

1 人権尊重

現況と課題

〔人権意識の高揚と人権擁護〕

本町では、人権に関するテーマを取り上げた講演会や映画会を開催し、あらゆる人権問題について学習する場や、親子の語り合いを通じて子どもの人権意識をはぐくむ機会の提供などにより、町全体の人権意識の高揚に努めています。また、人権問題についての正しい理解や認識の基礎、互いの個性や価値観の違いを認め自己を尊重し他者を尊重する態度・実践力を養うため、京丹波町人権啓発推進協議会と連携を取りながら、人権強調月間である8月と人権週間のある12月に人権啓発を実施しています。

人権擁護に係る取組みとしては、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員11人による心配ごと相談のほか、園部人権擁護委員協議会活動として京都地方法務局園部支局等での人権相談などを行っています。

今後は、町民一人ひとりがあらゆる人権問題を身近な問題として、また、自らの課題として人権学習等に取り組み、互いに尊重しあい、すべての人が幸せに暮らせる明るいまちを築いていかなければなりません。DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童・高齢者虐待も極めて重要な人権侵害ですが、この問題については、児童虐待防止ネットワーク会議、保健師による個別相談等に対応しており、虐待防止に向けての対策や総合的な相談窓口の設置等相談体制の充実が求められています。

〔男女共同参画の社会づくり〕

男女が共に自らの自由な選択によって生き方や暮らし方を選び、均しく社会参加できる男女共同参画社会づくりについては、その重要性がますます高まっています。

本町では、平成19年3月に「京丹波町男女共同参画計画」を策定しました。計画では、基本理念に「男女が互いに支えあい 生き生きとすごせるまち 京丹波」を掲げ、基本目標の「思いやりの心で育む意識づくり」「一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり」「生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり」「男女がともに輝く社会づくり」をもとに施策を展開し、男女共同参画社会の実現をめざしています。

(1) 人権意識の高揚と人権擁護

人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京丹波町人権教育・啓発推進計画」を策定します。計画では、本町が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに人権施策の方向性を示し、これに基づいた各種の人権尊重に向けた取組みを進めます。

人権啓発推進協議会や各区の人権学習推進委員との連携により人権学習等を実施し、町民の人権意識の高揚を図ります。

差別や虐待、犯罪被害などによる人権侵害が起こらない地域づくりの取組みとして、犯罪や非行の防止、虐待予防対策の強化、罪を犯した人の更生についての理解促進を進めます。

《取組み例》

- 京丹波町人権教育・啓発推進計画の策定
 - 相談体制の充実
 - 職員研修の充実
- 人権啓発の推進
 - 街頭啓発の実施、懸垂幕・横断幕・のぼり旗等の掲出
 - 広報啓発（広報紙、ケーブルテレビ等）の充実
 - 人権啓発冊子など啓発物品の作成、配布
- 人権教育（学習）の充実
 - 町人権啓発推進協議会活動促進
 - 映画上映会・人権講演会の実施
 - 地域における人権学習の機会づくり（人権学習推進委員活動）
 - 学習機会への参加のしやすさの向上
- 人権擁護活動の推進
 - 相談体制の充実
- 差別や虐待、犯罪のない地域づくりの推進
 - 社会を明るくする運動
 - 罪を犯した人の更生についての理解促進
 - 子どもの生命・人権を守る取組みの強化（別掲）
 - 高齢者虐待の予防と対策の強化（別掲）
 - 障がいと障がいのある人への理解促進（別掲）

(2) 男女共同参画の社会づくり

京丹波町男女共同参画計画に基づき、多様な機会でも男女平等意識の啓発推進と高揚を図り、男女それぞれの特性を生かしながら家庭・職場・地域社会においてそれぞれ自立し、自覚と責任を持つ中で、互いを尊重しあい、支えあう社会をつくります。

《取組み例》

- 男女共同参画計画の推進

2 幼児・学校教育

現況と課題

本町には、町立教育施設として幼稚園1園、小学校8校、中学校3校、また、学校給食センターが2施設あります。

就学前教育と保育の役割はそれぞれ幼稚園と保育所が担っていますが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）」の施行に伴い、これら施設における幼保一元化がさらに求められると予測されるため、早急な検討が必要となっています。

児童・生徒数は減少傾向にあり、小学校においては、平成17年以降は児童総数が9百人台にまで減少しています。平成18年度においては、質美小学校が複式学級（2学年・3学年による同一教室学習）となり、以降はそれが常態化するほか、他校でも新たに複式学級になることが予想されています。このような児童数の減少、学校施設の老朽化などの対策として、旧丹波町において須知小学校と高原小学校を統合し、平成12年度に丹波ひかり小学校になり、また、旧和知町においても町内の3小学校が統合し、平成13年度に和知小学校になり、それぞれ新しい学校区での教育をスタートさせました。旧瑞穂町の区域（瑞穂地区）においては、児童数の減少と学校施設の老朽化の問題、さらには耐震化の課題を抱えており、学校統合についての検討が喫緊の課題となっています。

学校教育では、学力の向上を中心として、道徳教育、人権教育をはじめ、情報化や国際化、環境問題に対応した教育のほか、地域の伝統文化や特性を生かした教育、豊かな自然など地域資源を生かした体験学習などの多様な教育の展開を進めるとともに、食育の推進、児童・生徒の安心・安全の確保などに取り組み、次代を担う児童・生徒の育成に努めています。

今後は、少子高齢化の影響を受け児童・生徒の教育をめぐる環境が変わりつつある中で、それらの変化に柔軟に対応しながら、教育内容の充実や教育環境の改善、教員の人材育成、家庭教育力・地域教育力の回復などに向け、学校と家庭・地域との連携などを強化し、本町の未来を担う子どもたちを育てていくことが必要です。

あわせて、現在、旧町ごとに異なっている学校給食体制の見直しと、健康問題と食育指導の推進などの観点から幼稚園と中学校の完全給食実施に向けての検討が必要となっています。

■児童・生徒数の推移

| 調査年 | 町立小学校 | 町立中学校 | 府立須知高等学校 |
|-------|-------|-------|----------|
| 平成 9年 | 1,156 | 697 | 506 |
| 10年 | 1,149 | 657 | 482 |
| 11年 | 1,086 | 668 | 479 |
| 12年 | 1,063 | 608 | 459 |
| 13年 | 1,068 | 581 | 430 |
| 14年 | 1,031 | 550 | 430 |
| 15年 | 1,035 | 542 | 383 |
| 16年 | 1,017 | 544 | 322 |
| 17年 | 987 | 524 | 298 |
| 18年 | 983 | 505 | 311 |
| 19年 | 913 | 497 | 332 |

学校基本調査（単位：人 平成9年～17年の数値は旧3町の合計）

■ 幼稚園、小・中学校ごとの児童・生徒数の状況

〔幼稚園〕

| 名称 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|----|-----|-----|-----|----|
| 須知 | 20 | 26 | 31 | 77 |

〔小学校〕

| 名称 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 | 5学年 | 6学年 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 竹野 | 8 | 11 | 7 | 12 | 11 | 10 | 59 |
| 丹波ひかり | 45 | 55 | 52 | 62 | 58 | 48 | 320 |
| 下山 | 12 | 9 | 15 | 15 | 8 | 18 | 77 |
| 桧山 | 18 | 10 | 20 | 20 | 19 | 20 | 107 |
| 明俊 | 15 | 10 | 9 | 11 | 9 | 14 | 68 |
| 三ノ宮 | 9 | 8 | 9 | 8 | 14 | 8 | 56 |
| 質美 | 4 | 5 | 2 | 9 | 8 | 10 | 38 |
| 和知 | 18 | 39 | 26 | 42 | 43 | 20 | 188 |
| 計 | 129 | 147 | 140 | 179 | 170 | 148 | 913 |

〔中学校〕

| 名称 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 蒲生野 | 94 | 73 | 82 | 249 |
| 瑞穂 | 58 | 34 | 54 | 146 |
| 和知 | 35 | 37 | 30 | 102 |
| 計 | 187 | 144 | 166 | 497 |

学校基本調査
(単位：人 平成19年5月1日現在)

■ 幼稚園・学校施設の状況

| | 名称 | 施設 | 建築年度 | 構造 | 棟数 | 面積 |
|-----|-------|------|----------|-----|--------|--------|
| 幼稚園 | 須知 | 校舎 | 昭和53 | RC | 1 | 1,339㎡ |
| | | 体育館 | - | - | - | - |
| 小学校 | 竹野 | 校舎 | 平成3 | 木造 | 7 | 1,789㎡ |
| | | 体育館 | 平成3 | RC | 1 | 680㎡ |
| | 丹波ひかり | 校舎 | 平成11 | RC | 2 | 4,935㎡ |
| | | 体育館 | 平成11 | RC | 1 | 919㎡ |
| | 下山 | 校舎 | 昭和41 | RC | 2 | 2,149㎡ |
| | | 体育館 | 昭和61 | RC | 1 | 799㎡ |
| | 桧山 | 校舎 | 昭和49 | RC | 1 | 2,814㎡ |
| | | 体育館 | 昭和49 | その他 | 1 | 582㎡ |
| | 明俊 | 校舎 | 昭和39 | RC | 2 | 1,869㎡ |
| | | 体育館 | 昭和38 | その他 | 1 | 507㎡ |
| | 三ノ宮 | 校舎 | 平成7 | RC | 1 | 1,902㎡ |
| | | 体育館 | 平成8 | RC | 1 | 523㎡ |
| 質美 | 校舎 | 昭和35 | 木造 | 3 | 1,619㎡ | |
| | 体育館 | 昭和35 | RC | 1 | 389㎡ | |
| 和知 | 校舎 | 平成13 | RC | 1 | 4,740㎡ | |
| | 体育館 | 平成13 | RC | 1 | 1,087㎡ | |
| 中学校 | 蒲生野 | 校舎 | 昭和58 | RC | 3 | 4,440㎡ |
| | | 体育館 | 平成13 | RC | 1 | 1,138㎡ |
| | 瑞穂 | 校舎 | 昭和60・平成2 | RC | 2 | 3,294㎡ |
| | | 体育館 | 昭和32 | RC | 1 | 909㎡ |
| | 和知 | 校舎 | 昭和46 | RC | 2 | 2,857㎡ |
| | | 体育館 | 昭和47 | RC | 1 | 945㎡ |

RC=鉄筋コンクリート

(平成19年3月1日現在)

計画

(1) 教育環境の改善

① 幼稚園・学校施設の整備・充実

少子化の進展等による児童数の減少と学校施設の老朽化に対応するため、小学校の統合等について地域住民や保護者等と協議しながら検討を進め、学校規模の適正化を図ります。

就学前の児童に対して教育、保育等を総合的に推進するため、幼稚園と保育所機能の一体化に向けた取組みを進めます。

幼稚園や学校施設の耐震調査を実施するとともに、必要な補強を行います。また、老朽施設や設備の改善について順次計画的に推進します。

《取組み例》

- 学校規模適正化（統合）
- 耐震補強の実施
- 認定こども園の設置に係る検討（幼保一元化）

② 教育を担う人材の育成

教職員評価・学校評価を活用し、教育を担う教職員一人ひとりの教師力の向上を図ります。また、府教育委員会と連携して実施している学校計画訪問や外部（地域）評価を活用し、学校の活性化や改善を推進します。

学校管理職と町教育委員会との研修会を実施し、今後の人材育成方策とその推進等について協議する機会をつくります。

《取組み例》

- 校園長会・教頭会の実施
- 初任者研修の実施（町教育委員会主管）
- 教務主任会の実施（町教育委員会主管）
- 中堅教員養成事業
- 学校管理職と町教育委員会との連携（研修会の実施等）

③ 教育相談の充実

生活実態アンケートを実施し、教育相談活動やスクールカウンセラーの活用などにより、児童・生徒、保護者の教育相談に対応します。

虐待等に迅速に対応できるサポートチームの編成等について検討します。

《取組み例》

- 生活実態アンケート調査
- スクールカウンセラー等による相談活動の実施
- 虐待等に迅速に対応できるサポートチームの編成

④児童・生徒の安心・安全の確保

児童・生徒の安心・安全を確保するため、校内では、学校体制による避難訓練、不審者訓練の実施など非常時への万全な備えと防犯カメラ設置等の環境整備を図るとともに、通学時等においては、地域住民のボランティアによって進められている子ども安全見守り隊の活動を促進します。

防犯について専門的な知識を有する人を学校内外の巡回を行う地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）に委嘱し、地域で活動する学校安全ボランティア等との連携等を促進します。

《取組み例》

- 子ども安全見守り隊の活動促進
- スクールガードリーダー巡回指導の実施

⑤特別支援教育の充実

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じ、さまざまな困難の改善や克服を図るため、適切な教育支援を行います。また、すべての幼児・児童・生徒が障がいのある人を正しく理解するための指導を推進します。

《取組み例》

- 町就学指導委員会、中学校区別ブロック就学指導委員会設置
- 保・幼・小・中連絡会議の設置
- 肢体不自由児学級の取組み推進
- 通級指導教室の設置促進
- 特別支援学級への人的配置促進

⑥小・中学校、高校等との連携

児童・生徒の学力向上、進路の多様化などに対応するため、小・中学校・高等学校との連携事業の促進を図ります。

町内に設置されている府立須知高等学校と町との連携事業等に取り組むことにより、同校の活性化と本町のまちづくり推進につなげます。特に、農業系の学科を持つ伝統校としての特色を生かした連携事業に取り組みます。

《取組み例》

- 小・中・高の連携事業
- 須知高校と町との連携事業

(2) 教育内容の充実

①基礎学力向上対策の推進

町独自で実施している学力生活実態調査を継続的に実施するとともに、府の学力診断テスト等を実施し、学力向上の授業改善や工夫を図り指導を充実します。

学力向上の一環として進めている読書活動や学校図書の実施を一層推進するとともに、国語力向上推進校を指定しその取組みを充実します。

《取組み例》

- 教育局指定の国語力向上の取組み
- 読書活動の推進
- 学校図書の充実と利用促進
- 町「学力実態調査」の実施
- 府「学力診断テスト」の実施
- 国「全国学力実態調査」の支援
- 研究推進指定校制度の設置

②多彩な教育の展開

〔人権・道徳教育の充実〕

人権教育を充実し、人権意識の高揚を図ります。

道徳教育を充実し、善悪を自ら判断し行動できる人間の形成を図ります。

《取組み例》

- 町人権教育研究会の開催

〔情報教育の推進〕

パソコン、校内LAN等の整備・充実を図るとともに、インターネット等の情報通信ネットワークも活用した情報教育を積極的に推進します。

《取組み例》

- 情報基盤の整備・充実

〔国際理解教育の推進〕

国際化の進展に対応して、国際共通語となっている英語教育の充実を図るためにALTによる英語教育等を通じた国際理解教育を推進します。

《取組み例》

- 小学校学習支援教員等配置事業（外国語指導部門）
- 語学指導等外国青年招致事業

〔地域資源を生かした教育の推進〕

町民の積極的な参画を得ながら、ふるさとの風土、歴史、文化、自然などのあらゆる地域資源を生かした児童・生徒の心に残る教育を実施し、豊かな人間形成と郷土に対する愛情と誇りの醸成につなげます。

自然にふれる機会等を通じて、環境問題に対応した教育を推進します。

《取組み例》

- 地域連携による文化財活用、人材活用事業
- 環境教育の推進

〔福祉教育の充実〕

次代を担う子どもたちに、だれもが互いの人権を尊重し共に暮らすことの大切さを伝え、互いを思いやる心を培うことなどを目的として、高齢者や障がいのある人などとふれあう機会を通じた福祉教育を実践します。

《取組み例》

- 福祉施設訪問・体験交流（ボランティア体験等）の充実

(3) 学校給食の充実と食育の推進

①学校給食の充実

児童・生徒の心身の健全な発達のために、安全でおいしく、栄養バランスのとれた食事の提供等による学校給食の充実を図ります。特に、小学校の異なる給食形態の給食センター方式への統一をはじめ、幼稚園と中学校の完全給食の実施について検討を進めます。

地域資源を生かした教育とも関連して、地元産食材も活用した学校給食を取り入れます。

《取組み例》

- 給食センター方式への統一（検討・推進）
- 幼稚園・中学校給食の導入（検討・推進）
- 地元産食材の活用

②食育の推進

生涯にわたる健康づくりの基礎を培うため、保健施策の「食による健康づくり」と連携しながら、家庭、学校等における健全な食生活の実践など食育を推進します。

農と食に対する関心を高めるとともにふるさとの良さの理解につなげるため、農業体験教育に取り組みます。

《取組み例》

- 農業体験教育の充実

(4) 就学支援の推進

①就学援助の実施

経済的な理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、児童・生徒が教育を均等に受けることができるように就学に対する援助を行います。

高等学校、大学等に就学し勉学する強い意思があるにもかかわらず、経済的理由で就学が困難な学生・生徒に対して奨学金を支給します。

《取組み例》

- 要保護及び準要保護就学援助費支給事業
- 育英金支給事業

②通学援助の実施

町立小・中学校に公共交通機関で遠距離通学する児童・生徒に対し、通学援助を行います。
町営バスのスクールバス運行を充実するとともに、学校統合の検討に合わせてスクールバス運行などの通学手段について検討を行います。

《取組み例》

- 遠距離通学者への通学費補助
- 学校統合に伴うスクールバス運行など通学手段の検討

(5) 家庭・地域教育の充実

①家庭教育の推進

保健事業と保育所・幼稚園・小・中学校等との連携により、子どものそれぞれの成長期において子育て教育講座や相談活動を実施し、子育ての不安解消等を図ります。

《取組み例》

- 家庭教育支援事業
 - 妊婦期における母親講座
 - 就学時健診における子育て講座
 - 思春期における子育て講座
 - 保護者、親子で参加する機会を活用した子育て講座

②地域教育の充実

地域と一体となった学校教育の推進策である学校評価システム構築事業（町内全小中学校）やコミュニティ・スクール推進事業（丹波ひかり小学校）の成果と課題を確認しながら、地域ぐるみの特色ある教育に取り組みます。

地元の農家や事業所等の協力を得て職場体験教育を実施し、児童・生徒の勤労観・職業観の育成と学校で学ぶことの意義への理解、将来に向けた学習意欲の向上などにつなげるとともに、就学時から生きる自信と力を身につけ、将来、社会人・職業人として自立していくための基礎をつくります。

《取組み例》

- 学校評価システム構築事業
- コミュニティ・スクール推進事業
- 職場体験教育の充実

3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

現況と課題

町では、高齢者講座や障がい者講座、体験教室の開催など、各世代、各層に応じた多様な学習機会を提供するとともに、各種の生涯学習団体の育成を推進しています。

人生80年代という長寿社会となった今日、社会構造の変化、情報化や国際化の進展など、多様化と変化の著しい社会に対応し、生涯を通じて心身共に健康で充実した生きがいを持てる暮らしを送るため、一人ひとりが自発的に気軽に学習できる、「いつでも、だれでも、どこでも」学ぶことができる機会づくりが必要となっています。

生涯学習については、公民館や拠点的な集会施設、さらには各地区において分野別活動や対象者別活動が展開されています。特に、分野別活動では、文化協会加盟団体や公民館サークル登録団体、その他グループ等を中心に多彩な活動が行われています。対象者別では、高齢者、障がい者、親子などを対象とした講座や学習会などが行われています。

生涯学習施設としては、中央公民館をはじめ集会施設が各地区で整備され、中央公民館や山村開発センターみずほ、和知ふれあいセンターなどの6施設に図書室が併設されています。

生涯スポーツについては、各層からの参加がある町民駅伝競走大会をはじめとする各種スポーツ事業や教室、さらには総合型地域スポーツクラブの活動などを通じてすべての人が健康で明るく暮らせるようにその推進に努めています。余暇の増大など自由時間が増加する一方で、体を動かす機会が減少している傾向があり、これらへの積極的な参加が期待されます。生涯スポーツの推進にあたっては、町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことで健康の維持増進につなげることはもちろんのこと、スポーツを通じて町民同士が活発に交流できる事業の展開と環境づくりが必要です。

また、国体開催を契機に根づいたホッケー競技とカヌー競技は、スポーツ少年団の育成などを通じて競技の普及・強化に努めてきた結果、本町から日本代表選手や国体選手を輩出するなど競技力は全国レベルまでに成長し、本町の個性化の一端を担っています。今後においても、あらゆるスポーツにおいて小学校期から継続した体力や競技力の向上に取り組むことが必要です。

スポーツ・レクリエーション施設としては、拠点的な府立丹波自然運動公園やグリーンランドみずほのほか、グラウンド、体育館、プールなどが整備されています。

計画

(1) 生涯学習の推進

① 多彩な学習機会の充実と創出

町民、生涯学習グループ・団体等のニーズに対応して、多彩な学習機会の充実を図るとともに、新たな学習機会をつくります。特に、分野別の各種講座をはじめ、高齢者や障がいのある人・親子等の対象別講座・教室などを継続的に推進するとともに、世代を超えた交流を図るための事業を実施します。講座や教室の内容については、社会的な課題や町民ニーズに加えて、本町のまちづくりに関連するテーマも取り入れます。

《取組み例》

- 高齢者講座「いきいき大学」の開催
- 障がい者講座「ひまわり学園」の開催
- 親子体験教室の開催
- 人権教育啓発研修会、人権学習用教材資料の貸し出しの実施

②生涯学習団体等の育成と活動の促進・支援

分野別に組織された京丹波町文化協会加盟団体や公民館サークル登録団体、その他グループ等が自主的に活動したり新たな活動を立ち上げたりできるように、さまざまな活動を促進・支援します。

《取組み例》

- 町文化協会等文化活動の促進
- 公民館サークル活動等の促進

③地域型生涯学習の推進

高齢化が進行する中で、居住地の近くで気軽に参加できる地域の施設等を利用した地域密着型の学習の場や世代を超えた交流の場づくりを促進します。

《取組み例》

- 各地域における施設等を活用した生涯学習活動の促進

④生涯学習施設の充実・連携

多様な生涯学習ニーズに対応できるように、既設の中央公民館や山村開発センターみずほ、和知ふれあいセンターなどの各種施設の有効活用と充実・連携を図ります。

これら主要施設等に設置されている図書室は、蔵書等の充実、図書室のネットワーク化と利用カードの統一などを行い、図書室の利用促進を図ります。

《取組み例》

- 生涯学習施設の充実（適正な維持管理）・連携
- 図書室の利用促進
 - 蔵書・資料の充実
 - ネットワーク化、利用カードの統一
 - 図書室運営の充実

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

①各種スポーツ・レクリエーション機会の充実と創出

町民の健康づくりや体力増強、交流などのニーズに対応した各種スポーツ・レクリエーションの充実を図るとともに、新たな機会づくりに努めます。特に、町技ともいべきホッケーとカヌーをはじめ各種の競技スポーツについては、指導者の確保と育成を図りながら競技力の向上と競技人口の維持・拡大に努めます。

また、町民駅伝競走大会をはじめ各種スポーツ大会、教室等の開催については、内容等の充実を図りながら継続的に実施し、健康づくりにあわせて町民の健康意識の高揚を図ります。

《取組み例》

- 各種スポーツ大会・教室の開催
- 高齢者・子どもスポーツ活動の推進
- 競技力向上のための指導者の確保と育成

②スポーツ団体・クラブ等の育成と活動の促進

京丹波町体育協会を中心としてスポーツ関係団体の維持・発展を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブをはじめスポーツ・レクリエーション活動に係る各種団体等の育成を図ります。

特に、次代を担う子どもたちがスポーツを通じ心身共に健全な成長ができるように、その重要な役割を担うスポーツ少年団活動など少年のスポーツ振興と指導者の育成を図ります。

《取組み例》

- スポーツ団体活動の促進
- スポーツ少年団活動の促進
- 総合型地域スポーツクラブ活動の促進

③スポーツ・レクリエーション施設の充実

グラウンド・体育館をはじめ各種社会体育施設の適正な維持管理を行うとともに、学校施設のグラウンド・体育館の一般開放を進め、町民が利用しやすい施設として充実させます。

府立丹波自然運動公園とグリーンランドみずほについては、本町スポーツ・レクリエーションの拠点施設として利用促進を図ります。

《取組み例》

- 社会体育施設の適正な維持管理

(3) リーダー・コーディネーターの育成

①リーダーの育成

生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を活発にさせるためには、それぞれの活動をけん引するリーダーの存在が欠かせないことから、多様な分野のリーダーとなる人材を育成します。

②コーディネーターの育成

各分野や地域間の連携、世代間の交流等を促進するため、生涯学習コーディネーター（調整役）とも呼べる人材の育成に努めます。

4 子ども・青少年の健全育成

現況と課題

町では、各種関係団体や町民で構成する京丹波町青少年育成協会を組織し、各区の青少年育成委員と連携を取りながら、また、スポーツ少年団活動を通じて子ども・青少年の健全育成活動を進めています。

近年、青少年を取り巻く環境は厳しくなり、非行や凶悪犯罪の増加、さらには犯罪の低年齢化が大きな社会問題となっており、生活の基盤である家庭はもちろん、「地域で子ども・青少年を育てる」という考えをもとにした子ども・青少年の健全な育ちを応援できる社会環境づくりが重要となっています。

また、町民一人ひとりが子どもに対して規範を示す自覚を持った行動を常に心がけることが大切です。

さらには、子ども・青少年が各種活動やまちづくりなどに主体的に社会参加できる環境づくりを進める必要があります。

計画

(1) 健全育成のための風土づくり

① 社会環境の健全化

子どもや青少年の健全育成に向けて、地域における社会環境の健全化を推進します。

《取組み例》

- 社会を明るくする運動（再掲）
- 子ども安全見守り隊の活動促進（再掲）

② 安心・安全な育成環境づくり

あいさつ(声かけ)等による子ども・青少年との対話や多世代交流機会を拡充する取組みなどを進め、地域の人びとの目が届く安心・安全な環境の中で子ども・青少年の健全な成長を促進します。

《取組み例》

- あいさつ(声かけ)の推進
- 多世代交流の推進

(2) 健全育成活動の促進・支援

①健全育成組織の維持・強化

京丹波町青少年育成協会の組織強化を図るとともに、各区の青少年育成委員との連携を強化します。

《取組み例》

- 京丹波町青少年育成協会の活動促進

②活躍の場づくり

文化・スポーツ、ボランティア、子ども会等の各種活動、自然体験、さらにはまちづくりへの参画などを通じて、子ども・青少年が社会的に活躍できる場をつくります。

《取組み例》

- 各種活動、自然体験などの充実・活発化
- まちづくりへの参画促進

5 文化

現況と課題

本町は、大福光寺本堂・多宝塔（蕨地区）、九手神社本殿（豊田地区）、明隆寺観音堂（下粟野地区）などの国指定文化財7件をはじめ、府の指定・登録・決定文化財23件、町の指定文化財37件を有しています。

このように本町には、これら文化財をはじめ地域の風土や長い歴史の中で培われてきた数々の個性豊かな文化がたくさん存在しており、これらはまさに「丹波高原文化」といえます。特に、人形浄瑠璃や太鼓、地域の祭りなどは、地域の人びとの活動によって大切に継承されています。近年は、地域の高齢化等による担い手の減少という問題を抱えながらも、地域住民が伝統文化の保存・継承に努めているのが現状です。

今後は、文化的価値を再認識し、伝統的文化を継承するとともに新たな文化が生まれる環境をつくり、すべての人に郷土愛がはぐくまれ郷土を共有するまちづくりを推進することが必要です。

あわせて、本町の有するさまざまな文化を広く発信するとともに観光交流等に活用し、本町がめざす「丹波高原文化の郷」づくりにつなげる必要があります。

文化財の状況

〔国7件〕

| 指定区分 | 名称 | 所在地 | 指定年月 | |
|----------|-------|--------------|------|----------|
| 国指定重要文化財 | 美術工芸品 | 紙本墨書方丈記 | 下山 | 大正15年 4月 |
| | | 玉篇(巻第廿四断簡) | 下山 | 昭和24年 2月 |
| | 建造物 | 大福光寺本堂 | 下山 | 明治38年 2月 |
| | | 大福光寺多宝塔 | 下山 | 明治38年 2月 |
| | | 九手神社本殿・附棟札2枚 | 豊田 | 大正10年 4月 |
| | | 渡邊家住宅 | 下山 | 昭和50年 7月 |
| | | 観音堂 | 下粟野 | 平成 7年12月 |

〔府23件〕

| 指定区分 | 名称 | 所在地 | 指定年月 | |
|------------|---------------|---------------|----------|----------|
| 府指定文化財 | 美術工芸品 | 木造毘沙門天立像 | 下山 | 昭和59年 4月 |
| | | 制札 | 下山 | 昭和63年 4月 |
| | | 板絵著色神馬図 | 富田 | 平成元年 4月 |
| | | 木造千手観音菩薩立像 | 粟野 | 平成元年 4月 |
| | | 板絵著色竹虎図 | 下山 | 平成 2年 4月 |
| | | 木造不動明王坐像 | 豊田 | 平成 2年 4月 |
| | 巫女埴輪 | 蒲生 | 平成 3年 4月 | |
| | 建造物 | 阿上三所神社本殿 | 坂原 | 平成17年 3月 |
| | 古文書 | 片山家文書 | 安栖里 | 昭和60年 5月 |
| | 無形民俗文化財 | 和知人形浄瑠璃 | 大迫 | 昭和60年 5月 |
| 府登録文化財 | 天然記念物 | 質志鐘乳洞 | 質志 | 平成13年 3月 |
| | | 懸仏附懸仏残欠 | 下山 | 昭和63年 4月 |
| | 美術工芸品 | 木造熊野十二所権現本地仏像 | 豊田 | 平成 2年 4月 |
| | | 能満神社本殿 | 上野 | 昭和58年 4月 |
| | | 梅田春日神社本殿 | 水原 | 昭和58年 4月 |
| | | 質美八幡宮本殿 | 質美 | 平成 5年 4月 |
| | | 質美八幡宮産子集会所 | 質美 | 平成 5年 4月 |
| | | 阿上三所神社拜殿 | 坂原 | 平成17年 3月 |
| | 無形民俗文化財 | 質美の曳き山行事 | 質美 | 昭和62年 4月 |
| | | 熊野神社田楽 | 上乙見 | 平成10年 3月 |
| 小畑万歳 | | 小畑 | 平成13年 3月 | |
| 質美八幡宮境内地 | | 質美 | 平成 5年 4月 | |
| 府文化財環境保全地区 | 能満神社文化財環境保全地区 | 上野 | 平成12年 3月 | |

〔町37件〕

| 指定区分 | 名 称 | 所在地 | 指定年月 | |
|--------|--------------|---------------|----------|----------|
| 町指定文化財 | 建 造 物 | 新宮寺権現堂 | 豊 田 | 平成 2年 4月 |
| | | 能満神社本殿 | 上 野 | 平成 2年 4月 |
| | | 無動寺観音堂 | 粟 野 | 平成 3年 3月 |
| | 美術工芸品 | 十六善神図 | 下粟野 | 昭和54年12月 |
| | | 木造千手観音菩薩立像 | 妙楽寺 | 昭和63年 3月 |
| | | 木造薬師如来坐像 | 上大久保 | 昭和63年 3月 |
| | | 絹本着色等曼荼羅図 | 富 田 | 平成 2年 4月 |
| | | 木造阿弥陀如来及び両脇侍像 | 上 野 | 平成 2年 4月 |
| | | 懸仏附懸仏残欠 | 下 山 | 平成 2年 4月 |
| | | 銅造梵鐘 | 中 台 | 平成 6年 3月 |
| | | 銅造梵鐘 | 水 原 | 平成 6年 3月 |
| | | 木造阿弥陀如来及び両脇侍像 | 細 谷 | 平成 6年 6月 |
| | | 木造地藏菩薩半か像 | 大 簾 | 平成 6年 6月 |
| | | 木喰明満仏像 | 蒲 生 | 平成 7年 3月 |
| | | 聖観世音菩薩立像 | 安 井 | 平成 7年 3月 |
| | | 十一面千手観世音菩薩立像 | 豊 田 | 平成 7年 3月 |
| | | 紺紙金字法華経 | 豊 田 | 平成 7年 3月 |
| | | 木造大日如来坐像 | 井 脇 | 平成 7年 3月 |
| | | 観音菩薩立像 | 下粟野 | 平成10年 4月 |
| | | 木造薬師如来坐像 | 豊 田 | 平成16年 9月 |
| | | 仁王像 | 下 山 | 平成16年 9月 |
| | | 史 跡 | 質美八幡宮境内地 | 質 美 |
| | 豊田車塚古墳 | | 豊 田 | 平成 7年 3月 |
| | 塩谷古墳群 | | 曾 根 | 平成 7年 3月 |
| | カナヤ1号墳(乗鞍古墳) | | 富 田 | 平成16年 9月 |
| | 宮ノ浦1号墳 | | 曾 根 | 平成16年 9月 |
| | 中畑城跡 | | 口八田 | 平成16年 9月 |
| | 須知城 | | 市 森 | 平成16年 9月 |
| | 無形民俗文化財 | 熊野神社田楽 | 上乙見 | 昭和54年12月 |
| | | 文七おどり | 和知地区 | 昭和63年 3月 |
| | | 和知太鼓 | 和知地区 | 昭和63年 3月 |
| | 天然記念物 | 葛城神社曳山巡行 | 口八田 | 平成11年 2月 |
| | | 吉田龍雄家のカヤ | 細 谷 | 昭和58年 9月 |
| | | 七色の木 | 仏 主 | 昭和58年 9月 |
| | | 大般若波羅蜜多経 | 富 田 | 平成16年 9月 |
| | 経 本 | 正法眼蔵 | 市 森 | 平成16年 9月 |
| | 典 籍 | 琴滝 | 市 森 | 平成16年 9月 |
| 名 勝 | | | | |

(平成19年4月1日現在)

計画

(1) 歴史的文化の保存・活用

①伝統文化・文化財の保存・活用

伝統文化は、地域住民の保存・継承活動を基本としながら、町の誇りであり大切な財産である京丹波町固有の文化「丹波高原文化」として保全・活用し、次代へ継承していきます。若者や子どもへの伝承にあたっては、地域の文化を引き継ぐだけでなく、郷土に対する誇りを醸成するとともに、それぞれの人格形成につなげることができるように取り組みます。

町内に数多く存在する歴史的・文化的資産等は、本町固有の歴史文化を具現する貴重な地域資源であるため、これらの調査・保護対策を進め、大切に保存するとともに文化教育・観光資源として活用します。

伝統文化や文化財は、他地域から訪れる人びとが本町の歴史・文化にふれ、学ぶことのできる貴重な資源として交流活動に積極的に活用します。

《取組み例》

- 和知民芸保存会活動支援
- 子ども太鼓教室の開催、伝統芸能教育の推進
- 伝統芸能常設館定期公演の開催
- 社寺等文化資料保全事業
- 文化財維持管理の充実
- 文化財保護委員による調査研究の実施

② 生活文化資源等の保存・活用

本町に伝わる生活様式、民具などの生活文化資源については、「ふるさと発見館（中央公民館）」、「瑞穂ふるさと体験資料館（グリーンランドみずほ内）」等において保存・活用します。

これらを集約して保存・展示するための施設整備、本町に存在する文化財をはじめさまざまな歴史的・文化的資産を記録するデジタルアーカイブの導入などについて検討を進めます。

《取組み例》

- ふるさと発見館運営事業
- ふるさと体験資料館運営事業
- 生活様式や民具等のデータ化
- 保存・展示施設整備、デジタルアーカイブ導入などの検討

(2) 文化芸術活動の振興

① 文化芸術活動の促進・支援

京丹波町文化協会や各種文化団体の活動を促進します。

平成23年に京都府で開催が予定されている「国民文化祭」の会場を誘致し、さらなる文化芸術活動の充実・活発化につなげます。

《取組み例》

- 町文化協会の活動促進
- 京都中部文化芸術祭への参加
- 国民文化祭会場の誘致

② 文化・芸術に親しむ機会の提供

京丹波町文化協会が中心となって開催している町文化祭をはじめ、文化芸術団体の定期公演、文化・芸術品の展示、さらにはケーブルテレビ放送などを通じて、地域の文化・芸術に親しむ機会を提供します。

《取組み例》

- 町文化祭の開催（再掲）
- 伝統芸能常設館定期公演の開催（再掲）
- ふるさと発見館運営事業（再掲）
- ふるさと体験資料館運営事業（再掲）
→ ふるさと人形展開催

6 国際・地域間交流

現況と課題

本町は、町合併前の旧丹波町で国際交流を進めてきたオーストラリアのホークスベリー市と平成19年2月に姉妹提携の盟約を結び、中学生・高校生の相互派遣事業、町民のホームステイの受け入れなどを中心とした国際交流を行っています。旧和知町で行われてきたニュージーランドのダニーデン市の中学校と和知中学校との相互派遣事業についても、町民に国際的な視野を持つため、引き続き町内の3中学校との間で実施しています。

国内においては、旧瑞穂町で姉妹町提携の盟約を結び、各種の交流を進めてきた福島県双葉町と京丹波町との間で、平成18年5月11日に友好町提携を締結しました。

今後においても、文化、産業、スポーツなどあらゆる分野での人の交流や物産交流などの地域間交流と中学生・高校生の派遣・受け入れのほか、京丹波町国際交流協会を中心とした町民レベルの国際交流を推進し、より広い視野と国際感覚を備えるとともに自らが住む地域を見直し、そのことにより郷土愛を高めることができる人材を育てることが必要です。

また、本町は、今後、「丹波高原文化の郷」として町内外にその特色を打ち出していくこととしており、そのためにも都市との交流や国際的な交流活動をより積極的に推進していくことが重要になってきます。

計画

(1) 他地域との交流の推進

①国際交流の推進

姉妹都市であるオーストラリアのホークスベリー市との国際交流を推進するとともに、同市の高等学校・中学校やニュージーランドのダニーデン市の中学校との相互派遣事業と、ホームステイ受け入れを引き続き実施します。

国際交流の推進にあたっては、京丹波町国際交流協会をはじめ民間との連携を強めるとともに、国際交流を通じて「丹波高原文化の郷づくり」を広く発信していきます。

《取組み例》

- 姉妹都市交流の推進
- 国際的な視野を持つ町民の育成
(中学生等の相互派遣事業、ホームステイ受け入れ)
- 国際交流を通じた「丹波高原文化の郷」の発信

②都市等との交流の推進

町の活性化と町民が誇りを持てるまちづくりを進めるために、町民と都市住民との交流活動を推進します。特に、京阪神都市の地域（人）とは、至近距離という好条件を生かし、「すぐそこに自然豊かな心のふるさと、京丹波がある」というような同地域（人）との関係を築く中で交流活動を推進し、本町を愛する人を増やしていきます。

友好町である福島県双葉町とは、人・物・情報など、さまざまな分野での交流を進め、両町の発展につなげます。

《取組み例》

- 近隣都市住民等交流事業
→ 京丹波ファンの育成
- 友好町交流（福島県双葉町）の推進

(2) 町内地域間交流の推進・促進

町内各地域におけるコミュニティ活動や活性化に係る諸活動を促進するとともに、それらを相互に連携させた地域間交流を推進します。

また、生活文化やそれらを背景とした地域間交流等が「丹波高原文化の郷」づくりの基礎となるため、対外的な交流活動を推進するリーダーを育成します。

第3章 ～やすらぎ～

人と人、みんなが支えあう、
安心・安全なまちをつくります

- 1 健康づくり
- 2 福祉
- 3 医療
- 4 安心・安全

基本方針 2 ～ やすらぎ ～

人と人、みんなが支えあう、
安心・安全なまちをつくります

1 健康づくり

現況と課題

本町には、保健福祉施策等の拠点施設となる健康管理センター・瑞穂保健福祉センター・和知保健センターをはじめ、町立病院・診療所、在宅介護支援センターなどがあり、その他保健福祉施設とが連携を強化しながら、町民による活発な保健福祉活動との協働により、高齢社会に対応した総合的な保健・福祉・医療施策を展開し、町民の安心の確保に努めています。

本町の健康づくり施策では、疾病の早期発見・早期治療のほか、「自らの健康は自らで守り維持する」という健康づくり意識の高揚と生涯にわたる健康な体づくりをめざしています。

また、国では、国民の健康づくりのため、平成12年から22年までを期間として「健康日本21 “21世紀における国民の健康づくり運動”」を展開し、国民一人ひとりの各ライフステージにおける「生活の質（QOL）の向上」のための、ヘルスプロモーションの考え方に基づく地域ぐるみの健康づくりを進めています。その後、平成14年には健康増進法を施行して取組みを強化し、平成18年度からの介護保険制度では介護予防を大きく位置づけました。平成20年度からは、医療法改正に基づく新たな健診と保健指導による生活習慣病予防対策がさらに強化されます。

健康づくりに力が注がれる背景のひとつとして、わが国が世界屈指の長寿国である一方で、他に類を見ない速度で少子高齢化が進行し、「世代間扶養の原則」が維持できなくなることへの不安が生じていることが挙げられます。つまり、高齢期の介護等に係る社会保障費の急激な増加を抑制すべきことから、「健康寿命の延伸（健康で長生き）」が重視されるという状況にあります。

今後は、本町における町民の健康づくりについても、一人ひとりの健康づくりにとどまらず、人と人とのふれあいを通じて地域の活力につながるものとして展開することが求められています。

計画

(1) 町民の健康づくり運動の促進

① 町民主体の健康づくり

ヘルスプロモーションの考え方を踏まえた「京丹波町健康プラン」を「健康日本21」に基づいて策定し、町民の健康づくり運動の具体的な展開を図ります。計画は、町民の理解と協力を得ながら策定することとし、その内容として日常的な健康づくりの実践や達成評価に係る具体的目標などを盛り込むこととします。

《取り組み例》

- 「京丹波町健康プラン」の策定と推進

②健康づくりのための知識普及と意識啓発

乳幼児期、少年期、青年期、中高年期、高齢期などライフステージに応じた健康づくりの取組みを促すため、家庭、地域、学校、職場などにおける健康教育の充実を図ります。

町民の健康づくり実践に係る情報を収集・把握し、だれもが日常的に活用できる情報として発信していきます。

《取組み例》

- ライフステージに応じた健康教育の充実
 - メタボリックシンドロームに関する健康講座の実施
 - 糖尿病教室の実施
 - ウォーキング交流会の実施
- 健康づくりに係る情報の受発信の強化
 - ケーブルテレビによる放送

(2) 疾病の予防と早期発見・早期対応の強化

①健（検）診事業の充実と受診率の向上

生活習慣病予防やがん予防を重視した健（検）診事業を実施する中で、医療機関委託の導入や総合健診などを含め、ライフステージや地域特性に配慮した受診しやすい体制を充実させることにより、若年層や勤労者層なども含めた幅広い受診ニーズにこたえていきます。

平成20年度からは、医療保険者が主体となって実施する特定健診・保健指導と連携を取りながら、生活習慣病の発症・重症化予防を具体的に進めていきます。

《取組み例》

- 健康増進事業の実施
- がん検診の医療機関委託の一部導入
- 総合健診の推進

②健康相談・指導と健康教育の充実

各地区における健康相談において生活習慣改善のための個別保健指導のほか、必要に応じて訪問による個別相談・指導を実施し、また、個人と集団を対象にした健康づくりのための各種健康教育を実施していますが、今後は、新しい健診・指導の体系と整合を図る中で、これらの取組みを充実させていきます。

《取組み例》

- 健康相談・保健指導の実施
 - 基本健診後1回及び冬期1回の実施
 - 健康教室への参加勧奨の強化
- 訪問による健康相談・保健指導の提供
- ライフステージに応じた健康教育の充実（再掲）

(3) 母子保健・介護予防の充実

①母子保健の充実

妊娠・出産や子育てを応援し、子どもの健やかな成長・発達を見守るために実施している健診や相談・指導、発達支援等について、今後、育児への男性参画促進の視点も取り入れながら、幼稚園・保育所・学校等との連携のもとで、発達支援と特別支援教育の連続性確保等による発達支援・療育体系の強化、子どもの発達段階に応じた相談対応の充実などを図ります。

《取組み例》

- 母子の健康の確保
 - 不妊治療への支援
 - 母子手帳の配布、妊婦健診・乳幼児健診の実施
 - 母子訪問指導の実施
 - 乳幼児発達相談の実施
- 子育て支援に係る保健事業の充実
 - パパママ教室の実施、乳幼児の事故防止指導
 - ベビーマッサージの指導
 - 子育て講座・遊びの教室の実施
 - 離乳食教室、2歳児歯科教室の開催（栄養指導と手作りおやつを試食）
- 発達支援連携システムの構築
 - 発達に課題のある子への総合的な発達支援の提供
 - 親等の養育者への支援の強化

②介護予防の充実

平成18年度から介護予防重視型のしくみとして大きく転換した介護保険制度において、介護保険制度の地域支援事業として要支援・要介護の認定に至らない65歳以上の元気高齢者に対して実施している各種介護予防事業の充実と実施体制の強化を図るとともに、介護予防についての理解促進に向けた知識普及と意識啓発に努めます。

《取組み例》

- 介護予防についての理解促進
 - 介護予防に係る知識普及と意識啓発の強化
- 介護予防事業の充実
 - ミニデイサービス事業の充実と町内サービスの平準化
 - 男性の料理教室の実施
 - 運動器の機能向上事業の実施
 - 栄養改善事業の充実
 - 口腔機能向上事業の実施
 - 認知症予防の充実
- 地域包括支援センターの機能強化
 - 介護予防事業実施体制の強化

(4) 食による健康づくり

本町の魅力のひとつである「食文化」をテーマとした料理教室等の実施など、食育を通じた町民の健康づくりを推進します。今後は、さらに各種取組みを町全体へ普及・拡大させるとともに、ライフステージごとの健康づくりニーズに即応した取組みの展開に努めます。

ケーブルテレビ放送等を活用して、正しい「食」情報の提供や「京丹波町ならではの」料理の紹介なども行います。

《取組み例》

- ライフステージごとの町民ニーズを踏まえた料理教室等の実施
 - 離乳食教室、2歳児歯科教室の開催
 - 親と子の料理教室
 - 男性の料理教室
 - 健診時等における栄養指導の実施
- 正しい「食」情報の提供
- 旬の食材や地元の食材を用いた料理の紹介

(5) 地域の保健福祉推進基盤の強化

町民の健康づくり運動を促進するために、保健・福祉・医療・教育等の各分野がそれぞれに高い専門性を発揮し、緊密な支援ネットワークを築きます。

こうした健康づくり支援基盤の強化を図りながら各種保健事業や町民の自主的な健康づくりを地域ごとに進めるため、保健施設を拠点として集落公民館等の有効な活用を図ります。

町民一人ひとりの健（検）診結果等をはじめとする健康情報を集積し、病態別の健康教育や健康相談への活用を図るとともに、地域の健康づくり支援にもつなげます。

《取組み例》

- 保健・福祉・医療・教育等の連携強化
 - 地域ケア会議、保健・医療・福祉担当者会議、幼稚園・保育所・学校養護部会との担当者会議等の開催
 - 国民健康保険との連携
 - 産業保健との連携
 - 地域包括支援センター運営協議会による介護予防・在宅生活介護事業の支援強化
- 保健福祉施設の充実・連携
 - 保健福祉施設の機能強化
 - 集落公民館等との連携の強化
- 健康管理システムの充実
 - 平成20年医療法の改革に伴うシステムの改良等

2 福祉

現況と課題

〔子育て支援〕

少子化は、社会を支える世代の減少による社会保障問題など国の将来を揺さぶる最大の社会問題となっています。今後は、国・府・町が連携しながらそれぞれの役割を明確にしてその責務を果たすとともに、地域社会において子育て・子育てを応援する環境づくりが求められています。

これらの社会基盤の整備は全国的に進んでおり、本町においても、平成17年3月に旧3町が合同で子育て支援に関する計画として「次世代育成支援行動計画」を策定し、これに基づき、保育サービス基盤の充実、虐待被害等による要保護児童対策などに重点を置きながら、子育て支援センター3カ所を拠点に安心して生み育てることができる各種の子育て支援策を進めています。

町立保育所は4カ所（うち分園1カ所）ありますが、保育所と幼稚園の機能の一体化や施設の老朽化への対策などによる保育環境の向上が課題となっています。

■町立保育所児童数

| 名称 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 上豊田保育所 | 13 | 12 | 27 | 26 | 26 | 104 |
| 同 下山分園 | 4 | 3 | 7 | 9 | 13 | 36 |
| 桧山保育所 | 6 | 11 | 20 | 20 | 36 | 93 |
| 和知保育所 | 1 | 4 | 15 | 16 | 19 | 55 |
| 広域入所児童 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 計 | 24 | 32 | 70 | 72 | 95 | 293 |

(単位:人 平成19年5月1日現在)

〔高齢者福祉〕

国では、制度の維持の視点を重視しながら、介護予防の推進による健康寿命の延伸と在宅福祉の基盤強化、認知症対応の充実などを図ることとしています。

町では、国の考え方を踏まえて「京丹波町高齢者保健福祉計画および第3期介護保険事業計画」を平成18年3月に策定し、これに基づき各種の福祉事業を進めています。

このような中で、平成17年国勢調査結果では本町の高齢化率が31.8%と、全国平均の20.1%を大きく上回り、また、町内には高齢化率が50%を超える集落も発生するなど、保健・福祉分野にとどまらない総合的な高齢者対策の必要性が高まっています。

〔障がい者福祉〕

平成18年10月から障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの本格的な運用が始まり、障がいのある人の自立（地域生活移行等）と社会参画（就労促進等）に向けて、障がい福祉サービスの提供基盤の整備、ケアマネジメントの考え方に基づくサービス利用の援助などが実施されるようになりました。

町では、平成18年度に「京丹波町障がい者基本計画」と「京丹波町障がい福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもとで、関係機関等の連携関係の構築、就労支援体制の強化、地域での交流の場づくり、居住の場の確保などを重点施策として各種の取組みを進めています。

〔地域福祉〕

家族、地域、そして「住民と行政の関係」が大きく姿を変えてきた今日、地域社会の断片化・硬直化をもたらしがちな状況の中で、今後は「地域の支えあい・つながり」を再構築して「住民主体のまちづくり」「地域ぐるみの福祉の体制づくり」を進めていかなければなりません。

また、児童・高齢者・障がい者福祉等の各分野の福祉に係る地域ぐるみの福祉活動を横断的に結びつけることにより、従来は福祉施策のすき間にあったニーズも含めすべての福祉ニーズに対して、地域社会のさまざまな分野で「福祉力」を発揮し、総合的にこたえていく必要があります。

〔福祉のまちづくり〕

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年2月に施行されました。これにより、従来は「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」によって個別に進められてきた福祉のまちづくりの取組みが一元的な法律のもとで進められることとなりました。

高齢化が進む本町にあって、福祉のまちづくりは「住み続けられる地域づくり」と同義であるとの認識に立ち、まちづくりの重要施策として位置づけて事業推進を図っていくことが必要です。

計画

(1) 児童福祉（子育て支援）の充実

① 子育て支援の充実

児童福祉は、親等の養育者が安心して子どもを生み育て、その中で子どもがのびのびと育つまちづくりの根幹となるものとして、母子保健、保育、子育て支援などの視点からその充実に向けて取り組みます。

若者に「このまちで子どもを生み育てたい」と感じてもらえるように、若者定住や男女共同参画社会づくりなどの取組みと連携しながら、子育て環境をはじめとする本町の魅力を高めていきます。

子育ての責任を担う親等の養育者に対して保健事業で実施している育児に関する知識普及や技術伝達、相談、さらには町内3カ所に子育て支援センターを設置して主に在宅保育家庭を対象に実施している育児支援など、子育て支援の取組みを充実します。

《取組み例》

- 子育て支援に係る保健事業の充実（別掲）
- 子育て支援センターの充実
 - 丹波子育て支援センターの移転・拡充（平成19年度）
- 放課後児童クラブの充実
- 経済的負担の軽減
 - 児童手当支給事業・すこやか祝金支給事業、京都子育て支援医療費助成事業・すこやか子育て医療費助成事業（別掲）、チャイルドシート購入助成事業等

②子育て交流活動の充実

地域ぐるみで子どもと子育てを見守り応援する取組みや、子どもから大人まで多世代が楽しんで心を交わせる行事などを通じて、「子どもを地域の宝として大切に作る地域づくり」「安心して子どもを生き育てられる地域の環境づくり」を進めます。

《取組み例》

- 地域ぐるみ・多世代による子育て環境づくり
- 地域子育てネットワークの構築
 - 「なんたんわくわく子育て応援フォーラム」の開催
 - 子育てサークル等のネットワークづくり
 - 地域子育てパートナー活動の支援

③子どもの生命・人権を守る取組みの強化

「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、子どもの権利を最大限に尊重し、その生命と人権を守る取組みを強化します。特に児童虐待や要保護児童への対応に係る体制の充実を図ります。

《取組み例》

- 母子の健康の確保（再掲）
- 虐待被害等の予防と早期発見・早期対応の強化
 - 要保護児童対策地域協議会の設置・児童虐待防止ネットワークの充実

④就学前教育保育の充実（保育所）

在宅保育、施設保育、幼稚園教育すべてを就学前教育保育としてとらえ、子どもの育ちと家庭の子育てを応援する一元的な考え方のもとで、適切な就学前教育保育の提供体制を整備します。

保育所においては、次世代育成支援行動計画に基づき、発達段階に応じた適切な保育サービスを提供するとともに、保育所と幼稚園機能の一体化に向けた取組みを進めます。

《取組み例》

- 発達段階に応じた保育の実施
- 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供
 - 乳幼児保育、就学前保育、早朝・延長保育、一時保育、乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）、特定保育、障がい児保育等事業量の計画に基づく確保
- 認定こども園の設置に係る検討（幼保一元化の検討）（再掲）

⑤ 保育所施設等の維持管理・更新

老朽化が進む保育所施設について現況の把握・評価を行い、計画的な施設・設備の維持管理・更新により保育環境の充実に努めます。

松山保育所の移転新築については、優先課題として事業推進を図ります。

《取組み例》

- 計画的な施設改善の実施
- 松山保育所の移転新築

(2) 高齢者福祉の充実

① 介護予防の充実（再掲）

介護予防についての理解促進と介護予防事業の充実を図ります。

要介護状態になるおそれのある高齢者について、住民健診に加えて医療機関や福祉関係機関、民生委員などから情報を得ながら把握し、介護予防事業の利用を促進します。

《取組み例》

- 介護予防についての理解促進（再掲）
- 介護予防事業の拡充（再掲）
- 地域包括支援センターの機能強化（再掲）

② 基幹的な高齢者福祉サービス（介護保険事業等）の確保と適正な制度運用

高齢者の増加に伴って要介護（支援）者が増加することは避けられないと見込まれることから、高齢期を迎えて要介護（支援）状態になっても、町民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように介護サービスの確保に努めます。

保険者である町として、介護保険制度維持の観点も含め、要介護認定の信頼性向上と適正給付に努めて、町民が信頼できる公平・公正かつ効率的な制度運用を図ります。

《取組み例》

- 居宅サービスの充実
 - 訪問、通所、短期入所、その他のサービスの提供
 - 住宅改修費助成の活用促進
- 施設サービスの提供
- 地域密着型サービスの提供
- 円滑なサービス利用の促進
 - 地域包括支援センターの充実
 - 制度に係る情報提供と理解の促進
- 介護保険制度の適正な運用
 - 京丹波町介護保険事業計画等策定委員会による計画の進捗管理
- 老人保護措置事業の実施
 - 対象者増加の懸念への包括的な対応の検討

③その他高齢者生活支援サービスの実施

あらゆる相談が気軽に利用できるように相談体制の充実に努めるとともに、訪問型の相談対応の充実に図ります。

高齢者生活支援サービスの実施については、供給体制の課題や財政的な問題が顕在化しているため、地域支援事業との再編や利用者負担の見直しを行いながら効率的な事業推進を図ります。

《取組み例》

- 相談体制の充実
 - 心配ごと相談・弁護士による法律相談等の実施
 - 関連窓口等における随時相談の実施
 - 訪問型の相談対応（アウトリーチ）の充実
- 高齢者生活支援サービスの提供
 - 外出支援サービス、軽度生活援助、生きがいデイサービス、食の自立支援サービス、訪問理美容サービスの平準化
 - 老人日常生活用具給付事業の実施
 - 緊急通報体制等整備事業の実施
- 高齢者虐待の予防と対策の強化
 - 高齢者とともに暮らす家族への支援充実
 - 高齢者虐待防止ネットワークの充実

④認知症支援対策の推進

認知症はだれにでも起こり得る病気であり、85歳以上では4人に1人が発症するといわれており、その支援対策の充実は全国的に大きな課題となっています。

国では「認知症サポーター100万人キャラバン」と銘打って取組みを強化しており、府では、これを受けて認知症への理解促進と認知症のある人の地域生活支援を担う「認知症サポーター」を養成しています。

本町においても、キャラバン・メイト養成講座の開催やミニ講座を開催し、地域ぐるみで認知症への理解促進を図ります。

《取組み例》

- 認知症についての知識普及と意識啓発の強化
 - キャラバン・メイトの活用による認知症サポーターの養成とネットワークづくり
- 家族を支えるネットワークづくり
 - 家族のつどい・ピアカウンセリングの強化
- 介護予防・介護サービスにおける認知症の人自身を支える対応の強化
 - 従事者研修の実施

⑤高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

地域の高齢者が、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりなどを目的として相互に支え合って楽しみ、社会貢献する各種活動を支援します。

シルバー人材センター等により高齢者が自らの経験や知識を生かして活躍できる環境づくりに努めます。

《取組み例》

- 高齢者の生きがいづくりの促進
→ 福祉ボランティア活動の支援
- 元気な高齢者の社会参加の促進
→ シルバー人材センターの充実

(3) 障がい者福祉の充実

①障がいの予防と早期発見・早期対応

保健・福祉・医療の連携をより一層強化し、障がいの予防と早期発見・早期対応につなげます。

《取組み例》

- 医療・福祉との連携による母子保健・精神保健等の対応力の強化

②障がい福祉サービスの充実

「京丹波町障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、サービス利用のための制度の周知、相談支援体制の強化に努めます。

地域の障がい福祉に関するシステムづくりにあたっては、中核的な役割を果たす京丹波町地域自立支援協議会において計画の進捗状況なども含めて協議しながら対応します。

《取組み例》

- 地域生活のための障がい福祉サービス基盤の強化
 - 社会資源の再編・確保のためのサービス提供事業者への対応強化
 - 自立支援給付に係るサービスの提供
 - コミュニケーション支援など地域生活支援事業の拡充
 - 自立支援医療の給付
 - その他サービスの提供（補装具費の支給、日常生活用具給付）
- 障がい福祉サービス利用のための相談支援の強化
 - サービス内容と制度の周知
 - 相談支援・ケアマネジメントにあたる人材の育成・確保とネットワーク化
- 障がい福祉サービスの適正な運用
 - 京丹波町地域自立支援協議会の運営

③社会参加の促進

障がいのある人の就労の機会は少ない状況にあるため、就労を望む人への総合的な相談支援と、障がい福祉サービス提供事業者・公共職業安定所（ハローワーク）・養護学校・企業・行政などの連携による就労支援体制を強化します。

また、障がいのある人が文化・芸術やスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の拡充を図ります。

《取組み例》

- 障がいのある人の就労に係る総合相談体制の強化
- 就労支援のためのネットワークづくり
 - 雇用拡大に向けた事業者等への働きかけの強化
 - 就労移行支援、就労継続支援に係る障がい福祉サービス基盤の整備
- 文化・芸術やスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

④障がいと障がいのある人への理解促進

障がいと障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発や学校等における福祉教育などの充実を図るとともに、学習や交流の機会づくりを進めます。

《取組み例》

- 啓発の推進
 - 人権啓発物品、機会等の活用
- 学校等における福祉教育の充実
- 学習・交流機会の充実
 - 障がい者講座「ひまわり学園」の開催（再掲）
- 団体活動等の支援
 - 身体障がい者福祉会、精神保健福祉家族会、障がい児者を守る会

⑤教育・育成支援の充実

発達障がいを含め発達に課題のある子どもや障がいのある子ども一人ひとりに対応した特別支援教育を実施します。

これに伴い、専門的な相談、指導・訓練、治療、教育を一貫して提供できる体制の確保に向けて、段階的に療育体系全体の再編・整備を図ります。また、障がいのある子どもと暮らす家族への支援の充実に努めます。

《取組み例》

- 特別支援教育の実施に伴う療育体系の再編・強化
 - ライフステージで途切れない相談支援体制の整備
 - 教育相談、進路相談の充実
- 障がいのある子どもと暮らす家族への支援の充実
 - 親等の養育者をはじめとする家族に対する相談支援の充実

(4) 地域福祉の充実

① 福祉ボランティア活動の促進

ひとり暮らしなどの高齢者世帯が増加していく中で、地域の果たす役割がますます重要となるため、地域住民によるボランティア活動を積極的に促進し、地域の福祉力を高めていきます。

また、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を目的としたサロン活動の全町展開に向けて取り組みを進めるとともに、町保健師等の派遣、健康相談の実施、講師・福祉ボランティア等の紹介などによる支援に努めます。

《取組み例》

- 福祉ボランティア活動の充実促進
 - 福祉ボランティアの研修・交流活動、新規育成等
 - サロン活動の全町展開

② 災害時等における対策の強化

災害など緊急の事態が発生したとき、さらには日常において、高齢者や障がいのある人など避難等に配慮が必要な人への対策の強化を図ります。

《取組み例》

- 日常的な地域の見守り体制の充実
 - 非常時の安否確認が可能な人的ネットワークの形成
- 避難等の要配慮者対策の強化
 - 避難行動の支援マニュアルづくり
 - 避難場所での保健・医療対応力の強化

③ 低所得者等の自立支援

ひとり親家庭や低所得者の自立促進のため、府の福祉制度等の周知を図ります。

《取組み例》

- ひとり親家庭の自立支援
 - 母子家庭奨学金、高等学校奨学金、技能修得資金の給付
- 低所得者福祉の推進
 - 高等学校奨学金、技能修得資金、生活保護
 - 暮らしの資金貸付事業、心配ごと相談事業（再掲）

④地域の保健福祉推進基盤の強化（再掲）

町の福祉施設の機能充実と連携を図るとともに、集落公民館等を地域福祉の推進基盤としてネットワーク化を図ります。

《取組み例》

- 保健・福祉・医療・教育等の連携強化（再掲）
- 保健福祉施設の充実・連携（再掲）

(5) 福祉のまちづくり（ユニバーサルデザインの推進）

①生活環境の改善

高齢期を迎えた人や障がいのある人をはじめとするすべての町民が安心して住み、生活できる環境づくりとして、住宅や公共的空間のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた生活環境の改善と地域づくりを進めます。

《取組み例》

- 住宅・住環境のバリアフリー化促進
 - 生活に応じた住宅改修費助成制度の利用促進
- 公共的空間のバリアフリー化推進
 - 道路、建物等
- グループホーム・ケアホームの設置促進

②自由な行動の確保

町内における自由な日常生活を保障する観点から、移動のための交通手段の確保に努めるとともに、心理的なバリア（障壁）の解消により、だれもが安心して地域行事等に参加できる環境を確保します。

《取組み例》

- 交通手段の確保
 - 町営バスの運行（別掲）
- 地域行事等への参加のバリア解消

3 医療

現況と課題

町立医療施設は、瑞穂病院、質美診療所、和知診療所及び和知歯科診療所の4施設があります。瑞穂病院は病床数が47床（一般30、療養17）で、診療科は内科・外科・整形外科・小児科、和知診療所は病床数が19床（一般7、療養12）で、診療科は内科・外科・整形外科、質美診療所の診療科は内科・小児科となっています。

本町の医療施設は、他の自治体病院と同様に経営難や医師・看護師不足などに直面しており、その改善を図ることが急務となっています。

また、公立南丹病院が本町と亀岡市・南丹市により一部事務組合として設置されており、近隣の民間病院とともに高度医療機関としての役割を担っています。

一方、本町では、出生から中学校卒業までの児童、高齢者、障がいのある人などを対象に医療費助成制度を設けていますが、この制度の目的である町民の医療費負担の軽減のほかに、町民の健康保持増進により医療費の抑制につなげることが必要です。

■町立病院・診療所

| | 国民健康保険 瑞穂病院 | 国民健康保険 和知診療所 | 国民健康保険 質美診療所 | 国民健康保険 和知歯科診療所 |
|-----|--------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 診療科 | 内科・外科・ 整形外科・小児科 | 内科・外科・ 整形外科 | 内科・小児科 | 歯科 |
| 病床数 | 47 (一般30、療養17) | 19 (一般7、療養12) | — | — |

(平成19年4月1日現在)

計画

(1) 経営基盤の整備

①町立医療施設の経営改善

国の医療制度改革や町の厳しい財政状況を踏まえ、徹底したコスト意識を持って経常経費の節減に取り組みます。

また、安全で信頼される医療の提供に努めるとともに各施設の機能や役割を明確にする中で経済性と効率性を発揮し、安定した経営基盤の整備を図ります。

《取組み例》

- 安心・信頼を得られる医療の提供
- 病院の経営基盤の強化
- 病院経営に対する職員の意識改革

②医師・看護師の確保

医師・看護師不足は全国的な課題であることを踏まえ、関係する自治体と連携しながら、その確保に向けて国や府に働きかけます。特に医師の確保については、診療体制の維持にかかわることから、町としての対策を検討します。

《取組み例》

- 医師・看護師等医療スタッフの確保

③高度医療機関等との連携

公立南丹病院をはじめ、近隣医療機関との連携を強化します。

(2) 地域医療の推進

①予防を重視した保健医療の推進

高齢化社会の急速な進展を踏まえ、高齢者等の健康づくりや介護予防を推進しながら、生活習慣病の予防を重視した健康診査、保健指導などの充実を図ります。

《取組み例》

- 保健との連携

②地域包括医療（ケア）の推進

医療と保健・福祉との連携を基本として、健康保持増進から介護に至るまで一体的なサービスの提供に努め、地域包括医療（ケア）を推進します。

《取組み例》

- 保健・福祉との連携
- 在宅療養の支援

(3) 医療保険制度の充実

①国民健康保険事業の適正運営

安定した医療と健康に関する情報の提供により、国民健康保険被保険者一人ひとりが健康で長生きできる暮らしの確保をめざします。

国民健康保険税の収納率の向上と保健事業推進等により被保険者の医療費を抑制し、事業会計の健全化を図ります。

《取組み例》

- 国保税の収納確保
 - 滞納徴収の強化（別掲）
 - 夜間納付窓口の設置（別掲）
- 医療費抑制
 - 医療費通知
 - 無受診世帯表彰
 - 人間ドック助成

②後期高齢者医療事業の適正運営

平成20年4月からは、老人保健制度に替わる新たな医療制度「後期高齢者医療制度」に基づき、後期高齢者（75歳以上）の疾病予防・治療、機能回復訓練に至る総合的な医療事業を展開します。

保健事業推進等により後期高齢者の医療費を抑制し、医療事業の健全化を図ります。

《取組み例》

- 老人保健医療給付事業
- 後期高齢者医療事業
- 医療費抑制
 - 医療費通知

③福祉医療制度の充実

特定の心身障がい者（児）、高齢者、乳幼児、母子家庭等が安心して生活し、自立と社会参加ができるように、府・町制度に基づき医療費を助成し、その人等の医療費における経済的・精神的負担の軽減と健康の保持・増進を図ります。

《取組み例》

- 医療費助成
 - 重度心身障がい者（児）医療事業
 - 母子家庭医療事業
 - 京都子育て支援医療費助成事業・すこやか子育て医療費助成事業
 - 老人医療事業
 - 重度心身障がい老人健康管理事業

4 安心・安全

現況と課題

〔危機管理〕

本町では、武力攻撃事態などから町民の生命、身体及び財産を保護する、いわゆる国民保護のための「京丹波町国民保護計画」を平成19年3月に策定し、国民保護措置に総合的に取り組むこととしています。

そのためには、緊急時の初動体制の確立と情報伝達手段の一元化を図り、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があります。

また、予期しない災害にも的確かつ迅速に対応できる体制を整備するために「京丹波町防災計画」を平成19年3月に策定し、風水害や地震災害などに対する予防計画や応急対策計画により災害に強い「ひと」「まち」「しくみ」づくりに取り組むこととしています。

〔消防防災〕

本町には常備消防の一部事務組合である京都中部広域消防組合園部消防署丹波出張所が置かれていますが、管轄する範囲は広大であることから、火災をはじめ、あらゆる災害から住民と財産を守る上で、京丹波町消防団も大きな役割を果たしています。

町消防団は、16分団の編成で、消防団員884人、自動車ポンプ8台、小型動力ポンプ付積載車51台、小型動力ポンプ2台（いずれも平成19年4月1日現在）を有し、最大限の消防機能を発揮していますが、若年層の流出による消防団員の確保難、昼間人口の減少による初期消防力の低下などの問題を抱えています。また、これまで町が防火水槽459基を整備してきましたが、その数は十分とはいえない状況です。

このような中で、消防団員の確保はもちろん、消防防災力向上のための組織再編と組織に合わせた機械器具や水利確保のための防火水槽など消防施設の整備が課題となっています。

また、あらゆる災害に対処し町民の安心・安全を確保するためには、まずは自助からという考えのもとで町民一人ひとりの災害に対する意識の醸成と備えを行い、また、共助のしくみである地域防災の重要な役割を担う自主防災組織等の育成、そして、公助の役割を持つ消防団等の組織充実を図るといふしくみの確立が重要となってきます。

京丹波町防災会議では、地域防災に関する総合的な計画として、平成19年3月に「京丹波町地域防災計画」を策定し、その推進を図ることとしています。

■消防防災体制

| 項 目 | | 数 | |
|---------------------|-------------|----------------------------------|--------|
| 消防団組織 | 消防団 | 1団 | |
| | 分 団 | 16分団 | |
| | 団 員 | 884人 | |
| | 団員平均年齢 | 37.38歳 | |
| | 就業形態 | 自営業・家族従業者 119人 その他 765人 | |
| 現有車両 | 消防ポンプ自動車 | 8台 | |
| | 小型動力ポンプ付積載車 | 51台 | |
| | 小型動力ポンプ | 2台 | |
| 消防水利 | 防火水槽 | 459基 | |
| | 消火栓 | 191基 | |
| | プール | 14基 | |
| | その他(池) | 3施設 | |
| 自主防災組織 (女性消防協力隊) | 組織数 | 72組織 | |
| | 隊員数 | 481人 | |
| 防災無線通信施設 | 同報無線 | 親局 | 2基 |
| | | 遠隔制御機 | 28台 |
| | | 屋外拡声機 | 27基 |
| | | 戸別受信機 | 1,488台 |
| | 移動無線 | 基地局 | 3局 |
| | | 車載型 | 21台 |
| | | 可搬型 | 3台 |
| | | 携帯型 | 45台 |

(平成19年4月1日現在)

〔交通安全〕

京都縦貫自動車道と国道9号・27号・173号が通る本町においては、自動車交通量が極めて多い状況であり、交通事故の危険性が高まっています。

このため、交通事故に遭わないための安全教育や啓発の充実と、安全な道路環境の維持が必要となります。

交通安全運動は、町交通指導員や南丹船井交通安全協会京丹波支部を中心にした街頭啓発等が年間を通じて行われており、町民の交通安全思想の普及に一定の成果を上げています。今後も交通事故防止に向け、継続して取り組む必要があります。

〔防犯〕

近年の犯罪は多様化、複雑巧妙化しており、特に子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪が多発するなど、地域社会の安全が脅かされています。

犯罪を未然に防ぐため、広報紙や告知放送を利用した啓発、自治組織と連携した研修会の実施などを行い、町民の防犯意識の高揚を図るとともに地域ぐるみの継続的な防犯活動が求められています。

〔消費生活〕

近年の消費者を取り巻く環境が高度化・多様化する中で、日常生活において振り込め詐欺や悪徳商法、利用料の架空請求など巧妙な手口によるトラブルが多発しています。町では、これに対応するため、消費生活グループ、府、関係機関等と連携した消費生活に関する啓発を実施しています。

今後においても、さらなる啓発のほか、早期の情報提供と相談対応ができる体制づくりが必要です。

また、食品偽装など消費生活の安全性を脅かす事件が発生し、消費者の食に対する安全意識がさらに高まっています。

計画

(1) 危機管理体制の強化

災害、大事故等は、いつ、どこにでも起こり得ることを前提に、多様な危機的状況を想定するとともに、災害のほか町民の平和や安全を脅かす緊急事態が発生した場合に対処するため、緊急時の初動体制、活動体制等の確立、定期的な訓練の実施などによる危機管理体制の強化を図ります。

災害発生等の非常時における情報伝達のための基盤と体制の確立を図ります。

《取組み例》

- 緊急事態に対処するために必要な職員の参集訓練の実施
- 各区を中心とした住民情報（安否情報）等の管理体制の強化
- 防災行政無線等の整備検討（町全域拡張を検討）

(2) 防災体制の充実

①消防団組織の充実・強化

消防団が地域防災に果たす役割は非常に大きいものがあることから、消防団員の確保と組織再編により消防団の一層の充実と消防防災力の強化を図ります。

《取組み例》

- 消防団の組織再編と強化

②消防施設の整備・充実

多様化する火災や自然災害に対処するため、年次計画に基づき、機械器具、防火水槽等の消防施設を整備します。

《取組み例》

- 防災施設・設備の整備
- 防災訓練の実施

③常備消防の充実と連携強化

若年層の流出による消防団員の確保難や昼間人口の減少による初動の消防力低下に対応するため、京都中部広域消防組合の充実やこれに伴う施設・設備の充実など、広域常備消防・救急業務の両面において消防・救急体制の強化を図ります。

《取組み例》

- 広域消防組合の組織と施設等の充実
- 広域消防との連携による訓練の充実
- 救急救命士の育成

④情報連絡体制の充実

防災行政無線等の情報施設整備により消防防災上必要な連絡体制を確立するとともに、関係機関や町民等との連携・協力により情報連絡手段の多重化をめざします。

《取組み例》

- 防災行政無線等の整備検討（町全域拡張を検討）（再掲）

⑤地域自主防災組織等の確立

高齢化や都市化の進行、生活様式の変化などにより地域の協力体制が弱体化する中で、地域住民等の連帯意識からなる日常的な防災活動を行うための自主防災組織等の整備を促進し、地域ぐるみの防災体制の確立を図ります。

《取組み例》

- 消防団員等の指導による初期消火訓練
- 女性消防協力隊に対する活動支援
- 事業所における防災活動への支援
- 自主防災組織、ボランティア団体等の育成

⑥町民の防災意識等の高揚

地域、学校、事業所等における多様な主体のかかわりの中で、あらゆる機会をとらえて町民の防災意識、防災知識の高揚を図ります。

《取組み例》

- 老人家庭、事業所等への防火査察による啓発・指導
- 広報活動による防災意識の啓発

(3) 交通安全対策の推進

①交通安全運動の推進

町民の交通安全意識の高揚と交通モラルの向上のため、町交通指導員、交通安全協会をはじめ各種団体との連携により交通安全活動を実施します。特に、子ども、高齢者等を交通事故から守るため、保育所・幼稚園・小学校・高齢者講座における交通安全教育を充実します。

《取組み例》

- 町交通安全計画の策定
- 交通安全対策の推進
 - 町交通指導員活動推進
 - 南丹船井交通安全協会京丹波支部の活動促進
 - 交通安全啓発の推進
 - 交通安全教育の充実

②交通安全施設の整備

安全な道路交通を確保するために、町道のカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を緊急性・必要性を判断しながら計画的に整備します。

国・府道においては、歩道の未設置区間の早期整備をはじめとする交通安全上必要な施設の整備について関係機関に要望していきます。

町道、町駐車場等における放置車両の対策を強化します。

《取組み例》

- 交通安全施設整備
- 放置車両対策の強化

(4) 防犯対策の強化

①防犯の推進

犯罪・事故のない地域社会の中で町民が安心して安全な暮らしができるように「京丹波町生活安全条例」の適正な運用を図るとともに、地域住民や関係機関・団体などが一体となった防犯活動を推進します。

警察、防犯推進委員等との連携により、町民の防犯意識の高揚と犯罪が起こりにくい環境をつくります。

暴力追放に向けた取組みを進めます。

《取組み例》

- 防犯推進
 - 啓発活動の推進
 - 防犯パトロールの実施

②地域防犯力の強化

「地域住民の安全は地域全体で守る」という意識のもと、地域ぐるみで防犯活動を促進するなど、犯罪を未然に防止する安心・安全な地域社会づくりに努めます。

《取組み例》

- 集落・団体の防犯研修会の実施促進
- 街灯等設置補助事業
- 子ども安全見守り隊の活動促進（再掲）

(5) 消費生活の安心・安全の確保

詐欺や悪徳商法、利用料の架空請求など巧妙な手口による犯罪からの被害を未然に防ぐため、消費者生活センター等の関係機関、くらしと安全推進委員・消費生活グループなどと連携し、消費生活等に関する啓発や早期の情報提供、相談対応の充実を図ります。

安心・安全な食材・食品の提供を最重要視した生産・製造に向けて、町民・事業者を挙げて取り組みます。

《取組み例》

- 関係機関との連携
→ 啓発・相談活動の充実

第4章 ～魅力～

魅力ある産業をはぐくみます

- 1 農林水産業
- 2 商工業
- 3 観光交流

基本方針 3 ～ 魅力 ～ 魅力ある産業をはぐくみます

1 農林水産業

現況と課題

〔農業〕

農業は、本町の主産業として発展してきました。近年は、高齢化の進行と後継者不足など農業を取り巻く環境が変化し、農家数、経営耕地面積等は年々減少しています。特に、農業従事者の高齢化や後継者不足により、零細な専業農家が増え、農業を生計の中心とする第1種兼業農家の減少が著しい傾向にあります。

近年は、ほ場整備等により農業生産基盤の条件が良くなったことで、機械化による農作業の省力化が図られるようになり、コメを中心とした農業のほかに、丹波地域特有の自然を生かし重点転作物として生産を奨励してきた黒大豆や小豆が丹波ブランドとして定着しました。最近では、ハウス施設等によるブランド京野菜などの生産が増加しています。

しかし、多くの中山間地域がある中で、農業従事者の高齢化と担い手不足により、農地の荒廃や遊休農地の増加など農業の維持にかかわる問題、さらには、農地が持つ多面的機能の維持にかかわる根本的な問題を抱えています。こうした中で、地域ぐるみの営農組織やUJ1ターナー者を含めた新規就農者など多様な担い手の育成が必要となるとともに、小規模農家の経営対策が課題となっています。

畜産は、本町の農業生産販売額の2分の1を占めており、府内トップクラスの産業となっています。畜産農家においては、家畜排せつ物について処理施設による堆肥化等の適正管理に努めていますが、一方で生産堆肥の利用は円滑に進んでいない状況です。このため、資源循環を重視し地域が一体となって堆肥を活用する地域農業の確立に向けた取組を推進する必要があります。

〔林業〕

林業は、木材需要の低迷や労働力の不足により後退してきています。これが影響して、枝打ち、間伐等の手入れをしないで放置される森林が増え、森林環境が悪化する傾向にあり、林業経営はもちろん、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止などの森林が持つ多面的機能が損なわれ、生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されはじめています。

このような森林環境の悪化により、全国に名を高めてきた丹波マツタケの生産量は激減するとともに、有害鳥獣による農林作物の被害は後を絶たない状況となっており、特に有害鳥獣防除柵等による被害防止対策の充実が急務となっています。

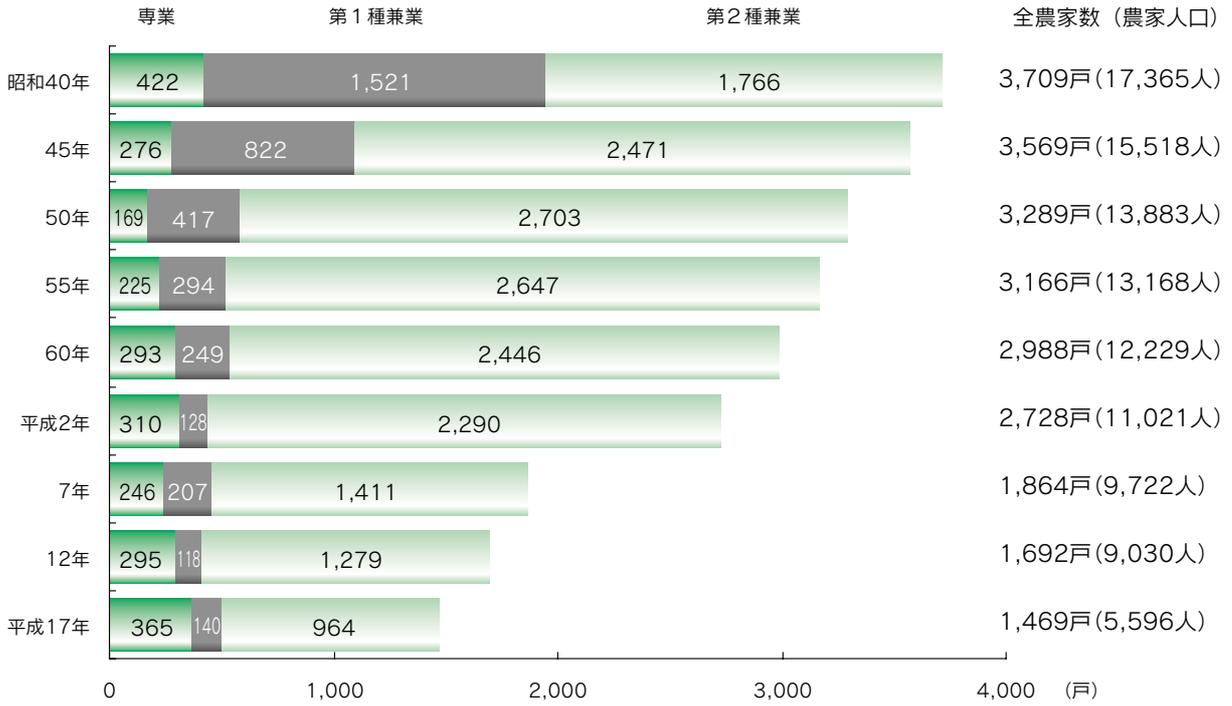
また、丹波ブランドのひとつ「丹波栗」の生産振興とともに、キノコの新たな主力品目として、間伐材を活用したハタケシメジの生産とブランド化に向けた取組みも進められています。

〔水産業〕

水産業については、和知川漁業協同組合において由良川と上和知川でアユ、アマゴの内水面漁業が営まれています。また、由良川漁業組合において土師川でアユの内水面漁業が営まれています。

近年は、河川環境の変化をはじめ外来魚の繁殖などの問題を抱えており、長期継続的な対策が必要となっています。

■農家数・農家人口



農林業センサス (数値は旧3町の合計)

※平成12年、17年は販売農家のみ

※販売農家/経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

■経営耕地面積

単位: ha

| 調査年 | 合計 | 田 | 畑 | 樹園地 |
|-------|-------|-------|-----|-----|
| 昭和40年 | 2,268 | 1,850 | 326 | 92 |
| 45年 | 2,215 | 1,781 | 295 | 139 |
| 50年 | 1,909 | 1,528 | 206 | 175 |
| 55年 | 1,782 | 1,462 | 171 | 149 |
| 60年 | 1,686 | 1,419 | 152 | 115 |
| 平成2年 | 1,550 | 1,330 | 134 | 86 |
| 7年 | 1,512 | 1,308 | 129 | 75 |
| 12年 | 1,401 | 1,215 | 115 | 71 |
| 17年 | 1,122 | 1,016 | 66 | 40 |

農林業センサス (数値は旧3町の合計)

■家畜飼養戸数と飼養頭羽数 (平成17年2月1日現在)

| | 乳用牛 | | 肉用牛 | | にわとり | |
|------|------|-------|------|-------|-------|-----------|
| | 飼養戸数 | 頭数 | 飼養戸数 | 頭数 | 飼養戸数 | 羽数 |
| 京都府 | 129 | 6,427 | 168 | 7,321 | 1,322 | 2,178,718 |
| 京丹波町 | 16 | 1,425 | 12 | 1,474 | 114 | 307,873 |

京都府統計書

■所有形態別森林面積 (平成16年4月1日現在)

単位: ha

| | 合計 | 国有林 | 公有林 | 私有林 |
|--------|-----------|--------|----------|-----------|
| 京丹波町 | 25,098.68 | 207.89 | 1,836.91 | 23,053.88 |
| (旧丹波町) | 5,208.49 | - | 151.50 | 5,056.99 |
| (旧瑞穂町) | 9,070.18 | 207.89 | 1,076.77 | 7,785.52 |
| (旧和知町) | 10,820.01 | - | 608.64 | 10,211.37 |

京都府統計書

計画

(1) 農業の振興

① 農業振興に関する各種計画の策定

計画的で実現可能な農業振興を展開するため、各種方針や計画の策定に取り組みます。

《取組み例》

- 農業振興地域整備計画の見直し
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

② 売れるコメづくりの推進

消費者の安心・安全や食味への志向が高まる中で、種子更新による品質の確保と良食味生産への取組みを進め、従来から実施してきた栽培履歴の記帳・減農薬・減科学肥料などにより、特別栽培米をはじめとする本町の環境や資源を生かした売れるコメづくりを推進します。

また、省力化による低コスト生産技術の一層の普及・定着を図るため、集落や旧村等を単位とした稲作経営の組織化と効率的な土地利用を進め、直播栽培、乳苗移植栽培等の新技術によるコメ生産を積極的に推進します。

《取組み例》

- 京の水田農業総合対策事業
- 京の稲作担い手緊急支援事業
- 地域水田農業推進協議会の機能充実と活動強化

③ 担い手の確保（農業後継者の育成）

零細・高齢農家の負担を軽減し営農意欲の維持・醸成につなげていくため、地域農業の担い手となる集落営農の組織化を進めます。

定住施策と連携した受け入れ態勢の整備や農業体験実習の実施等により、新規就農者や帰農者、他産業などを対象とした担い手の確保対策に地域、中核農家、行政等が一体となって取り組みます。

《取組み例》

- 農業委員会運営事業
- 新規就農育成事業
- 水田農業構造改革対策助成

④ 認定農業者の育成

認定農業者支援に関する制度の普及・宣伝活動を強化するとともに、京丹波町担い手育成総合支援協議会と連携し、認定農業者の育成を図ります。

《取組み例》

- 担い手育成資金利息助成事業
- 水田農業構造改革対策助成
- 認定農業者の育成

⑤ 営農組織の育成

特産物の栽培メリットの強化、付加価値の向上、流通経路の多様化、特産物を加工する他企業との連携などにより、担い手の育成とともに農業者の組織化、既存組織の強化を図ります。

《取組み例》

- 農業振興事業
- 農業・農村活性化経営体づくり事業
- 特産物の栽培メリットの強化、付加価値の向上
- 流通経路の多様化
- 特産物を加工する他企業との連携

⑥ 農地の保全

農産物の生産振興により優良農地を良好な状態で保全するとともに、景観形成作物や地力増強作物など管理しやすい作物の導入やレンタカウなどを利用して、農地としての維持を図ります。

ゆとりや安らぎを与える農村環境を守る農業生産に転換していくため、地域ぐるみ農業者ぐるみの営農活動を支援します。

《取組み例》

- 農業委員会運営事業（農地利用調整等）
- 農業公社との連携
- 中山間地域等直接支払制度
- 農地・水・環境保全向上対策事業

⑦ 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣被害の拡大による農家等の生産意欲の低下を防ぐため、有害鳥獣の捕獲、被害防止施設の設置、鳥獣との共生（すみ分けの実施）などの被害防止対策を推進します。

《取組み例》

- 有害鳥獣捕獲事業
- 有害鳥獣被害防止施設設置事業

⑧ 農業生産基盤の整備

農道、ほ場、ため池、かんがい排水施設等の農業用施設整備を進めるとともに、農作業の省力化のため農業機械の整備を促進します。

※**レンタカウ**：レンタル カウ（牛）のこと。京都府畜産技術センター嵯高
原牧場で飼育している繁殖用のメス牛を要望がある集落に対して貸し出
し、遊休農地に牛を放牧する取組みが行われている。遊休農地は、草資源
という考え。

《取組み例》

- 農道整備
- 小規模農業基盤整備事業
- 土地改良施設維持管理適正化
- ため池整備
- 農林漁業関係補助金
- 農業用施設の適正な維持管理

⑨畜産の振興

畜産を振興する上で家畜ふん尿による環境対策が大きな課題となっていることを踏まえ、堆肥化施設の整備と土づくりの推進により、適正なふん尿処理に努めます。

堆肥については、耕畜連携による利用促進を図ります。

《取組み例》

- 畜産振興対策事業
 - 家畜導入事業利子補給
- 堆肥センター処理機能の充実

⑩家畜伝染病の予防強化

平成16年2月の高病原性鳥インフルエンザの発生が養鶏業をはじめ産業全体に大きな影響を与えたことを教訓とし、関係機関と連携を取りながら定期的に飼養農家の巡回指導を実施し、再発防止に向けた伝染病予防対策の徹底を図ります。

《取組み例》

- 家畜伝染病予防対策事業
 - 予防啓発の推進
- 鳥インフルエンザ対策事業
 - 防鳥ネット助成

⑪耕畜連携の推進

整備した堆肥化施設により良質な堆肥の生産と利用拡大を図り、耕種農家と畜産農家との連携により減化学肥料・環境保全型農業を推進します。

堆肥の供給体制を確立し、堆肥ストックヤードの積極的な利用を促すとともに、ほ場等への直接搬入などに取り組みます。

《取組み例》

- 耕畜連携事業
 - 耕畜連携堆肥利活用推進事業
 - 堆肥活用施設（ストックヤード）設置
- 堆肥のスムーズな運搬、散布作業の推進

⑫ 農業関係団体との連携

府農業関係機関、農業公社、農業協同組合、その他農業関係団体等との連携を充実します。
町内にある三つの農業公社（丹波ふるさと振興公社、瑞穂町農業公社、わちふるさと振興センター）については、組織の強化を図るため、統合を促進します。

《取組み例》

- 農業公社運営補助金
- 農業公社の統合

(2) 林業の振興

① 森林整備計画と森林施業計画の推進

本町の森林整備計画のマスタープランである「京丹波町森林整備計画」と森林所有者等による「森林施業計画」（造林・保育・間伐等）に基づき、適切な森林施策を推進します。

《取組み例》

- 京丹波町森林整備計画の推進
- 森林施業計画の推進

② 担い手の確保（林業後継者の育成）

林業従事者の高齢化等により担い手不足が進む中で、森林の整備・保全、さらには林業経営を担う人材を育成・確保します。

あわせて、住宅等の定住施策と連携した受け入れ態勢の整備、林業体験実習の推進などを通じて担い手の確保対策に取り組みます。

《取組み例》

- 緑の担い手育成事業
- 林業労働者新共済事業
- 森林組合作業班員育成事業補助金
- 山林作業共済補助金

③ 森林の保全と育成

良質木材の生産・供給をめざして森林の育成・整備を推進します。さらには、森林の持つ多面的機能の維持のため、間伐等による森林保全と複層林化、針広混交林化等を促進していきます。

《取組み例》

- 公有林整備事業
- 森林整備事業
- 森林整備地域活動支援交付金
- 不伐の森整備事業
- 森林災害復旧事業
- 生産森林組合運営推進助成金

④森林資源の有効活用

山並み等の良好な景観形成、保健保安林等における森林レクリエーションの場など森林の持つ多面的機能を本町の魅力的な資源として、観光レクリエーション施策に活用します。

林業労働力の確保による林業振興とあわせて、間伐材の有効利用による地域経済の活性化を図ります。

《取組み例》

- 緑の公共事業（森林適正整備推進事業）
- 多面的機能の観光レクリエーション施策への活用
- 間伐材搬出奨励事業

⑤林業生産基盤の整備

低労働力・低コストによる森林施業を行うため、計画的な林道等の基盤整備を進めます。

《取組み例》

- 林道等の整備
- 林道の適正な維持管理

⑥治山対策の推進

台風、集中豪雨等による森林や溪流荒廃（災害）の拡大、土砂、流木等の流出による二次災害を防止するため、森林の整備や治山施設の設置を推進します。

自然災害等により発生する山腹崩壊については、予知が困難であるため、防災施策と連携し下流域に位置する集落への避難経路の確認や連絡体制の強化を図ります。

⑦林業関係団体との連携

府林業関係機関、京丹波森林組合、生産森林組合、その他林業関係団体等との連携を充実します。

(3) 水産業の振興

○内水面漁業の振興

アユ・アマゴの種苗（稚魚）放流事業を推進するとともに、河川環境の保全と調和した資源の維持・保全に努めます。

《取組み例》

- アユ・アマゴの種苗（稚魚）放流事業
- 漁場クリーンアップ事業

(4) 京丹波高原ブランド化の推進

①ブランド産物（品）の確立と生産促進

中山間地域特有のほ場条件や小規模な営農組織といった生産環境にあることから、実需評価が高く、収益性の高い黒大豆・小豆をはじめ、みず菜・伏見とうがらし等のブランド京野菜、ほうれん草、ソバ、マツタケ、クリ、茶、良質木材などの生産拡大、さらには新たな農林産物の生産を促進し、本町ならではの産地づくりとブランド化を強力に進めます。

これらの産物を加工や直売、交流事業など多面的に利用するとともに生産者の組織化・法人化を進め、地域全体の経済力を高めます。

《取組み例》

- 京の黒大豆・小豆等産地づくり事業
- 水田農業構造改革対策助成金の交付
- 集落営農組織育成等によるブランド化推進事業
- ソバ生産技術確立対策
- 町マツタケ振興会補助金
- 菌床しいたけ栽培農家補助金
- 栗生産振興対策事業
- 果樹園芸振興対策事業
- ブランド産物（品）のPR活動の強化
- 地域ブランド商標登録の推進

②生産・流通・販売基盤の整備

黒大豆、小豆など付加価値の高い京丹波高原ブランドの農林産物について、生産から加工、流通、販売まで総合的な展開を図るためのしくみづくりを進めるとともに、地産地消や道の駅等を拠点とした消費者に直接販売するシステムづくりに取り組みます。

《取組み例》

- 農林産物の販路拡大・販売
- 地産地消助成事業
- 野菜市促進
- 生産者と消費者とのネットワークづくり
- 地元企業との連携
- インターネット等による情報発信（PR）事業

③地域特性に合った食材・加工品の生産促進

環境や食味にこだわった売れるコメづくりと省力・低コスト化を推進（特別栽培米の生産）するとともに、黒大豆・小豆等の京丹波らしい栽培体系を確立させるほか、京都こだわり栽培指針に基づき安心・安全なブランド京野菜を生産するなど、自然、文化等本町の地域特性に合った特色ある食材の生産促進を図ります。

農薬や化学肥料の削減、堆肥の有効利用など、安心・安全な農産物の生産に取り組む農家を増やしていきます。

本町の農林水産物を生かした特産品の開発と生産拡大に向けた取組みを促進します。

《取組み例》

- 特産品加工グループ育成
- 特産品開発・加工の起業促進
 - 試作品・新規加工品開発と生産・販売拡大
- 安心・安全の産地等認証システムの導入

④観光交流との連携（グリーンツーリズムの推進）

わちふるさと農園、アグリパークわちなどの農林業体験公園施設、さらには農林家の日常生活活動において、町民の人情と本町の風土等にふれながら体験・交流できる体験・交流型農林業を展開します。

《取組み例》

- グリーンツーリズムの推進
 - 収穫体験付き農林産物販売
 - 貸し農園

2 商工業

現況と課題

〔商業〕

商業は、近年の車社会の発達による日常生活圏の広がり、消費者ニーズの多様化・高度化による近隣の郊外型大規模店やスーパーマーケットへの流出、コンビニエンスストア・通信販売などの影響を受け、低迷が続いています。形態は、一部を除いてほとんどが個人経営の小さな商店で、日常最寄り品の販売が中心となっています。

〔工業〕

工業は、近年、事業所数と従業者数は減少する傾向にあります。町内には、比較的規模が大きい食料品や飲料、化学製品などの製造業をはじめ機械加工業の工場、窯業（陶芸）の工房などが立地しています。また、工業団地（京都中央テクノパーク）が下山地区に整備され、45区画のうち9区画で7社が創業しています。

町では、固定資産に係る税の優遇措置をはじめ、地域振興につながる民間事業者等の事業活動に対し、地域総合整備財団の協力を得て設備投資資金を無利子で融資する制度（地域総合整備資金貸付）などを設けています。

■商業の状況

| 調査年 | 商店数 | 従業者数 | 年間商品販売額 |
|-------|-----|-------|-------------|
| 昭和63年 | 311 | 1,029 | 145億9,311万円 |
| 平成 3年 | 299 | 699 | 170億6,235万円 |
| 6年 | 286 | 1,187 | 175億 378万円 |
| 9年 | 284 | 1,228 | 184億7,748万円 |
| 11年 | 265 | 1,212 | 191億 502万円 |
| 14年 | 238 | 1,457 | 165億4,338万円 |
| 16年 | 229 | 1,247 | 156億4,342万円 |

商業統計調査（数値は旧3町の合計）

■工業の状況

| 調査年 | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額 |
|-------|------|-------|-------------|
| 昭和55年 | 165 | 2,095 | 197億9,289万円 |
| 58年 | 164 | 2,065 | 197億5,906万円 |
| 60年 | 160 | 1,939 | 193億3,690万円 |
| 63年 | 137 | 2,055 | 261億9,350万円 |
| 平成 2年 | 138 | 2,138 | 329億 110万円 |
| 5年 | 131 | 2,072 | 376億6,905万円 |
| 7年 | 129 | 2,055 | 376億6,156万円 |
| 10年 | 139 | 1,816 | 355億5,153万円 |
| 12年 | 137 | 1,726 | 376億8,043万円 |
| 15年 | 124 | 1,622 | 350億3,937万円 |
| 17年 | 113 | 1,563 | 347億7,149万円 |

工業統計調査（数値は旧3町の合計）

計画

商工業の振興

①商工業の経営安定

町商工会等と連携し、継続的な経営指導等による小規模事業者等の経営改善と経営の向上を図ります。

《取組み例》

- 経営改善普及事業
- 利子補給
- 保証料補給

②地域産業の育成

産地技術、農林水産物、観光資源等の優れた地域資源の活用など本町の特性や環境を生かした産業展開と起業の促進に努めます。

《取組み例》

- 起業促進
- 特産品開発・加工の起業促進
- 京都府、町商工会との連携によるコミュニティビジネスの支援

③商店（街）の活性化

消費者動向や消費ニーズの適切な把握と経営の見直しなどにより、便利で親しみやすい商店（街）づくりを促進します。

④中心市街地活性化

本町の中心市街地の活性化について、既存商業との共存などに配慮しながら新たなまちづくりという観点から検討を進めていきます。

3 観光交流

現況と課題

本町は、京都や大阪などの大都市圏から1時間圏という近接地域にありながらも丹波高原の豊かな自然が広がり、そこには魅力ある農作物が数多くあるなど、豊富な観光資源に恵まれています。特に、関西100名山のひとつに数えられ四季折々に美しく姿を変える「長老ヶ岳」、高さ40メートルの巨大な一枚岩を流れる水が琴の糸のような美しさを見せる「琴滝」、府内唯一の鍾乳洞がある「質志鍾乳洞公園」などは、個性的で魅力ある自然の観光資源といえます。

近年は、これらの豊かな自然を生かした観光施設やスポーツ・レクリエーション施設、社寺仏閣、伝統行事のほか、農林特産物加工販売施設や貸し農園など食文化の面からの新たな観光の展開が見られます。

今後は、道路、鉄道等交通の利便性が高まる中で、さらに多くの人びとが本町に訪れるように、これら観光資源のネットワーク化、地域全体としてのイメージ形成や誘客力の強化などにより、本町ならではの観光交流を強力に推進する必要があります。

計画

観光交流の推進

①観光資源の発掘・整備

あまり知られていない町内の自然や歴史・文化財等を観光の資源として掘り起こします。特色ある工場の「ものづくり現場」の裏側など今まで観光資源として考えていなかった分野についても、事業者等の協力を得ながら観光の側面からの活用を図ります。

あわせて、町民が観光交流にかかわる者として位置づけ、来訪者が人情味豊かな町民性と、もてなしの心にふれられるよう、人材面における受け入れ環境の向上に努めます。

《取組み例》

- わがまちの誇り・自慢づくり
 - 丹波高原文化の郷100選
 - 観光写真コンクール
 - 風景映像コンクール（眺望、借景等）
- 他分野の観光活用
- 受け入れ環境の向上
 - 観光ボランティアガイドの育成
 - もてなし意識の啓発

②観光交流ネットワーク化の推進

本町全域を「丹波高原文化の郷」という観光交流の場としてとらえ、観光関係組織・団体や農林商工業等とも連携しながら、分散する町内の観光交流施設をはじめ「農」「食文化」など観光資源のネットワーク化を推進し、集客の相乗効果を図ります。

あわせて、観光資源とJR駅、道の駅等を結ぶ周遊ルート等の構築を図ります。

《取組み例》

- 観光資源のネットワーク化
- 観光周遊ルート等の構築
- 農林業等を活用した体験交流型観光

③産業等連携による複合型観光交流の推進

来訪者の多様なニーズにこたえられるよう、本町の豊かな自然や歴史的資源、農林業などを活用しながらさまざま観光交流を推進します。

ゴルフ場等既存の民間レクリエーション産業との連携を図るとともに、従来型の名所・旧跡を見るだけの観光にとどまらず、来訪者が地域の資源を生かした地域の産業を学び、体験し、地域住民と交流するといった新しいタイプの観光交流を展開します。

こうしたさまざまな取組みにより交流人口の増加を図り、さらには定住人口の増加へとつなげていきます。

《取組み例》

- 民間レクリエーション産業との連携
- 新しい観光交流の展開
 - 京丹波ツーリズムの構築
 - 農・食との連携等
 - 食品製造業との連携等

④情報発信・宣伝の充実

四季折々の観光に関する旬の情報、特産物、郷土料理など豊かな自然や歴史・文化等を生かした観光に関する情報をインターネットなどさまざまな媒体を通じて発信するとともに、テレビ、新聞などのマスコミと連携して宣伝していきます。

観光案内板については、通過交通の誘客にも重点を置き、表示がわかりやすく魅力ある内容として計画的に整備を進めます。

《取組み例》

- 観光情報発信
- 観光案内板の計画的な整備（サイン計画の策定）
- 観光マップ作成

⑤体験型イベント等による交流の推進

交流から定住へとつなぐ取組みのひとつとして、本町の豊かな自然や歴史的資源、農林業などを観光レクリエーションとして活用した体験型イベント等による地域レベルの交流を促進します。

《取組み例》

- 都市等との交流事業

第5章 ～潤い～

豊かで美しい環境を守ります

└ 地球と人にやさしい環境

基本方針 4 ～ 潤い ～ 豊かで美しい環境を守ります

地球と人にやさしい環境

現況と課題

丹波高原に位置し、緑豊かな山地や田園、河川、丘陵等で構成されている本町には、日本の原風景ともいえる美しい自然をはじめとする文化的景観が比較的良好な状態で残されています。

本町にとって、これらの美しい自然環境を中心とした景観構造の保全は重要な課題であり、森林法や農地法などの法令をはじめ「京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例」や「京丹波町の環境保全等に関する条例」に基づき、環境保全のための規制等を行い、自然環境や生活環境の良好な保全に努めています。

また、環境問題は、ごみの増大や水質悪化といった身近な問題から地球温暖化といった地球規模の問題まで、幅広く重要な問題となっています。これらに共通する原因は、人類の日々の活動から生じる環境負荷が大きすぎるのが原因であり、わたしたちの生活を根本から見つめ直すとともに、社会経済のあり方そのものを持続可能なものに変革していくことが求められます。

本町のごみ・し尿処理、火葬業務は、本町と南丹市とが設置している一部事務組合の船井郡衛生管理組合により共同処理を行っています。そのうち可燃ごみについては、処理を委託している事業所においてバイオガスとしてエネルギー化され、電気や燃料として使用されています。

本町では、啓発活動を通じて町民の環境保全意識の高揚を図っているほか、生ごみ堆肥化処理機器等購入助成や資源ごみ集団回収事業報償金支給制度により、ごみの減量化・再利用・再資源化を促進しています。また、町民による環境美化や不法投棄防止対策などにも取り組んでいますが、山中や空き地等への不法投棄は後を絶たない状況であり、地域住民の連携・協力による監視体制の強化など、環境保全に向けた一層の対応が迫られています。

今後は、環境の保全は今を生きるわたしたちの使命と再認識し、町民、事業者等による環境保全に関する諸活動をさらに活発にし、本町の自然や身近な生活環境、地球環境の保全と、次代への継承に向けて、一層強力に取り組む必要があります。

計画

(1) 環境保全

①自然環境等の保全・活用

森林、河川、田園等と周辺的环境保全・美化に努め、文化的景観として「丹波高原文化の郷」にふさわしい景観づくりを進めるとともに、多面的機能など豊かな自然がもたらす恩恵を維持し次代に引き継ぎます。

自然環境に関する情報提供を通じて、町民の環境意識の高揚と環境保全活動の活発化を図ります。

森林、河川、田園等の生態系を活用し、自然を愛し共存する心をはぐくむための環境教育を推進します。

《取組み例》

- 京丹波町環境基本条例の制定
- 京丹波町環境基本計画（景観ガイドライン）の制定
- 森林、農地等の保全（再掲）
- 環境啓発・情報提供
 - 環境月間（6月）を中心としたチラシの配布
- 地域による河川環境整備や美化活動の促進
- ダム湖の富栄養化防止対策の推進
- 環境教育の推進（再掲）

②環境監視体制の強化

不法投棄や公害を防止するため、府や関係機関と連携しながら巡回パトロールや事業所への立ち入り調査等を実施します。

環境監視に関する連絡会議や環境ボランティア等の設置を行い、町民ぐるみの環境保全推進体制の構築に努めます。

《取組み例》

- 巡回パトロールの実施
- 事業所立ち入り調査の実施
- 瑞穂環境保全センター監視委員会の設置

③地球温暖化防止対策の推進

町民、事業者、行政がそれぞれの責任を明確にし、国家施策である温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止対策を推進します。

本町における京都府地球温暖化防止推進委員と連携しながら、啓発や実践活動など温室効果ガス削減に向けた取組みを推進します。

《取組み例》

- 広報媒体を通じた啓発と情報提供
- 環境学習講座の開催
- 京丹波町地球温暖化対策実行計画の推進
- 地球温暖化防止地域推進計画の策定と推進

④新エネルギーの導入・活用推進

環境への負荷の少ない太陽光など自然を活用した新エネルギーの導入など、資源循環型への転換に向けた研究を行います。

新エネルギーの普及に向けた町民への啓発に努めます。

⑤環境にやさしい産業の推進

町内の事業所における環境マネジメントシステムの導入や省エネルギー、新エネルギーへの取組みについての実践状況、事業所の環境に関する意識を把握します。

あわせて、環境に配慮された事業や公害防止対策の具体策の確認を行い、環境にやさしい産業の推進を図ります。

《取組み例》

- 事業所の環境意識調査の実施・把握
- 事業所の環境への配慮等に関する調査の実施・把握

(2) 環境衛生

①資源循環型社会づくり

資源循環型の社会づくりを進めるため、資源（ごみ）の発生抑制・再利用・再資源化を重点的に推進するとともに、これらの取組みによる効果についても情報発信を行います。

《取組み例》

- 生ごみ堆肥化处理機器等購入助成
- 資源ごみ集団回収事業報償制度の実施
- 買い物袋持参運動の実施

②適正なごみ等の処理

京丹波町一般廃棄物処理計画と船井郡衛生管理組合分別収集計画に基づき、家庭系・事業系のごみ等について適正な収集・処理を行います。

《取組み例》

- 12種類の資源ごみ分別の実施
- 地区別可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの分別収集処理
- 船井郡衛生管理組合負担金

③環境美化活動の推進

地域住民による道路、施設周辺等の環境美化に向けた取組みを促進します。

《取組み例》

- 地域における美化作業への支援（ごみ袋の提供）
- ボランティアサポートプログラム活動促進
 - 国道9号丹波IC～丹波自然運動公園
 - 国道9号下大久保大久保ノ坪地内
 - 国道27号 安栖里駅周辺
 - 府道市島和知線 角～才原間

④公害等防止対策の強化

複雑で多様化する事業活動に伴う公害に対するため、関係法令・条例等の適正な運用を行い、監視指導體制の充実を図ります。

町民等による犬、猫等動物の適正な飼養と管理を促進します。

《取組み例》

- 町民の安全で快適な生活環境を保全する条例の適正運用
- 町の環境保全等に関する条例の適正運用
- 工場等設置等に関する届出事務
- 企業等との公害防止協定の締結
- 動物管理事業

第1章
まちづくりの基本方針

第2章
未来をひらく人を育てます

第3章
人と人みんなが支えあつ、
安心・安全なまちをつくります

第4章
魅力ある産業をはぐくみます

第5章
豊かで美しい環境を守ります

第6章
人が暮らす、集う、
定住・交流の基盤をつくります

第7章
まちづくりのしくみをつくり、
強めます

第6章 ~にぎわい~

人が暮らす、集う、
定住・交流の基盤をつくります

- 
- 1 定住基盤
 - 2 水質源・上水道
 - 3 下水道等
 - 4 情報通信
 - 5 道路・交通
 - 6 河川
 - 7 土地利用
 - 8 交流基盤

基本方針 5 ～ にぎわい ～

人が暮らす、集う、 定住・交流の基盤をつくります

1 定住基盤

現況と課題

本町は、少子高齢化が進み、このまま推移すると町の人口は減少していくことが予測されています。住民アンケートにおいて「若者たちが本町に定住するために必要な取組み」について質問したところ、「企業誘致等による働く場の確保」という回答がトップで全体の43.6%を占めました。

このように働く場の確保が本町の重要な施策として求められている中で、本町では、道路交通網の整備や畑川ダムによる事業用水の確保など、企業立地のための諸条件が整いつつあることから、既存の工業団地のほか工業適地等への企業誘致をさらに積極的に推進していくこととしています。

現在の町営住宅は、公営住宅10団地、特定公共賃貸住宅6団地、特別賃貸住宅5団地、計167戸となっています。旧瑞穂町と旧和知町では、住宅マスタープランに基づき若者定住対策の一環として地域の均衡を図りながら住宅の整備を行い、また、旧丹波町では、若者定住に向けて町営住宅の整備のほか民間住宅の活用と併用した住宅施策を実施し、それぞれの町において一定の成果を上げてきました。その一方で、核家族志向や居住する住宅の事情から就職や結婚に合わせて他に住まいを求める若者も少なくなく、また、近年、増えつつある都市部からの転入希望者の空き家ニーズに対応できるしくみも整っていない状況です。

昭和40年代後半をピークに民間により造成された大小約30の開発団地は、水資源の不足からそのほとんどが未給水区域となっていました。統合簡易水道整備事業による新規水源の一部確保と畑川浄水場・水原浄水場の本格稼働により、民間開発団地において給水が可能となってきました。

今後は、住宅ニーズなどを的確に把握しながら町営住宅の整備または民間住宅供給の適切な誘導を推進するほか、水資源開発と連携した住宅立地対策の推進と、住宅情報の提供などUJ1ターンの受け入れ態勢の整備や支援により、定住人口の増加を図っていく必要があります。

町営住宅の状況

| 種 別 | 名 称 | 戸 数 |
|----------|----------|-----|
| 公営住宅 | 新田団地 | 14 |
| | 上野団地 | 2 |
| | 北垣内団地 | 2 |
| | 西階団地 | 8 |
| | 桧山団地 | 2 |
| | 三ノ宮団地 | 10 |
| | 本庄木ノ上団地 | 33 |
| | 本庄木上団地 | 4 |
| | 小畑団地 | 10 |
| | 大倉団地 | 12 |
| 特定公共賃貸住宅 | 蒲生野団地 | 24 |
| | 質美団地 | 8 |
| | 本庄木ノ上団地 | 10 |
| | 大倉団地 | 2 |
| | 若宮団地 | 3 |
| 特別賃貸住宅 | エスポワールわち | 8 |
| | 下大久保団地 | 1 |
| | 本庄馬森団地 | 1 |
| | 本庄木下団地 | 4 |
| | 篠原団地 | 6 |
| | 篠原石仏団地 | 3 |
| | 計 | 167 |

(平成19年4月1日現在)

(1) 働く場の確保

工業適地における土地の有効利用等を図るとともに各種優遇措置制度を活用しながら、企業誘致を本町の重点施策として強力に推進し、あらゆる世代の雇用の創出・拡大に努めます。

あわせて、雇用需給の安定化を図るため、広報紙等を通じた求人等雇用情報の提供、雇用相談窓口の設置など雇用対策を推進します。

《取組み例》

- 企業誘致の推進
- 求人等雇用情報の提供
- 雇用相談窓口の設置

(2) 住宅・住環境の整備

①住宅マスタープランの策定

住宅マスタープランを策定し、住宅施策の方針を明確にします。計画策定にあたっては、民間賃貸住宅の供給動向も視野に入れながら町民等のニーズを的確に把握し計画に反映することともに、町営住宅の総合的な活用に係る内容（町営住宅ストック総合活用計画）を定めます。

この計画に基づく住宅・住環境の整備等のハード・ソフト両面にわたる総合的な住宅施策の推進により、定住者の増加を図ります。

《取組み例》

- 住宅マスタープランの策定と推進

②町営住宅の総合的な活用

現存する町営住宅（住宅ストック）については、建替え・用途廃止（解体除却・払い下げ）、全面的改善・個別改善、維持保全、計画修繕など適正な管理・活用等を計画的に行い、より安全で快適な住宅・住環境としていきます。

新たな町営住宅については、住宅ニーズを的確に把握し検討した上で整備することとします。町営住宅の活用または新設にあたっては、住宅とその周辺のバリアフリー化を可能な限り推進するほか、家庭菜園付住宅や多目的分譲宅地など住宅団地の魅力向上にも配慮します。

また、町営住宅全体をより有効に活用するため、高額所得者の特定公共賃貸住宅や民間賃貸住宅への住み替えの誘導等を図ります。

《取組み例》

- 既存の町営住宅の総合的な活用
 - 住宅ストック調査
- 住宅ニーズを踏まえた町営住宅の整備
 - 住宅ニーズ調査
 - 公営住宅アイデア・デザイン募集の実施
 - 多目的分譲宅地整備
- 高額所得者等の住み替えの誘導など、公営住宅の適正入居の推進

③民間住宅供給の適切な誘導

道路等の交通環境がさらに向上するとともに、水資源開発により民間開発団地等への水道供給が可能となることから、民間住宅団地を中心に住宅供給が進むことが予測されます。このため、団地開発等の適正指導と積極的な協議等に努め、秩序ある良好な団地環境づくりに努めます。

《取組み例》

- 団地開発等の適正誘導・開発協議
- 未利用地の実態調査
- 乱開発の防止

④安全な住宅で安心な住まいの確保

住宅の耐震性の向上により震災に強い住宅環境を確保し、安全な住宅で安心な住まいの確保を図ります。

《取組み例》

- 木造住宅耐震診断

(3) U J I ターンの促進

都市部などで本町への居住ニーズを喚起するように、定住のための魅力ある情報発信に努めるとともに、U J I ターン希望者の定住を支援するため、居住、就労、教育など定住に係る各種情報提供と一元的な相談の提供を図ります。

定住のほか交流居住等の一時滞在ニーズにも対応できる情報発信、宿泊先の確保などの受け入れ態勢の整備を図ります。

《取組み例》

- U J I ターン人口の受け入れ（呼び込み）
 - 居住等に係る情報提供（住宅、就労、保育・教育等）
 - 定住（移住）相談窓口の開設（定住コーディネーターの育成）
 - 交流居住環境の整備

2 水資源・上水道

現況と課題

旧来から宿命的な水不足に悩まされてきた丹波地区（旧丹波町）と瑞穂地区（旧瑞穂町）においては、簡易水道施設を計画的に整備し水道の安定供給に努めてきました。その一方で、下水道等の普及など近年の生活様式の変化に伴う水需要の増大や降水量の減少により、既存の施設では水量が不足する事態が恒常的に発生することから、水資源開発が重大な懸案事項でありました。

旧丹波町と旧瑞穂町は、これに対応するため、平成9年に水道事業の一部事務組合を設立し、統合簡易水道整備事業として平成10年度から平成25年度までの工期で既設の簡易水道施設等の統合整備を進めるとともに、畑川ダムをはじめとする新規水源の開発に向けて取り組んできました。

旧和知町は、昭和49年、府内町村では初めての簡易水道普及率100%を達成し、以後も安定供給に努めてきましたが、施設の老朽化や水需要の増加に対応するため、平成12年度に簡易水道統合整備の事業認可（平成15年度変更認可）を受け、平成24年度完成をめざして事業を進めてきました。

水道普及率は、全町100%に達成していますが、今後は、将来にわたり安全で安定した水道用水の確保・供給に向け、これらの統合整備に係る残された事業の計画的な実施と民間開発団地への給水、事業用水の安定供給をさらに推進していく必要があります。

本町の水資源不足を解消するために府の由良川水系高屋川総合開発事業として進められている畑川ダム建設については、安定した水道用水の確保と洪水調整の観点から必要不可欠であり、早期の本体工事着手、さらには完成をめざし、府と連携して事業推進に取り組んでいます。

このような中で、給水条件を満たした未給水団地に対しては、配水管布設など給水に向けて工事を進めています。

水道加入金と使用料は、3町合併前の料金体系を引き継いでおり、水道事業（丹波・瑞穂地区）と和知簡易水道事業の料金体系の均一化が課題となっています。

第1章
まちづくりの基本方針

第2章
未来をひらく人を育てます

第3章
人と人、みんなが支えあつ、安心安全なまちをつくります

第4章
魅力ある産業をはぐくみます

第5章
豊かで美しい環境を守ります

第6章
人が暮らす、集う、定住・交流の基盤をつくります

第7章
まちづくりのしくみをつくり、強めます

■水道施設

| 浄水場 | 取水口 | 配水池 | ポンプ室 | 加圧配水池 |
|------------|--|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 畑川浄水場 | 下山取水 | クラベシ調整池 実勢配水池 上豊田配水池 | 質美ポンプ室 | 質美配水池 |
| 野丸浄水場 | 木ノ谷取水 長谷取水 | 野丸配水池 | 富田ポンプ室 市森ポンプ室 上野第二ポンプ | 富田配水池 市森配水池 上野第二配水池 |
| 丹波第二水源浄水場 | 第二水源取水 | 野丸配水池 | | |
| 丹波西部浄水場 | 丹波西部取水 | 丹波西部高区配水池 丹波西部低区配水池 | 南谷ポンプ室 | 南谷配水池 |
| 竹野浄水場 | 竹野取水 | 竹野配水池 | 新水戸ポンプ室 | 新水戸配水池 |
| 上野第一浄水場 | 上野第一取水 | 上野第一配水池 | | |
| 白土浄水場 | 白土取水 | 白土配水池 | | |
| 尾長野浄水場 | 尾長野取水 | 尾長野配水池 | | |
| グリーンハイツ浄水場 | グリーンハイツ取水 | グリーンハイツ配水池 | | |
| 瑞穂中央浄水場 | 瑞穂中央第一取水 瑞穂中央第二取水 瑞穂中央第三取水 | 瑞穂中央配水池 | 井脇ポンプ室 大朴ポンプ室 井尻ポンプ室 長谷ポンプ室 | 井脇配水池 大朴配水池 井尻配水池 長谷配水池 |
| 八田浄水場 | 八田取水 | 八田配水池 | | |
| 水原浄水場 | 水原取水 西の谷取水 重谷取水 | 水原配水池 | 新井脇加圧ポンプ場 | 新井脇配水池 |
| 上大久保浄水場 | 上大久保取水 | 上大久保配水池 | 上大久保ポンプ室 | 上大久保第二配水池 |
| 下大久保浄水場 | 下大久保第一取水 下大久保第二取水 下大久保第三取水 下大久保第四取水 | 下大久保配水池 | | |
| 鎌谷奥浄水場 | 鎌谷奥取水 | 鎌谷奥配水池 | 鎌谷奥加圧ポンプ場 | |
| 東又浄水場 | 東又第一取水 東又第二取水 | 東又配水池 | | |
| 水呑浄水場 | 水呑第一取水 水呑第二取水 | 水呑配水池 水呑低区配水池 | | 妙楽寺配水池 |
| 西田浄水場 | 西田取水 | 西田配水池 | | |
| 質志浄水場 | 質志第一取水 質志第二取水 | 質志高区配水池 質志低区配水池 | | |
| 三ノ宮浄水場 | 三ノ宮取水 | 三ノ宮配水池 | | |
| 猪鼻浄水場 | 猪鼻第一取水 猪鼻第二取水 猪鼻第三取水 | 猪鼻配水池 | | |
| 行仏浄水場 | 行仏取水 | 行仏配水池 | 水呑加圧ポンプ場 | |
| 脇谷浄水場 | 脇谷第一取水 脇谷第二取水 | 脇谷配水池 | | |
| 戸津川浄水場 | 戸津川取水 | 戸津川配水池 | | |
| 北久保浄水場 | 北久保取水 | 北久保配水池 | | |
| 和知中央浄水場 | 和知中央取水 | 和知中央高区配水池 和知中央低区配水池 | 小畑ポンプ室 安栖里ポンプ室 坂原ポンプ室 | 小畑配水池 安栖里配水池 坂原配水池 |
| 和知新中央浄水場 | 和知新中央取水 | 和知新中央配水池 | 市場ポンプ室 塩谷ポンプ室 | 市場配水池 本庄配水池 塩谷配水池 |
| 北部浄水場 | 北部取水 | 北部配水池 役谷配水池 下乙見配水池 | | |
| 上乙見浄水場 | 上乙見取水 | 上乙見配水池 | | |
| 中山浄水場 | 中山取水 | 中山配水池 | | |
| 和知西部浄水場 | 和知西部取水 | 和知西部配水池 出野配水池 | | |
| 稲次浄水場 | 稲次取水 | 稲次配水池 | | |
| 広瀬浄水場 | 広瀬取水 | 広瀬配水池 | | |
| 上谷浄水場 | 上谷取水 | 上谷配水池 | | |
| 34カ所 | 48カ所 | 43カ所 | 19カ所 | 19カ所 |

(平成19年4月1日現在)

(1) 水資源の確保

安定的な水資源の確保は本町発展の根幹をなすものであることから、その対策として畑川ダム
の早期建設を促進します。

ダム湖周辺については、町の新たな交流拠点地区として位置づけ、良好な水辺環境を生かした
整備を図るとともに、ダムの直下流地区については、地元協議会を中心として、ダム建設が
地域活性化につながるよう取り組みを検討し実現させていきます。

《取り組み例》

- 畑川ダムの建設促進
- 畑川ダム直下流地区対策の推進
- 町道235号線道路改良工事
- 畑川ダム湖周辺の環境整備

(2) 水の安定供給

水の安定的な供給をめざし、丹波・瑞穂地区の統合簡易水道整備事業と和知地区の簡易水道
統合整備事業の計画的な推進を図るとともに、畑川ダムからの給水体系の整備と関連させなが
ら施設間の連絡能力を強め、効率的で安定的な給水体制の整備を図ります。

町内の民間開発団地は、畑川ダムからの給水も含めた水道供給体制の整備に対応し、団地等
の状況を把握しながら給水条件を満たした所から計画的に配水管等の整備を進めていきます。

現在の給水能力では水量が足りず給水の待機状態となっている事業所に対しても、順次、事
業用水の供給を始めていきます。

《取り組み例》

- 簡易水道の統合
 - 統合簡易水道整備事業
 - 和知簡易水道統合整備事業
- 施設間の連絡能力の強化
 - 配水管漏水対策
- 民間開発団地等への給水
- 事業用水の確保

(3) 水道事業の健全経営

水源環境の保全や適正な浄水などによる水の安全供給に努めます。

水道使用料の収納率の向上と事業費の抑制に努めるとともに、民間委託の導入と遠方監視施設の整備による効率的な施設管理を行い、水道事業経営の健全化を図ります。

異なる加入金・使用料について、料金体系の均一化を図ります。

町民の水資源に対する意識の高揚を図るため、水の大切さについての啓発に努めます。

《取組み例》

- 安全給水の確保
 - 水源環境保全
 - 適正な浄水
- ダム湖の富栄養化防止対策の推進（再掲）
- 上水道事業の健全経営
 - 民間委託の推進（施設管理）
 - 遠方監視施設整備
 - 料金体系の均一化
 - 節水意識啓発

3 下水道等

現況と課題

本町の下水処理は、集合処理区域と個別の浄化槽処理区域とに地域区分し、集合処理として「農業集落排水事業」「林業集落排水事業」「簡易排水事業」「特定環境保全公共下水道事業」の4事業、浄化槽処理として「浄化槽設置整備事業」「浄化槽市町村整備推進事業」の2事業により整備を行ってきました。集合処理区域の整備については、下山処理区へのグリーンハイツ区の編入事業を残すだけとなっています。その結果、下水処理施設の普及率は89.21%、水洗化率は79.12%（いずれも平成19年4月1日現在）に達するまでになっています。

今後は、快適で美しい農村環境をつくるため、残事業の推進と浄化槽を中心とした整備推進により下水処理施設の全町普及をめざすとともに、水洗化の促進と施設の適切な維持管理に努める必要があります。

使用料は、3町合併前の料金体系を引き継いでおり、均一化が課題となっています。

■下水処理施設（平成19年4月1日現在）

〔農業集落排水事業〕

| 地 区 | 供用開始年月日 | 供用開始区域面積 | 加入件数（件） |
|-------|-------------|----------|---------|
| 須 知 | 昭和61年11月 9日 | 28.8 ha | 215 |
| 蒲 生 | 昭和63年 3月25日 | 37.7 ha | 129 |
| 富 田 | 平成 4年 9月 1日 | 30.3 ha | 163 |
| 下蒲生 | 平成 5年 9月 1日 | 20.0 ha | 159 |
| 実 勢 | 平成 8年 4月 1日 | 14.0 ha | 106 |
| 市 森 | 平成 6年 9月 1日 | 5.0 ha | 37 |
| 竹 野 | 平成 8年11月20日 | 16.6 ha | 167 |
| 曾 根 | 平成10年 8月 1日 | 5.6 ha | 48 |
| 谷・安井 | 平成 9年 3月 1日 | 8.0 ha | 65 |
| 下大久保 | 平成 7年 4月 1日 | 12.0 ha | 78 |
| 質 美 | 平成12年 4月 1日 | 32.0 ha | 207 |
| 梅 田 | 平成14年10月 1日 | 30.0 ha | 203 |
| 本 庄 | 平成 4年12月 1日 | 42.0 ha | 262 |
| 市場・篠原 | 平成12年12月 1日 | 2.6 ha | 33 |
| 下栗野 | 平成14年 3月 1日 | 7.0 ha | 29 |
| 升 谷 | 平成15年 4月 1日 | 15.8 ha | 72 |
| 計16地区 | - | - | 1,973 |

〔林業集落排水事業〕

| 地 区 | 供用開始年月日 | 供用開始区域面積 | 加入件数（件） |
|------|-------------|----------|---------|
| 上栗野 | 平成11年 4月 1日 | 7.0 ha | 20 |
| 仏 主 | 平成12年 4月 1日 | 11.0 ha | 20 |
| 計2地区 | - | - | 40 |

〔簡易排水事業〕

| 地 区 | 供用開始年月日 | 供用開始区域面積 | 加入件数（件） |
|-----|-------------|----------|---------|
| 上乙見 | 平成 9年 4月 1日 | 5.0 ha | 22 |

〔特定環境保全公共下水道事業〕

| 地 区 | 供用開始年月日 | 供用開始区域面積 | 加入件数（件） |
|--------|-------------|----------|---------|
| 上豊田・豊田 | 平成 4年 7月 1日 | 49.5ha | 344 |
| 水 戸 | 平成 5年 8月 1日 | 28.8ha | 160 |
| 下 山 | 平成12年 5月 1日 | 31.3ha | 242 |
| 瑞 穂 | 平成 9年 4月 1日 | 120.0ha | 723 |
| 計4地区 | - | - | 1,469 |

〔浄化槽〕

| 浄化槽設置 対象基数 | 浄化槽設置基数 | | | |
|---------------|---------|------|-----|-------|
| | 町設置 | 町譲渡済 | 私管理 | 計 |
| 1,941 | 185 | 645 | 297 | 1,127 |

計画

(1) 下水処理施設の整備と水洗化の促進

集合処理区域においては、下山処理区へのグリーンハイツ区の編入等の残事業を推進します。

集合処理区域を除く地域については、浄化槽設置整備事業のほか、浄化槽市町村整備推進事業により浄化槽を町が設置・管理する形式で事業の推進を図ります。

下水処理施設の整備とあわせて、快適な生活の確保と河川等の環境保全を図るため、水洗化を促進します。

《取組み例》

- 集合処理区域の整備事業の推進
 - 特定環境保全公共下水道事業等の推進
- 浄化槽区域の整備の促進
 - 浄化槽市町村整備推進事業の推進
 - 浄化槽設置整備事業の推進
- 水洗化の促進

(2) 下水道事業の健全経営の確立

集合処理区域の処理施設が23施設で管理運営上は非効率な状況であり、施設更新時における統合化、施設管理の民間委託の導入等により効率的な維持管理を行うとともに、使用料の取納率の向上と経費節減に努め、下水道事業経営の健全化を図ります。

農業集落排水処理場から排出される汚泥については、一部の施設で農地還元等の有効活用を行っていますが、今後は経費、還元先等を勘案しながら拡充していきます。

《取組み例》

- 民間委託の推進（施設管理）
- 料金体系の均一化
- 汚泥の農地還元

4 情報通信

現況と課題

〔情報通信基盤〕

本町の情報通信施設は、丹波地区の有線情報システム（有線FAX電話）、瑞穂地区のケーブルテレビ、和知地区の防災行政無線があります。有線情報システムとケーブルテレビでは、それぞれ付加機能としてインターネット接続サービスを提供し、和知地区では、地区内45拠点を結ぶ地域イントラネットを構築しています。これらは3町合併前に整備されたそれぞれ異なる施設と運営形態となっていることから、3町合併後の町民への情報提供手段とその内容などに格差が生じているため、情報の一元化による情報施策の推進が課題となっています。

こうした中で、本町では、平成19年3月に「京丹波町地域情報化計画（有線テレビ高度化における基本計画）」を策定し、ケーブルテレビの拡張を進めることとしています。

また、情報通信技術の進展に伴い、経済活動から日常生活に至るまで、時間と距離の制約を超えた交流がますます盛んになってきています。

このような中で本町は、投資効率の低さから民間参入によるブロードバンド等の高度情報化が進展しにくい条件不利地域となっており、都市との情報格差が拡大する一方です。このため、ほとんどが難視聴地域となる本町では、平成23年（2011年）7月の地上デジタル放送完全移行への対応をはじめ、国の「次世代ブロードバンド戦略2010」に示されたブロードバンド・ゼロ地域の解消と超高速ブロードバンドの世帯カバー率90%以上の達成に向けて、公共事業による高度な情報環境の整備が強く求められています。

■情報施設の状況

| | 丹波地区 | 瑞穂地区 | 和知地区 |
|----|--|---|-------------------|
| 名称 | 丹波有線情報システム | 瑞穂ケーブルテレビ | 和知防災行政無線 |
| 開始 | 平成9年10月 | 平成16年4月 | 平成15年4月 |
| 機能 | 加入者間通話・ファックス通信 音声告知放送 各種情報取り出し イントラネット通信 インターネット接続 | 自主制作テレビ放送 テレビ地上放送、衛星(BS・CS) 放送再送信 FMラジオ放送再送信 加入者間通話 音声告知放送 ファックス通信(公共・公共施設) イントラネット通信 インターネット接続 | 音声告知放送 (戸別・屋外) |
| 運営 | 株式会社丹波情報センター (第三セクター) | 瑞穂情報センター(町直営) | 京丹波町和知支所(町直営) |

(平成19年4月1日現在)

〔電子自治体化〕

町では、町民への行政サービスの向上と事務の効率化等のため、行政内部の電子化・電算化を進めています。すでに住民記録、税、収納、福祉医療、介護保険、保育料・幼稚園料、上・下水道料などについて基幹業務システムを運用しているほか、内部事務システムとして財務会計・給与人事・グループウェアのシステムを運用しています。

これらシステムの一部については、京都自治体情報化推進協議会のシステムによる共同運用を行っていますが、府が進める「京都府・市町村業務支援システム」の動向を踏まえ、システム移行が必要になる見込みとなっています。

行政事務における各関係機関との情報共有においては、L GWAN（総合行政ネットワーク）の活用が一般化することで、庁内情報ネットワークとの相互接続の必要性が一層高まります。

計画

情報通信ネットワークの構築

①情報基盤の充実

「京丹波町地域情報化計画（有線テレビ高度化における基本計画）」に基づき、高度情報化社会への対応と町民の情報共有を図るための情報通信施設としてケーブルテレビを全町に拡張します。

また、ケーブルテレビによる均一な行政情報等の提供をはじめ、地上デジタル放送等の難視聴解消と高速または超高速インターネット接続を実現します。

民間通信事業者の移動通信施設（携帯電話）についても、町内全域で通信が可能となるように事業者へ働きかけます。

《取組み例》

- ケーブルテレビの全町拡張
 - 自主番組制作、自主放送番組の編成
 - 地上デジタル放送への対応
 - 高速または超高速インターネット接続サービス

②情報施設等の高度利用と内容の充実

協働のまちづくりや保健・福祉・教育など行政施策の効果的な推進、地域産業の活性化、町民の交流推進などのための有効な手段として、ケーブルテレビをはじめインターネットホームページなどを積極的に活用します。

情報サービスの提供体制を強化し、多様化する行政情報等を迅速かつ的確に提供するほか、情報内容の充実を図ります。

《取組み例》

- 情報施設運営事業
 - 有線情報システム
 - 同インターネット接続サービス
 - 地域イントラネット
- ケーブルテレビ運営事業
- 効果的な行政施策の推進
 - 各種お知らせ
 - 公共施設予約システム
 - 在宅健康管理システム
 - 図書ネットワーク 等
- 町ホームページ充実
- 広報紙充実

③電子自治体化の推進

行政事務の電子化・電算化または市町村等事務の共同化による電子自治体化を積極的に推進します。

ケーブルテレビとあわせた運用を行うことにより、町民と行政の情報共有・情報交流、事務の効率化、広域的な機関連携の強化を図ります。

個人情報をはじめとする情報の漏えい防止対策を強化します。

《取組み例》

- 電子自治体化の推進
 - 基幹業務システム及び内部事務システムの運用
 - 事務共同化
 - 電子窓口サービス
- 個人情報保護対策の強化
 - ネットワーク等セキュリティ強化
 - 職員研修等

5 道路・交通

現況と課題

〔道路〕

本町は、京都縦貫自動車道や国道9号・27号・173号が基軸を成し、府道と町道がそれを補完する形で幹線道路網が形成されています。

京都縦貫自動車道は、宮津市～久御山町間の約100キロメートルを結ぶ高規格幹線道路で、平成8年4月に京都丹波道路（沓掛IC～丹波IC間31.3km）が開通しました。整備中の丹波綾部道路（丹波IC～綾部安国寺IC間29.2km）のうち綾部IC～和知IC間7.7kmが平成20年3月までに完成の予定であり、町内の丹波IC～和知IC間18.9kmと京都市西京区沓掛（沓掛IC）～大山崎町（大山崎JCT）9.8kmは整備が進められています。

これらの幹線道路網は、本町の骨格を形成する重要な都市基盤であり、人・物の交流を図る道路として、また、災害等の緊急時のための道路として円滑な移動を確保するものです。

町内道路については、国道をはじめ府道16路線が順次整備されてきましたが、拡幅改良等が必要である狭い区間が残っています。特に、幅員が狭くカーブが多い下山地内の国道27号ではバイパス工事が進められています。

府道は、主要地方道5路線、一般府道11路線で、国道とともに本町の主要な幹線道路となっています。

町道と基幹的な農道は、各集落を結ぶ生活道路として、農林産物の広域的な流通基盤と農村地域の農業生産と生活の向上に必要な道路として、重要な役割を果たしています。

今後、安全で快適な移動の実現、さらには通過のまちにならない本町のまちづくりに向けて、これら道路網のネットワークを強化し、主要幹線道路の整備効果を十分活用することが必要です。

■京丹波町の主要道路（平成19年4月1日現在）

〔国道・府道〕

| | 路線番号 | 路線名（国道は町内延長） | 区間（起点－終点） |
|---------------|------|-----------------------------|--------------------------|
| 一般国道 | 9 | 国道9号(14.50 km) | 京都市－山口県下関市 |
| | 27 | 国道27号(21.23 km) | 福井県敦賀市－京丹波町蒲生 |
| | 173 | 国道173号(17.75 km) | 大阪府池田市－綾部市 |
| | 478 | 京都縦貫自動車道 京都丹波道路 同 丹波綾部道路 | 京都市－京丹波町須知 京丹波町須知－綾部市 |
| 主要地方道 （府道） | 12 | 綾部宮島線 | 綾部市－南丹市美山町 |
| | 26 | 京丹波三和線 | 京丹波町下山－福知山市三和町 |
| | 51 | 舞鶴和知線 | 舞鶴市－京丹波町升谷 |
| | 59 | 市島和知線 | 兵庫県丹波市－京丹波町大倉 |
| | 80 | 日吉京丹波線 | 南丹市日吉町－京丹波町須知 |
| 一般府道 | 444 | 桧山須知線 | 京丹波町和田－京丹波町須知 |
| | 445 | 富田胡麻停車場線 | 京丹波町富田－南丹市日吉町胡麻 |
| | 446 | 豊田富田線 | 京丹波町豊田－京丹波町富田 |
| | 447 | 上野水原線 | 京丹波町質美上野－京丹波町水原 |
| | 448 | 和知停車場線 | 和知停車場－国道27号交点 |
| | 450 | 広野綾部線 | 京丹波町広野－綾部市 |
| | 453 | 大河内口八田線 | 南丹市園部町大河内－京丹波町口八田 |
| | 481 | 上杉和知線 | 綾部市上杉町－京丹波町下粟野 |
| | 521 | 上川合猪鼻線 | 福知山市三和町上川合－京丹波町猪鼻 |
| | 702 | 篠山京丹波線 | 兵庫県篠山市－京丹波町水戸 |
| | 711 | 遠方瑞穂線 | 兵庫県篠山市遠方－京丹波町水原 |

〔町道〕

| 名称 | 1 級 | 2 級 | その他 | 計 |
|-----|-----------|-----------|------------|------------|
| 路線数 | 41 | 52 | 595 | 688 |
| 延長 | 52,799.3m | 57,382.1m | 276,406.4m | 386,587.8m |

〔鉄道・バス〕

鉄道については、京都から中丹・丹後方面に連絡するJR山陰本線が本町のやや北部を横断するようになっており、駅は町内に4カ所あります。町内を通過する園部～綾部間の電化高速化事業は平成8年3月に完成し、以前に比べると時間距離が短縮され利便性は高まりましたが、単線区間であることなどから列車の本数が少ない状況にあり、複線化と列車の増発による利便性の向上という大きな課題を抱えています。一部複線区間である京都～園部間は、府と本町を含む沿線市町が工事費を一部負担して完全複線化が進められています。町外地域との交流、特に京都市など大都市との交流を強化していく上で、鉄道の果たす役割は大きなものがあり、今後とも輸送力の増強や駅機能の強化などが課題となっています。

バス交通については、本町がスクールバス機能を中心にして町のほぼ全域を網羅する経路で町営バスを運行し、児童・生徒や高齢者等の交通の確保に努めていますが、マイカーの普及に伴い、いずれの路線も通学以外の乗客数は極めて少ない状況にあります。このほか、国道9号を走り松山経由でJR園部駅と福知山駅を結ぶJRバス園福線があります。バス交通は、鉄道駅からの二次交通としても重要な役割を果たすものであり、町民の生活上の交通手段としてだけでなく、町外から本町を訪れる人びとの交通手段としても重要なものとして位置づけられます。

■鉄道

| | | |
|-------|--------------|------------------------------|
| 町内駅 | 下山、和知、安栖里、立木 | |
| 停車列車数 | 京都・園部方面 | 普通電車 20本(各駅) 特急電車 3本(和知駅) |
| | 福知山・綾部方面 | 普通電車 19本(各駅) 特急電車 2本(和知駅) |

(平成19年3月18日現在)

■町営バス

| | | | |
|--------------|---|---------|--------|
| 運行開始 | 京丹波町町営バス 平成18年5月1日 (旧瑞穂町町営バス 昭和61年10月) (旧和知町町営バス 平成元年10月) | | |
| 運行路線 | 名称・距離 | 起 点 | 終 点 |
| | 丹波和知線 17.1 km | 丹波マーケス | 和知駅 |
| | 高原下山線 23.6 km | 京丹波町役場前 | 下山駅 |
| | 丹波松山線 14.6 km | 京丹波町役場前 | 松山 |
| | 竹野線 12.9 km | 京丹波町役場前 | 笹尾 |
| | 小野線 21.3 km | 松山 | 鎌谷奥 |
| | 質美線 18.9 km | 松山 | 下山駅 |
| | 猪鼻戸津川線 23.0 km | 松山 | 戸津川公民館 |
| | 仏主線 17.0 km | 和知駅 | 仏主 |
| | 長瀬線 14.7 km | 和知駅 | 大野ダム |
| | 才原大簾線 22.2 km | 和知駅 | 才原 |
| 上乙見線 15.5 km | 和知駅 | 上乙見 | |
| バス台数 | 15人乗り | 2台 | |
| | 29人乗り | 1台 | |
| | 34人乗り | 1台 | |
| | 51人乗り | 2台 | |
| | 53人乗り | 3台 | |
| | 59人乗り | 2台 | |
| | 60人乗り | 1台 | |
| 計 | 12台 | | |
| 運 休 | 日曜・祝日運休 年未年始運休 | | |

(平成19年4月1日現在)

■ JRバス

| 運行区間 | 運行本数 |
|---------------|---------------|
| 園部駅発 - 桧山駅行き | 17本(うち休日運休1本) |
| 桧山駅発 - 園部駅行き | 17本(同上) |
| 福知山駅発 - 桧山駅行き | 9本(同上) |
| 桧山駅発 - 福知山駅行き | 7本(同上) |

(平成19年3月1日現在)

計画

(1) 道路の整備

① 京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）とアクセス道路の整備

平成26年度の完成をめざして事業が進められている京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）の和知ICと丹波ICまでの区間について、整備が円滑に進められるように、京都縦貫自動車道（丹波～和知間）建設促進協議会と連携して促進活動等の取組みを進めます。

丹波綾部道路と地域内道路網との連結強化による本町の新たな交通体系を確立するため、和知IC・瑞穂IC・丹波ICへのアクセス道路と周辺の整備を推進します。

《取組み例》

- 京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）の整備促進
 - 丹波綾部道路の早期完成の促進
(京都縦貫自動車道（丹波～綾部間）建設促進協議会活動)
- 丹波綾部道路へのアクセス道路の整備
- 丹波綾部道路IC周辺の整備（有効活用）

② 広域幹線道路の整備

国道9号は国土軸であるとともに、本町の東西方向の都市軸を形成していることから、「ふるさとルート9ネットワーク推進協議会」等の関係機関と連携を取りながら拡幅改良や歩道設置の要望等を行うことにより整備促進を図ります。町内主要区間については、街路樹の設置等によるアメニティの高い道路環境の整備を国に要望していきます。

国道27号・173号は、狭あい区間や歩道等のない区間の解消を国・府に要望します。

《取組み例》

- 国道9号（都市計画道路区間）の拡幅、街路樹の整備促進
- 国道27号下山バイパスの整備促進
- 交通安全施設（歩道）設置（再掲）

③地域内主要連絡道路の整備

旧3町域を有機的に連結することが新しいまちづくりを進めていく上で重要であることから、町内の主要地方道や一般府道等の拡幅改良を持続的に促進します。

特に、主要地方道京丹波三和線と国道27号下山バイパスへのスムーズなアクセスは、瑞穂地区と和知地区を結ぶためにも重要であり、地域内ネットワーク強化の観点から早期の計画立案を関係機関に働きかけ、その実現をめざします。さらに、本町と都市との交流活動をより有利に展開していく上で鉄道利用者の増加を図る必要があることから、このアクセスは、国道27号下山バイパスとJR下山駅付近とを結ぶ連絡道路としての機能も兼ね備えたものとして検討に取り組みます。

府道・幹線町道については、町内観光スポット等を結ぶルートやバス運行路線等を中心に、広域的な交通の利便性を高めるとともに安全で快適な移動を確保するため、拡幅等の未整備区間の早期整備を促進または推進します。

現在、南丹区域農用地整備事業として整備中の広域農道については、農林産物の重要な役割を担う産業道路として整備を促進します。

瑞穂地区と和知地区を連絡する道路については、国道27号下山バイパスと主要地方道京丹波三和線のアクセス整備の動向も見ながら、今後の課題として検討していきます。

《取組み例》

- 府道・基幹町道の拡幅改良促進・推進
- 国道27号下山バイパスとJR下山駅付近とを結ぶ連絡道路の整備
→京丹波三和線の拡幅改良、高屋川架橋の推進
- 広域農道の整備促進
- 瑞穂～和知連絡道路の検討

④生活道路の整備（町道・農道等）

町道・農道は、生活道路や産業道路としての重要度、緊急路線の確保、用地確保の容易さ、投資効果の高さなどを勘案し、土地所有者をはじめ地元住民の協力を得ながら、優先すべきものから順次拡幅改良を進めます。あわせて、関連する橋りょう改良を進めます。

《取組み例》

- 生活道路網等の整備
→町道整備（拡幅改良）
→農道整備（再掲）
→橋りょうの整備

⑤道路環境の向上（道路の維持管理）

町内の道路について、「丹波高原文化の郷」にふさわしい道路景観や四季を通じて美しく安全な道路環境を維持するため、地域住民やボランティアの協力を得ながら道路の美化、除雪等の維持管理を推進します。

《取組み例》

- 丹波高原文化の郷にふさわしい道路景観形成
 - 美化（緑化）活動促進（花・木の植栽、清掃、草刈り等）
 - 景観形成重点路線の設定・整備
 - ボランティアロード等美化活動の拡大
- 除雪対策
- 道路施設のバリアフリー化

(2) 公共交通の充実

① J R山陰本線の輸送力増強等

J R山陰本線は、町民にとって通勤・通学や買い物等の日常生活や旅行等に欠かすことのできない公共交通機関であるとともに、都市との交流活動をより積極的に進めていく上で重要な役割を果たすことから、増便や時間短縮、特急の停車等による利便性の向上に向けて、さらには、園部～綾部間の複線化の展望が開けるように、町民が利用促進に取り組みながら、山陰本線京都中部複線化促進協議会を中心に関係自治体や団体と連携し、関係機関に積極的に要請していきます。

また、主要駅周辺的环境整備を進め、駅機能の強化と鉄道を利用しやすい環境づくりに努めるとともに、駅を拠点とした地域振興策を推進していきます。

《取組み例》

- 山陰本線の輸送力増強等（増発、時間短縮、複線化等）
 - 利用促進
 - 山陰本線京都中部複線化促進協議会活動
 - 駅周辺的环境整備

② 町営バス運行の充実

町営バスは、スクールバス機能の維持を基本とし、利用状況と運行事業の健全運営に留意した上で、鉄道駅や町内学校・公共施設・病院などのアクセス確保、ニーズに合った運行ダイヤの設定、低床型バス等の更新などを行い、児童・生徒の通学や高齢者等の生活を支える身近な交通機関として、利便性の向上と安全運行に努めます。

《取組み例》

- 町営バス運行事業
 - バス更新、バリアフリー化

③公共バス路線維持対策の推進

本町を通過しJR園部駅等と連絡するJRバスは、京都方面への通勤、高校等への通学、通院等、町民にとって貴重な路線となっていることから、町民の利用促進を図るなど公共バス路線維持対策としての取組みを推進します。

《取組み例》

- 公共バス路線維持対策（利用促進）

6 河川

現況と課題

本町は、由良川水系の最上流部に位置しており、由良川本流が町内のほぼ中央部を東西方向に流下し、その支流である高屋川や上和知川、須知川、土師川等が由良川に注いでいます。

由良川本流は国管理の一級河川、支流の高屋川、上和知川、須知川、土師川は府管理河川、そのほかの小河川は町管理河川となっています。

府管理河川は、府の河川改修計画に基づいて改修事業が実施されており、町管理河川についても緊急を要する河川について改修を実施しています。

これまでは主に、ほ場整備関連や災害復旧事業として河川整備（改修）が行われてきましたが、近年では、洪水による住宅、農地、道路等への浸水被害の解消に向けた防災面からの河川整備の必要性が高くなっています。

計画

河川の整備

府管理河川である須知川、高屋川、上和知川、土師川の各河川は、河川改修計画に基づく継続的な事業実施と、畑川ダムの整備に関連する畑川の改修の促進に向け、府に要請していきます。

町管理河川については、親水性の向上や環境にも配慮しながら緊急を要するものから整備します。

無秩序な開発の防止、山林の保全、治山事業、防災等と連携し、さらには、地域住民による草刈り等日常的な河川管理の実施により、治水対策を推進します。

《取組み例》

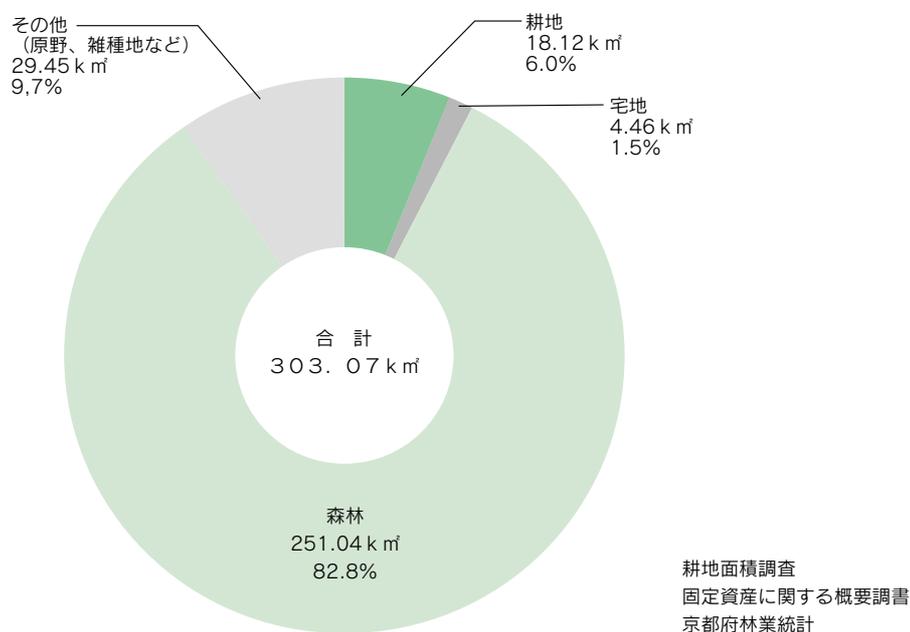
- 府管理河川の改修事業（高屋川、須知川、上和知川、土師川）
- 町管理河川の改修事業（大倉谷川付け替え）
- 畑川の河川改修事業
- 河川愛護委託事業（川刈り）

7 土地利用

現況と課題

本町は、山地や丘陵地が多く存在し、自然環境が豊かであることから、それを生かした魅力あるまちづくりを進めることとしており、特に「丹波高原文化の郷」にふさわしい都市（まち）としての特色や魅力をつくり出すために、長期的かつ総合的な視点に立った秩序ある土地利用を推進し、豊かな緑環境を維持していくことも大きな課題のひとつとなります。

また、本町は、丹波地区で都市計画区域が指定されています。人口、産業規模等の都市的集積度が低く、いくつかの小規模な市街地で形成されている本町では、その特性を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた都市（まち）づくりを進めていくことが必要となっています。



第1章
まちづくりの基本方針

第2章
未来をひらく人を育てます

第3章
人と人、みんなが支えあつ、安心・安全なまちをつくります

第4章
魅力ある産業をはぐくみます

第5章
豊かで美しい環境を守ります

第6章
人が暮らす、集う、定住・交流の基盤をつくります

第7章
まちづくりのしくみをつくり、強めます

計画

(1) 土地利用

①計画的な土地利用の推進

自然的・田園的環境の高原都市としての特性をより明確にしていくため、地域の特性を生かした土地利用計画の策定を行います。

計画は、「丹波高原文化の郷」の実現をめざして、「丹波高原にぎわい交流エリア」「水と緑のふれあい交流エリア」「丹波高原エントランスエリア」を中心とした町土の自然的土地利用、農林業的土地利用、都市的土地利用など、それぞれ自然的・文化的・経済的条件など地域の特性、さらには土地所有者等の意向に配慮し、本町にふさわしい土地利用のあり方を明確にしながらか計画的・戦略的に土地利用を規制・誘導するものとして定めます。

《取組み例》

- 土地利用計画の策定

②土地利用の規制・誘導の適正な推進

土地利用計画に基づく秩序ある土地利用の実現を図るため、町民、事業者等との連携・協力体制を築き、関連法、条例等に基づく適正な規制・誘導を図ります。

《取組み例》

- 国土利用計画法による届出事務
- 都市計画法による開発協議
- 町宅地開発行為等指導要綱に基づく協議
- 町の環境保全等に関する条例の適正運用（事業認可）（再掲）
- 町民の安全で快適な生活環境を保全する条例の適正運用（再掲）
- 土地利用に係る広報啓発活動

(2) 都市計画の推進

①都市計画マスタープランの策定

本町の都市計画方針を明らかにするため、都市計画マスタープランを策定します。

計画は、本町のため「丹波高原文化の郷」として景観形成をはじめ、人口や産業規模、市街地とその周辺の田園地、山地や丘陵地、既存の民間開発団地の立地状況などを考慮した、豊かな環境の都市づくりをめざしたものとします。

《取組み例》

- 都市計画マスタープランの策定
- 都市計画に係る広報啓発活動

②都市計画道路の整備

都市計画道路について、京都府都市計画道路網見直し指針に基づく課題の評価を行い、必要性の高い路線を整備していきます。

《取組み例》

- 都市計画道路整備の推進

③公園・緑地の整備・活用

本町の都市計画区域の公園・緑地については、「緑の基本計画」に基づき必要性の高いものから整備を進めます。

都市公園については、本町のまちづくり方針を踏まえた多面的な機能を持つ公園として整備を行うことを基本とし、住宅密集地内に整備する須知公園は、自然と調和した住環境の創出を図るとともに防災空間としての機能等をあわせ持つ都市公園として位置づけ、整備を推進します。

府の都市公園である府立丹波自然運動公園についても、本町のスポーツ・レクリエーションと広域的な交流拠点となる公園として、施設環境の充実を促進します。

これらの都市公園や琴滝公園などの緑地の有効な活用のほか、公共空間や事業所等民有地の緑化を促進し、良好な環境の維持等に努めます。

《取組み例》

- 都市公園の整備（須知公園）
- 緑化推進

8 交流基盤

現況と課題

町民等の連携・交流を強化するとともに、町外との交流活動を強化しながら町発展のためのまちづくりを進めていくためには、さまざまな交流を促進する中心的な交流拠点地区の整備、地域拠点地区の整備等を計画的に推進する必要があります。

すでに整備されている交流拠点施設群には、誘客力の高い魅力的なものが数多く存在し、今後の交流を基本とした都市（まち）づくりを推進していく上においても大きな役割を果たすものと期待されます。このため、それに必要な交流基盤の再生・整備とそれらの連携強化により、一層の誘客力の高い施設群として機能させるとともに、新たに整備される交流拠点施設についても既存の交流施設群との連携が重要となります。

計画

(1) 拠点地区の整備

① 中心拠点地区の整備

めざす地域構造として本町の地域中心拠点（核）に位置づけられた須知・蒲生地区においては、中心市街地の設定と本町の核としてふさわしい都市基盤・機能の整備、景観整備などを長期的視野に立って検討し、推進していきます。

《取組み例》

- 中心拠点地区整備の検討・推進
→ 須知・蒲生地区
- 役場新庁舎（まちづくり拠点センター）建設（別掲）

② 地域拠点地区の整備

地域拠点に位置づけられた桧山地区と本庄地区においては、町民の生活に密着した機能を中心に集積させる地域拠点としてふさわしい地域基盤・機能の整備、景観整備などを長期的視野に立って検討し、推進していきます。

《取組み例》

- 地域拠点地区整備の検討・整備
→ 桧山地区
→ 本庄地区

(2) 交流拠点の充実

①既存交流拠点の強化

グリーンランドみずほ、ささゆりの里（わち山野草の森ほか）、ウッディパルわち、質志鐘乳洞公園、さらには府立丹波自然運動公園など数多くの観光レクリエーション拠点、道の駅「丹波マーケス」「瑞穂の里・さらびき」「和（なごみ）」をはじめとする各種交流拠点施設などについては、「丹波高原文化の郷」の交流拠点として活用を図るとともに、ニーズの動向も考慮しながら交流拠点機能の再生・強化を進めます。

《取組み例》

- 既存交流拠点の活用・強化

②新規交流拠点づくり

本町の新たな交流拠点として、畑川ダム整備に関連しダム湖周辺的环境整備を進めるとともに、温泉等の地域資源を活用した交流拠点づくりを推進していきます。

《取組み例》

- 新規交流拠点（交流資源）整備
 - 畑川ダム湖周辺的环境整備（再掲）
 - 温泉等の地域資源を活用した交流拠点づくり

第7章 ～地域力～

まちづくりのしくみをつくり、
強めます

- 1 協働のまちづくり
- 2 行政運営

基本方針 6 ～ 地域力 ～

まちづくりのしくみをつくり、強めます

1 協働のまちづくり

現況と課題

〔協働のまちづくり〕

本町が抱えるさまざまな地域課題や行政課題を克服し、町民をはじめ本町にかかわる人びとにとって、このまちに住みたい、住んでみたいと感じられる魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、行政主導のまちづくりではなく、町民、団体、民間事業者と行政による協働を基本としたまちづくりを進めていく必要があります。そのしくみづくりも含めて本町の重要な課題となっています。特に「丹波高原文化の郷」づくりに向けての主要プロジェクトの推進にあたっては、協働による取組みを基本に積極的かつ戦略的に推進する必要があります。

協働のまちづくりに向けには、町民、団体、民間事業者等と行政がそれぞれ自立し、互いに尊重しあって対等な関係に立ち、それぞれが責任と役割を分担して知恵と力を出し合い課題解決等を図っていくことが必要であり、そのためには、常に開かれた、わかりやすい行政であることが重要となっています。

町内には、現在五つの地域振興組織がつくられ、それぞれ地域の实情に応じた活動が展開されています。今後は、既存組織のほか新たな住民自治組織が生まれ、それぞれの地域において活発化し、これらを全町的な協働のしくみのひとつとして発展させていく必要があります。そのための検討組織として、町が平成18年11月から自治活動に携わる人や公募による委員等からなる「京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会」を設置し、協働によるまちづくりに向けての検討や議論を活発に行っています。

〔コミュニティ〕

本町のコミュニティ（地域社会）は、集落が古くから行政の単位区（行政区）として自然な形で位置づけられ、主体的な自治活動をはじめ行政施策推進の補完的な役割を担ってきました。さらに、明治22年の町村制施行（明治の大合併）で誕生した村（小学校区）の区域においてもそうしたコミュニティが形成され、地域づくり活動等を行っているところもあります。

後継者の流出や少子高齢化の影響や生活様式の変化等の影響を受けて、旧来から良好に保たれてきた連帯意識などが希薄化する中で、生活環境、防災、防犯などあらゆる面において、さらには協働のまちづくりを推進する上においてコミュニティの果たす役割は非常に大きいものがあることから、コミュニティ活動を一層強化していく必要があります。

(1) 住民自治の推進

① 住民自治意識の高揚

地域のまちづくりを地域自らが考え、地域でできることは地域で実践するという補完性の原則に基づいた住民自治の確立に向けて、まちづくりや自治活動に関する情報提供などにより町民の自治意識の高揚を図ります。

《取組み例》

- 住民自治に向けた町民の意識改革
 - 啓発の充実
- まちづくりのあり方の明確化
 - 町民憲章（まちづくり基本条例）等制定
- リーダー・人材育成

② わかりやすい町政の推進

町民と行政が情報を共有できるわかりやすい行政運営、開かれた行政運営を行うため、広報「京丹波」をはじめとする広報紙、町ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた広報活動を充実するとともに、町政懇談会の定例開催、各種アンケートなどによる町民との対話を基本とした広聴活動を実施します。

「丹波高原文化の郷」をめざす本町のまちづくりについて、町民が共通認識としてこの目標を持つとともに、対外的にも広くアピールしていくため、広報「京丹波」、町ホームページ等を使った積極的な情報戦略を推進します。

また、行政事務の透明性の確保を図るため、行政情報等の情報公開を推進します。

《取組み例》

- 広報事業
 - 広報「京丹波」等の発行（特集記事による問題提起、記録性）
 - 町ホームページの充実（即時性、双方向性）
 - 放送広報（ケーブルテレビ自主番組制作・音声告知放送）（即時性）
- 「丹波高原文化の郷」PR事業
- 広聴事業
 - 町政懇談会開催
 - 区等の要望把握
 - 町民アンケート
 - まちづくり提案・アイデア募集
- 京丹波町情報公開条例の運用

③町民の一体感等の確保

京丹波町としての一体的なまちづくりの推進に向けて、町民の一体感や連帯感を醸成・確保し、町民が郷土への愛着と誇りを持って参画できるまちづくりを進めます。

《取組み例》

- 広報事業（再掲）
 - 広報紙発行
 - ホームページ運営
 - ケーブルテレビ自主番組制作
- 町のシンボル等制定事業
 - 町の花、木、鳥等
 - （マスコットキャラクター）
 - （町歌、町民音頭）

④まちづくりへの町民等参画の推進

町審議会、委員会等の公募委員の採用をはじめ町民等が行政に直接参加する機会を増やすとともに、さまざまな分野におけるまちづくりへの参画を進めます。

地元企業等事業者のまちづくりへの参画をはじめ、職場体験、事業所見学等の受け入れや施設開放などを通じた地域に開かれた企業（事業所）の推進を図ります。

また、他の模範となる取組みを実践し顕著な成果を上げるなど、町の発展に貢献した町民等の功労をたたえるしくみをつくり、一人ひとりがまちづくりへの参画意欲を持ち、やりがいを感じられるまちづくりを推進します。

《取組み例》

- 町委員等の一般公募
- 地元企業等のまちづくり参画推進
 - 職場体験、事業所見学、施設開放等
- 町民褒賞制度の制定
 - 名誉町民・自治功労者・町民善行者表彰
 - 各種分野別表彰（スポーツ賞等）

(2) 協働のまちづくりの推進

①推進組織の育成

町民、団体、民間事業者等の多様な主体がまちづくりに参画し、協働のまちづくりを実現するためのしくみづくりを進めます。

《取組み例》

- 協働のまちづくり推進体制づくり
 - 協働のまちづくり推進委員会

②住民自治組織等の育成

協働のまちづくりを推進するための地域の重要な活動主体となる住民自治組織等を育成し、地域の課題解決や振興を図ります。

《取組み例》

- 住民自治組織によるまちづくり検討委員会
- 住民自治組織育成事業

③「丹波高原文化の郷」づくり推進組織の育成

まちづくりに町民や民間事業者の知恵と力を集め、行政と一体となってより魅力的なまちづくりを推進していくため、「丹波高原文化の郷」づくりを推進する町民、NPO、ボランティア団体、民間事業者等の連携・協力による「地域マネジメント組織」の設立を促進し、育成していきます。

「地域マネジメント組織」は、民間主導の組織体制づくりと運営が望まれるため、それにふさわしい人材の確保に努めます。

《取組み例》

- 地域マネジメント組織の設立・育成

④まちづくりへの町職員参画の促進

町職員が一町民という立場で町や地域に貢献していくため、まちづくりに対する意識の啓発と高揚を図り、まちづくり活動をはじめ各種事業や行事への町職員の積極的な参画を促します。

《取組み例》

- 町職員の地域まちづくりへ活動等の参画促進
→まちづくりに対する意識の啓発と高揚

(3) コミュニティの育成

コミュニティ意識の醸成とともに、地域における自治活動や交流、互助・共助の活動を活発化させ、町民の地域愛あふれるコミュニティづくりを進めます。

あわせて、その拠点となるコミュニティ施設の充実を図ります。

《取組み例》

- 自治振興補助金交付事業
- コミュニティ組織連携事業（区長会）
- リーダー・人材の育成（再掲）

2 行政運営

現況と課題

国の三位一体の改革に続き、新型交付税の導入などにより、本町の財政状況は厳しさを増しており、歳出規模のさらなる削減が求められています。また、少子高齢化が進む本町にあって、町民の行政サービスへのニーズは多種多様化するとともに、より質の高い行政サービスの提供、行政改革の推進、計画的で戦略的な行政運営などが求められています。

こうした中で、行政サービスの一定水準の維持とニーズに対応するため、スリムで効率性の高い行政運営をめざし、職員の資質の向上をはじめ機構改革、職員定数の適正化、事務事業の見直し、公の施設管理等の民間委託、住民負担の公平性と適正化の実現などに取り組んでいます。

また、京都縦貫自動車道をはじめとする広域交通網の整備や情報化の進展に伴い、生活や交流の圏域は広がりを見せており、広域的な行政ニーズが増加する状況にある中で、本町と亀岡市・南丹市とが京都中部地区広域市町村圏協議会を組織し、一体的な圏域づくりをめざした取組みを進めています。さらに、共通の事務事業や行政課題を共同で処理するため、衛生、医療、消防などの一部事務組合を設置し、行政施策の効果的な推進と行政事務の効率化を図っています。

■ 普通会計決算額の推移

単位：千円

| | 歳入 | 歳出 | 歳入歳出差引額 |
|-------|------------|------------|---------|
| 平成8年度 | 14,700,051 | 14,539,675 | 160,376 |
| 9年度 | 13,301,237 | 12,986,183 | 315,054 |
| 10年度 | 13,889,518 | 13,645,381 | 244,137 |
| 11年度 | 14,664,349 | 14,360,008 | 304,341 |
| 12年度 | 14,570,659 | 14,231,830 | 338,829 |
| 13年度 | 13,063,285 | 12,881,733 | 181,552 |
| 14年度 | 13,700,454 | 13,488,149 | 212,305 |
| 15年度 | 11,722,070 | 11,521,460 | 200,610 |
| 16年度 | 13,019,025 | 12,761,309 | 257,716 |
| 17年度 | 12,731,767 | 12,289,926 | 441,841 |

計画

(1) 行政機能の強化

総合計画に基づく計画的で効果的・効率的なまちづくりの推進と行政サービスの充実を図るため、機能的な組織体制の確立、事務の効率化など徹底した行政改革と、総合的かつ横断的な政策推進体制の組織化により行政機能を強化します。

職員定員の適正化とともに、職員研修の充実による職員の意識改革、各種能力・意欲等の向上を図り、多様な行政課題やニーズへの対応力を有する組織と人材（職員）の確保・育成を強化します。

まちづくりの中心拠点という位置づけのもと、まちづくり機能の強化を図るため、役場新庁舎建設に向けて推進を図ります。

《取組み例》

- 行政改革（行政機能の強化）
 - 行政改革大綱の策定
 - 職員定員の適正化
 - 職員研修の充実（職員の意識改革・資質の向上・能力開発）
 - 入札・契約の一層の適正化
 - 行政評価制度の導入
- 優秀な人材（職員）の確保
 - 計画的な職員採用
 - 職員採用予定の早期発表と採用試験の早期実施
- 政策推進体制の組織化
 - プロジェクト推進チーム
- 総合計画（基本計画・実施計画）進行管理
- 役場新庁舎（まちづくり拠点センター）建設

(2) 財政基盤の強化

事業の選択と集中による効果的・効率的な施策推進、経常経費の削減のほか、財政計画に裏づけされた事業推進に努めるとともに、財産（土地・建物）の有効利用と未利用財産の適正な処分により財政構造の適正化を推進していきます。

適正な課税と納税義務者の納税意識の高揚、受益者負担の原則等に基づく公平で公正な公共料金の設定を行うとともに、税、使用料等の自主財源確保に向けて徴収体制を強化します。滞納に対しては、滞納者の実態把握や資産の調査等を行い、債権保全（差押）等の法的措置も視野に入れた徴収に努めます。

自主財源確保の観点からも税収増につながる企業誘致等の施策や事業を重視して推進します。

《取組み例》

- 財政計画の推進
- 地方債の計画的な繰上償還
- 適正な財産管理
 - 未利用財産の処分
- 税等滞納徴収の強化（収納率向上対策委員会の設置）
- 税等夜間納付窓口の設置
- 府との税業務の共同化の推進

(3) 広域連携の推進

効率的な行政運営や行政圏域を超えた近隣市町に共通する課題に対応するため、消防・救急、環境衛生、医療、産業などの各種行政分野をはじめ、自然環境の保全や公共交通基盤の整備促進、電子自治体の構築などについて、広域的な取組みによりその効果が上がるように、近隣市、さらには国・府、市町村と連携・協力していきます。

《取組み例》

- 一部事務組合（消防・救急、環境衛生、医療、産業等）
- 京都中部地区広域市町村圏協議会
- 三促進協議会
 - 京都縦貫自動車道（丹波～綾部間）建設促進協議会（再掲）
 - 北陸新幹線口丹波建設促進協議会
 - 山陰本線京都中部複線化促進協議会（再掲）
- 広域観光事業
- 京都府総合計画・京都府南丹地域振興計画との連携
- 京都府との税業務の共同化の推進（再掲）
- 京都府・市町村共同開発システム（再掲）

(4) 民間活力の導入

行政が直接行うよりも民間が行ったほうが効率的・効果的な事務事業については、積極的に民間委託を進めるなど、民間の能力や手法、資金などの活用を図ります。

また、本町がめざす「丹波高原文化の郷」づくりは、関連する取組みが多様・多彩であることから、行政だけの対応だけでなく、民間事業者の協力や自主的な事業参画を促進し、適切かつ効率的な施策展開を図っていきます。

《取組み例》

- 指定管理者制度の導入
- 第三セクター等運営形態の見直し
- 公共施設維持管理委託

(5) 産学公連携の推進

本町では、町民、団体、民間事業者等と行政との協働によるまちづくりを進めるにあたって、産業界をはじめ学術研究機関、公共的団体、大学等との連携を推進します。

《取組み例》

- 地域特産品の共同企画開発、販売等
- 大学等との連携事業
- 高校との連携事業（再掲）

施策の体系

基本方針1 ～人材～ 未来をひらく人を育てます

1 人権尊重

- (1) 人権意識の高揚と人権擁護
- (2) 男女共同参画の社会づくり

2 幼児・学校教育

(1) 教育環境の改善

- ①幼稚園・学校施設の整備・充実
- ②教育を担う人材の育成
- ③教育相談の充実
- ④児童・生徒の安心・安全の確保
- ⑤特別支援教育の充実
- ⑥小・中学校、高校等との連携

(2) 教育内容の充実

- ①基礎学力向上対策の推進
- ②多彩な教育の展開
 - 人権・道徳教育の充実
 - 情報教育の推進
 - 国際理解教育の推進
 - 地域資源を生かした教育の推進
 - 福祉教育の充実

(3) 学校給食の充実と食育の推進

- ①学校給食の充実
- ②食育の推進

(4) 就学支援の推進

- ①就学援助の実施
- ②通学援助の実施

(5) 家庭・地域教育の充実

- ①家庭教育の推進
- ②地域教育の充実

3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

(1) 生涯学習の推進

- ①多彩な学習機会の充実と創出
- ②生涯学習団体等の育成と活動の促進・支援
- ③地域型生涯学習の推進
- ④生涯学習施設の充実・連携

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

- ①各種スポーツ・レクリエーション機会の充実と創出
- ②スポーツ団体・クラブ等の育成と活動の促進
- ③スポーツ・レクリエーション施設の充実

(3) リーダー・コーディネーターの育成

- ①リーダーの育成
- ②コーディネーターの育成

4 子ども・青少年の健全育成

(1) 健全育成のための風土づくり

- ①社会環境の健全化
- ②安心・安全な育成環境づくり

(2) 健全育成活動の促進・支援

- ①健全育成組織の維持・強化
- ②活躍の場づくり

5 文化

(1) 歴史的文化の保存・活用

- ①伝統文化・文化財の保存・活用
- ②生活文化資源等の保存・活用

(2) 文化芸術活動の振興

- ①文化芸術活動の促進・支援
- ②文化・芸術に親しむ機会の提供

6 国際・地域間交流

(1) 他地域との交流の推進

- ①国際交流の推進
- ②都市等との交流の推進

(2) 町内地域間交流の推進・促進

1 健康づくり

- (1) 町民の健康づくり運動の促進
 - ①町民主体の健康づくり
 - ②健康づくりのための知識普及と意識啓発
- (2) 疾病の予防と早期発見・早期対応の強化
 - ①健（検）診事業の充実と受診率の向上
 - ②健康相談・指導と健康教育の充実
- (3) 母子保健・介護予防の充実
 - ①母子保健の充実
 - ②介護予防の充実
- (4) 食による健康づくり
- (5) 地域の保健福祉推進基盤の強化

2 福祉

- (1) 児童福祉（子育て支援）の充実
 - ①子育て支援の充実
 - ②子育て交流活動の充実
 - ③子どもの生命・人権を守る取組みの強化
 - ④就学前教育保育の充実（保育所）
 - ⑤保育所施設等の維持管理・更新
- (2) 高齢者福祉の充実
 - ①介護予防の充実（再掲）
 - ②基幹的な高齢者福祉サービス（介護保険事業等）の確保と適正な制度運用
 - ③その他高齢者生活支援サービスの実施
 - ④認知症支援対策の推進
 - ⑤高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- (3) 障がい者福祉の充実
 - ①障がいの予防と早期発見・早期対応
 - ②障がい福祉サービスの充実
 - ③社会参加の促進
 - ④障がいと障がいのある人への理解促進
 - ⑤教育・育成支援の充実
- (4) 地域福祉の充実
 - ①福祉ボランティア活動の促進
 - ②災害時等における対策の強化
 - ③低所得者等の自立支援
 - ④地域の保健福祉推進基盤の強化（再掲）
- (5) 福祉のまちづくり（ユニバーサルデザインの推進）
 - ①生活環境の改善
 - ②自由な行動の確保

3 医療

- (1) 経営基盤の整備
 - ①町立医療施設の経営改善
 - ②医師・看護師の確保
 - ③高度医療機関等との連携
- (2) 地域医療の推進
 - ①予防を重視した保健医療の推進
 - ②地域包括医療（ケア）の推進
- (3) 医療保険制度の充実
 - ①国民健康保険事業の適正運営
 - ②後期高齢者医療事業の適正運営
 - ③福祉医療制度の充実

4 安心・安全

- (1) 危機管理体制の強化
- (2) 防災体制の充実
 - ①消防団組織の充実・強化
 - ②消防施設の整備・充実
 - ③常備消防の充実と連携強化
 - ④情報連絡体制の充実
 - ⑤地域自主防災組織等の確立
 - ⑥町民の防災意識等の高揚
- (3) 交通安全対策の推進
 - ①交通安全運動の推進
 - ②交通安全施設の整備
- (4) 防犯対策の強化
 - ①防犯の推進
 - ②地域防犯力の強化
- (5) 消費生活の安心・安全の確保

1 農林水産業

(1) 農業の振興

- ①農業振興に関する各種計画の策定
- ②売れるコメづくりの推進
- ③担い手の確保（農業後継者の育成）
- ④認定農業者の育成
- ⑤営農組織の育成
- ⑥農地の保全
- ⑦有害鳥獣対策の推進
- ⑧農業生産基盤の整備
- ⑨畜産の振興
- ⑩家畜伝染病の予防強化
- ⑪耕畜連携の推進
- ⑫農業関係団体との連携

(2) 林業の振興

- ①森林整備計画と森林施業計画の推進
- ②担い手の確保（林業後継者の育成）
- ③森林の保全と育成
- ④森林資源の有効活用
- ⑤林業生産基盤の整備
- ⑥治山対策の推進
- ⑦林業関係団体との連携

(3) 水産業の振興

内水面漁業の振興

(4) 京丹波高原ブランド化の推進

- ①ブランド産物（品）の確立と生産促進
- ②生産・流通・販売基盤の整備
- ③地域特性に合った食材・加工品の生産促進
- ④観光交流との連携（グリーンツーリズムの推進）

2 商工業

商工業の振興

- ①商工業の経営安定
- ②地域産業の育成
- ③商店（街）の活性化
- ④中心市街地活性化

3 観光交流

観光交流の推進

- ①観光資源の発掘・整備
- ②観光交流ネットワーク化の推進
- ③産業等連携による複合型観光交流の推進
- ④情報発信・宣伝の充実
- ⑤体験型イベント等による交流の推進

基本方針4 ～潤い～ 豊かで美しい環境を守ります

地球と人にやさしい環境

(1) 環境保全

- ①自然環境等の保全・活用
- ②環境監視体制の強化
- ③地球温暖化防止対策の推進
- ④新エネルギーの導入・活用推進
- ⑤環境にやさしい産業の推進

(2) 環境衛生

- ①資源循環型社会づくり
- ②適正なごみ等の処理
- ③環境美化活動の推進
- ④公害等防止対策の強化

基本方針5 ～にぎわい～ 人が暮らす、集う、定住・交流の基盤をつくります

1 定住基盤

(1) 働く場の確保

(2) 住宅・住環境の整備

- ①住宅マスタープランの策定
- ②町営住宅の総合的な活用
- ③民間住宅供給の適切な誘導
- ④安全な住宅で安心な住まいの確保

(3) UJ I ターンの促進

2 水資源・上水道

(1) 水資源の確保

(2) 水の安定供給

(3) 水道事業の健全経営

3 下水道等

(1) 下水処理施設の整備と水洗化の促進

(2) 下水道事業の健全経営の確立

4 情報通信

情報通信ネットワークの構築

- ①情報基盤の充実
- ②情報施設等の高度利用と内容の充実
- ③電子自治体化の推進

5 道路・交通

(1) 道路の整備

- ①京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）とアクセス道路の整備
- ②広域幹線道路の整備
- ③地域内主要連絡道路の整備
- ④生活道路の整備（町道・農道等）
- ⑤道路環境の向上（道路の維持管理）

(2) 公共交通の充実

- ①J R山陰本線の輸送力増強等
- ②町営バス運行の充実
- ③公共バス路線維持対策の推進

6 河川

河川の整備

7 土地利用

(1) 土地利用

- ①計画的な土地利用の推進
- ②土地利用の規制・誘導の適正な推進

(2) 都市計画の推進

- ①都市計画マスタープランの策定
- ②都市計画道路の整備
- ③公園・緑地の整備・活用

8 交流基盤

(1) 拠点地区の整備

- ①中心拠点地区の整備
- ②地域拠点地区の整備

(2) 交流拠点の充実

- ①既存交流拠点の強化
- ②新規交流拠点づくり

基本方針6 ～ 地域力 ～ まちづくりのしくみをつくり、強めます

1 協働のまちづくり

(1) 住民自治の推進

- ①住民自治意識の高揚
- ②わかりやすい町政の推進
- ③町民の一体感等の確保
- ④まちづくりへの町民等参画の推進

(2) 協働のまちづくりの推進

- ①推進組織の育成
- ②住民自治組織等の育成
- ③「丹波高原文化の郷」づくり推進組織の育成
- ④まちづくりへの町職員参画の促進

(3) コミュニティの育成

2 行政運営

- (1) 行政機能の強化
- (2) 財政基盤の強化
- (3) 広域連携の推進
- (4) 民間活力の導入
- (5) 産学公連携の推進

人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち

丹波高原文化の郷●京丹波

資料

京都府立須知高等学校・京丹波町総合計画審議会 京丹波町のまちづくり共同研究会実施概要

- 1 主催 京都府立須知高等学校・京丹波町総合計画審議会
- 2 日時 平成18年10月17日（火）午後1時20分～3時25分
- 3 場所 京都府立須知高等学校 社会科教室
- 4 形式 6グループによるワークショップ
(1グループにつき高校生代表4人、審議会委員代表1人、企画情報課職員1人 計6人)
- 5 テーマ 京丹波町の既存資源を生かしたまちづくり
- 6 成果 大人の参加者と協力しながら地元高校生の視点で京丹波町の魅力やまちづくりのアイデアが出された。審議会では、計画策定に向けた審議の中で、これらのアイデア等を可能な限り反映する。高校生は、住んでいるまち、通学するまちのことを改めて考える機会となった。また、これを通じて高校生と大人の世代間の交流が図られた。
- 7 参加者・研究結果

| グループ名 | 研 究 結 果 (概 要) |
|------------|---|
| グループ松茸ワイワイ | 〔目 標〕 京丹波町観光客倍増 〔取 組〕 観光松茸園 |
| 京未来 team | 〔目 標〕 人が来る・住むまちづくり 〔取 組〕 にぎわいをつくるプロジェクト |
| OKNTKKチーム | 〔目標1〕 健康で長生きできる日本をつくる 〔取組1〕 秘境 丹波でぜいたく 〔目標2〕 須高ブランド世界へ発信 〔取組2〕 須高茸開発プロジェクト |
| たけのこグループ | 〔目 標〕 特産品いっぱいの自然豊かなまち 〔取 組〕 自然エネルギーで特産物生産 農業体験で作物やまちに愛着を 豊富な食材を生かした特産品開発 人のやさしさ、つながりで都会の心をつかむ 自然のまま今のままのまちであり続ける |
| わんわんチーム | 〔目 標〕 地球環境を守る 〔取 組〕 日本一の朝市 |
| チーム丹波黒豆 | 〔目 標〕 長老山でPRすることによって京丹波町の良さを知ってもらい、若い人にも住んでもらう。町のシンボルづくりと3町がひとつになる。 〔取 組〕 自然エネルギーを使った長老山のイルミネーション ホタルを放して長老山を光らせる |



京丹波町総合計画審議会設置条例

平成18年3月31日公布
条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、京丹波町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じ調査及び審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会が推薦する議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

諮 問 書

8京丹企第333号
平成18年8月10日

京丹波町総合計画審議会
会長 谷 勝 彦 様

京丹波町長 松 原 茂 樹

京丹波町の総合計画について（諮問）

京丹波町総合計画審議会設置条例（平成18年京丹波町条例第2号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮 問

地方自治法第2条第4項に規定する基本構想「京丹波町総合計画基本構想案」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成19年2月7日

京丹波町長 松 原 茂 樹 様

京丹波町総合計画審議会
会長 谷 勝 彦

京丹波町の総合計画について（答申）

平成18年8月10日付け8京丹企第333号で諮問を受けた「京丹波町総合計画基本構想（案）」について、別添のとおり答申します。

この基本構想（案）は、総合計画審議会の全体会議4回、正副会長及び正副部会長会議3回、総務文教、産業建設、福祉厚生各部会を延べ10回開催し、協議を重ねた結果を取りまとめたもので、京丹波町を取り巻く厳しい行財政環境の中で、今後のまちづくりのあるべき方向について、各委員の町に対する熱い思いと期待を集大成したものであります。

については、今後策定される基本計画及び実施計画は、この基本構想（案）の方向に即するとともに、基本構想（案）の策定に先立って行われた住民アンケートの結果や地元須知高校生との共同研究会の結果等も十分に踏まえながら、将来目標像とする「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷●京丹波」を実現するため、具体性かつ実行性のあるものになることを期待します。

また、この基本構想（案）に掲げている町民、団体、事業者等と行政による協働のまちづくりの推進にあたっては、人材の育成をはじめ町行政の果たすべき役割も極めて大きいものがあることから、十分な配慮を行うとともに、各施策の実施にあたっては、地域の均衡ある発展を図り、町民が誇りと希望、そして一体感の持てる新たなまちづくりに邁進まいされることを願って答申とします。

京丹波町総合計画審議会委員等名簿

(敬称略)

[委員]

| 区 分 | 氏 名 | 部 会 | | | 役 職 |
|------------------------|---------|------|------|------|------|
| | | 総務文教 | 産業建設 | 福祉厚生 | |
| 町議会が推薦する委員 | 坂 本 美智代 | ○ | | | |
| | 篠 塚 信太郎 | | ○ | | |
| | 吉 田 忍 | | | ○ | |
| 町教育委員会の委員 | 水 嶋 正 治 | ○ | | | |
| 町農業委員会の委員 | 澤 田 太 三 | | ○ | | |
| 町の区域内の公共的 団体役員または職員 | 谷 勝 彦 | | | ○ | 会長 |
| | 小 松 重 子 | ○ | | | 副部会長 |
| | 片 山 透 | | ○ | | |
| | 岩 崎 雄 造 | | ○ | | 部会長 |
| 学職経験を有する者 | 西 山 芳 明 | | ○ | | 副部会長 |
| | 石 原 政 則 | | | ○ | 副部会長 |
| | 片 山 俊 明 | | | ○ | |
| 町長が適当と認める者 | 黒 井 衛 | | ○ | | |
| | 田 畑 龍 子 | | | ○ | 部会長 |
| | 梅 原 和 子 | | ○ | | |
| | 岩 崎 栄喜雄 | ○ | | | |
| | 奥 田 健 次 | ○ | | | |
| | 小 森 美 幸 | | | ○ | |
| | 畠 中 源 一 | ○ | | | 部会長 |
| 野 間 重 男 | | ○ | | 副会長 | |

[アドバイザー]

| 氏 名 | 職 名 |
|---------|-----------------|
| 宗 田 好 史 | 京都府立大学人間環境学部准教授 |

[庶務]

| 氏 名 | 職 名 | 担 当 |
|---------|-----------------|-----------|
| 田 淵 敬 治 | 参事 | 総括・福祉厚生部会 |
| 田 端 耕 喜 | 企画情報課長 | 総括・総務文教部会 |
| 久 木 寿 一 | 企画情報課長補佐兼総合企画係長 | 総括・産業建設部会 |
| 小 原 直 也 | 企画情報課主査(総合企画係) | 総務文教部会 |
| 松 下 由 美 | 企画情報課主査(総合企画係) | 福祉厚生部会 |

京丹波町総合計画審議会審議経過

| 期 日 | 会 議 名 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------------|------------------------|
| 平成18年 8月10日 | 第1回審議会 | 諮問、策定方針等、部会の編成 |
| 9月28日 | 正副部会長打ち合わせ | 会議の進め方等 |
| | 第2回審議会 | 基本構想案の事前検討等 |
| | 第1回総務文教部会 | 基本構想案の事前検討(担当課長出席) |
| | 第1回産業建設部会 | 基本構想案の事前検討(担当課長出席) |
| | 第1回福祉厚生部会 | 基本構想案の事前検討(担当課長出席) |
| 10月11日 | 第2回福祉厚生部会 | 基本構想案の事前検討 |
| 10月12日 | 第2回産業建設部会 | 基本構想案の事前検討 |
| | 第2回総務文教部会 | 基本構想案の事前検討(総務課長出席) |
| 10月17日 | 府立須知高等学校・町総合計画審議会による京丹波町のまちづくり共同研究会 | 6グループによるワークショップ |
| 10月19日 | 第3回福祉厚生部会 | 基本構想案の事前検討 |
| | 第3回総務文教部会 | 基本構想案の事前検討 |
| 10月20日 | 第3回産業建設部会 | 基本構想案の事前検討 |
| 10月26日 | 第4回総務文教部会 | 基本構想案の事前検討(教育次長出席) |
| 10月30日 | 第1回正副部会長会議 | 基本構想案の事前検討まとめ |
| 11月14日 | 第2回正副部会長会議 | 基本構想案の審議 |
| 12月 5日 | 第3回審議会 | 町財政状況(総務課長出席)、基本構想案の審議 |
| 平成19年 1月11日 | 第3回正副部会長会議 | 基本構想案〔修正版〕の審議 |
| 1月29日 | 第4回審議会 | 基本構想案〔修正版〕の審議 |
| 2月 7日 | 総合計画審議会 答申 | 会長・副会長 |
| 2月26日 | 第5回審議会 | 基本計画策定に係る協議等 |
| | 第5回総務文教部会 | 基本計画策定に係る協議等 |
| | 第4回産業建設部会 | 基本計画策定に係る協議等 |
| | 第4回福祉厚生部会 | 基本計画策定に係る協議等 |
| 8月29日 | 第6回審議会 | 基本計画案の協議 |
| | 第6回総務文教部会 | 基本計画案の協議 |
| | 第5回産業建設部会 | 基本計画案の協議 |
| | 第5回福祉厚生部会 | 基本計画案の協議 |
| 9月 6日 | 第7回総務文教部会 | 基本計画案の協議 |
| 10月 4日 | 第7回審議会 | 基本計画案のまとめ、町長との懇談 |

- 審議会（全体会議）／7回
- 部会／延べ17回（総務文教部会7回、産業建設部会5回、福祉厚生部会5回）
- 正副会長・正副部会長会議／3回（事前打ち合わせ含め4回）
- 会長会議、正副会長会議等／8回
- 府立須知高等学校・町総合計画審議会による京丹波町のまちづくり共同研究会／1回

用語説明

総論

■8ページ

- ※**新町まちづくり計画**／市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の規定に基づく市町村建設計画。合併協議を行うため、丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会が合併後の新しいまちづくりの基本となる将来計画として平成17年1月に策定したもの。
- ※**協働**／複数の主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、目標や課題を共有し、共に力を合わせて活動すること。
- ※**殖産興業**／明治政府が西洋諸国に対抗し、産業、資本主義育成により国家の近代化を推進した諸政策を指す。
- ※**中央集権型社会**／統治権力が中央政府に統一集中している社会のこと。⇔地方分権社会
- ※**地方分権**／国が持つ権限や仕事の一部を都道府県や市町村に移すこと。⇔中央集権

■9ページ

- ※**団塊の世代**／第二次世界大戦後、昭和22年～24年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。他世代に比較して人数が多いところから名づけられた。
- ※**地球温暖化**／人間活動の拡大により、大気中に大量に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高まることによって、地球の気温が上昇する現象のこと。気象や生態系の変化による地球への重大な影響が予想されている。
- ※**危機管理**／大地震などの自然災害や不足の事態に迅速に的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策のこと。
- ※**観光立国**／美しい日本の再生、都市の活性化、新しい地域文化の創造等により、そこに住んでいる人がその地に住むことに誇りを持つことができ、幸せを感じるによって、その地を訪れる人にとっても魅力を感じる「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現しようとするもの。
- ※**技術立国**／主として先端的な技術によって産業競争力の強い国にしていこうとするもの。
- ※**京都縦貫自動車道**／宮津市から久御山町までの約100kmを結ぶ高規格幹線道路（一般国道478号、自動車専用道路）のこと。そのうち、京都丹波道路（京都市沓掛～丹波間31.3km）は平成8年に4月に開通、丹波綾部道路（丹波～綾部間29.2km）は平成10年に和知～綾部間で工事が着手された。

■10ページ

- ※**プロジェクト**／研究・開発の目的を達成するための計画で、多様化、複雑化、細分化が進む現代の社会的状況において、目的にかかわる領域のことを統合する性格を持つ。
- ※**ローリング方式**／社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、毎年定期的に計画等を見直していく方法をいう。

■12ページ

- ※**分水嶺**／雨水が二つ以上の水系へ分かれて流れる境界を形成している峰すじをいう。

■13ページ

- ※**丹波山地**／丹波高原・丹波高地とも呼ぶ。中国山地の東端に位置し、京都府の中部から兵庫県西部にまたがって高原状を形成している。
- ※**日本海側気候**／北海道から山陰地方に至る日本海側の冬型気候の特徴をなすもの。日本海岸式気候とも呼ばれる。西高東低の気圧配置になったとき、日本海を渡ってきた大陸からの風が海上で水蒸気を蓄えて山脈にぶつかるため、雨や雪となる。
- ※**内陸性気候**／内陸側（盆地や本州内陸部）に見られる気候をいう。山間に位置するため、太平洋や日本海からの季節風がさえぎられ、雨が少なく、夏と冬、昼と夜の寒暖の差がはげしい。

■14ページ

※**宿場町**／宿場（江戸時代、街道の要所に旅行者の宿泊・休息のための宿屋・茶屋や荷物運搬の人馬を中継ぎする設備のあった所）を中心に、街道沿いに発展した町をいう。

■16ページ

※**合併協議会**／合併しようとする市町村が、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成、その他合併に関する協議を行うため、地方自治法と合併特例法の規定に基づき設置する協議会のこと。

■17ページ

※**老年人口比率**／総人口に対する65歳以上人口の割合のこと。高齢化比率または高齢者比率とも呼ばれる。

※**年少人口比率**／総人口に対する15歳未満（0歳～14歳）人口の割合のこと。幼年人口比率とも呼ばれる。

■18ページ

※**昼間人口**／常住の人口に他地域から通勤・通学してくる人口を足し、さらに他地域へ通勤・通学する人口を引いたもの。

※**夜間人口**／常住（居住地）の人口をいう。

※**第1次産業**／農業、林業、水産業など、人間が自然に働きかけて営む産業をいう。

第2次産業／建設業、製造業など、加工業を中心とする産業をいう。

第3次産業／商業、金融業、サービス業、自由業、公務など、第1次・第2次産業以外の産業全部をいう。

■21ページ

※**ブランド**／特に高級・一流という印象が強い特定の銘柄のこと。価値的優位を確立しているもの。

■22ページ

※**学童保育**／放課後児童クラブ。放課後の保育が保護者の仕事などで十分保障されない小学校児童等を対象に保育を行う事業のこと。

基本構想

■30ページ

※**エコライフ**／環境に負荷をかけない、環境にやさしい生活をする事。

※**スローライフ**／生活様式に関する思想の一つで、人工的・効率的でスピード感のある生活ではなく、自然と調和しながらゆったりと心豊かに送る生活様式のこと。日本ではスローフードから拡大解釈されて浸透した言葉。（スローフードとは、食文化の荒廃を危惧する警鐘として提唱されたもので、人工的で不自然なファーストフードに対して、本来的で自然な食（食材だけではなく調理法や食べ方等も含む）を指す。）

※**ブランド力**／消費者に「このブランドだけは特別」と思い込ませる力。また、消費者の心をひきつけ、購買に至らせ、買い続けてもらう力のこと。

■32ページ

※**UJIターン**／Uターン・Jターン・Iターンの頭文字を取ってできた言葉。Uターンとは、都会へ出た後、出身地に戻る事。Jターンとは、都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る事。Iターンとは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住む事。

※**定住人口**／その地に居住する人の人口をいう。

※**交流人口**／通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として、その地を訪れる人口をいう。

■33ページ

※**IC**／インターチェンジ。高速道路などが普通道路に連絡する出入り口。

■34ページ

※**ゾーン**／地帯。

※**エリア**／区域、地域。

■35ページ

※**エントランス**／入り口、玄関。

■40ページ

※**景観ガイドライン**／良好な景観づくりを目的として、めざすべき目標や一定のルール・マナーなどを定めたもの。

■41ページ

※**多面的機能**／（森林や農地が持つ）国土の保全、自然環境の保全・良好な景観形成、水源かん養・洪水防止、水質浄化、二酸化炭素吸収、余暇・レクリエーションの場などの多様な機能のこと。公益的機能とも呼ばれる。

■42ページ

※**第6次産業**／農林作物等の生産（第1次）だけでなく、加工（第2次）、販売（第3次）までを一体的に取り組む新たな産業形態を例えたもの。「第1次産業×第2次産業×第3次産業＝第6次産業」の算式を由来としている。

※**インターネット**／世界中の政府組織、企業、学校、個人などのコンピュータネットワークを相互接続させた大規模なネットワーク。一般利用者は、専用線や電話回線等で接続し、情報の検索や閲覧、電子メールの送受信などができる。

■44ページ

※**通過交通**／区域内に出発地・目的地を持たない、通過する自動車等の交通のこと。

■45ページ

※**NPO**／Non-Profit Organizationの略語で、直訳すると非営利団体となる。政府・自治体・私企業とは独立した存在として、民間や住民の手によって構成された、利益を追求することを主目的としない社会貢献や慈善活動を行う活動組織のこと。

※**ボランティア**／自発的な意志により社会的な奉仕活動をする。一般的には無報酬での活動を指す。

※**子育て**／子どもが心身共に成長する力を自ら持っていることを指す。また、地域全体で支えるという視点を重視した言葉でもある。

■46ページ

※**ケーブルテレビ**／有線テレビジョン放送施設。自主制作番組のほか、地上放送や衛星放送の再送信を行う情報施設をいう。テレビ放送の多チャンネルのほか、双方向通信機能を使った電話、音声告知、インターネット接続サービスなどが普及している。

■50ページ

※**CAPDサイクル**／Check（評価）、Action（改善）、Plan（計画）、Do（実行）の頭文字を並べたもので、「評価→改善→計画→実行」という過程を用いて、次の施策、事業等に生かすといった継続的な活動をいう。民間企業の経営活動では、PDCAサイクルが一般的。

基本計画

■57ページ

※**地域力**／地域社会の問題について住民をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

※**コミュニティ**／地域社会において住民相互の親ばく、連帯、協力など共同生活を営んでいくうえで大切な「つながり」全般を指す。

■62ページ

※**DV（ドメスティック・バイオレンス）**／夫・妻・恋人といった親密な関係にあるパートナーからの身体的・精神的暴力。

■66ページ

※**スクールカウンセラー**／心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行う。

■67ページ

※**特別支援教育**／これまで特殊教育の対象外であった学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・アスペルガー症候群なども含めて障がいのある児童・生徒に対して、その一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

学習障がい／基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

注意欠陥多動性障がい／知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、注意欠陥や衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

アスペルガー症候群／知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わない発達障がい。

■68ページ

※**LAN**／構内情報通信網。企業内など比較的狭い範囲内で複数のコンピュータや端末装置を接続したネットワーク。

※**ALT**／日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手。

■70ページ

※**学校評価システム構築事業**／学校の使命や課題を明確にし、学校の教育活動について保護者や地域住民等からの評価や意見を踏まえ学校自らが点検と評価を行い、その結果を公表することにより学校としての説明責任を果たすとともに、学校の教育力の向上を図っていくシステムを構築すること。

※**コミュニティ・スクール推進事業**／保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めること。

■71ページ

※**総合型地域スポーツクラブ**／多世代・多種目を要素とし、小学校など地域の既存施設を拠点として活動する地域密着型のスポーツクラブ。町内には六つのクラブがある。

■79ページ

※**デジタルアーカイブ**／歴史的・文化的資産や自然環境などをはじめ、さまざまな分野の情報をデジタル映像やデジタル文書として保存・蓄積したもの。デジタル情報として保存することで、後世への恒久的な継承が可能となり、ネットワークを介して国内外に発信することも可能となる。

■84ページ

※**ライフステージ**／個人の一生を幼年期・少年期・壮年期・老年期というように区分した人生の各段階のこと。

※**ヘルスプロモーション**／1986年、カナダのオタワで開催されたWHO（世界保健機関）の国際会議で発表された新たな公衆衛生戦略。オタワ憲章では「ヘルスプロモーションとは、人びとが自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス（過程）である」と定義し、健康を生きることを目的ではなく、生活の資源と位置づけている。

※**世代間扶養の原則**／公的年金制度のように現役世代全体でその時代の高齢者の生活を支えていこうとするしくみ。世代間扶養とは、子が親を扶養する私的扶養を社会全体に押し広げたものであり、次の世代が前の世代を扶養するという意味。

■88ページ

※**ケアマネジメント**／高齢者や障がいのある人の個々の状況を把握し、ニーズに沿った最適なサービスを提供できるように、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、計画、調整、実施、事後対応など、高齢者や障がいのある人の生活支援を行うための一連の動きのこと。

※**ノーマライゼーション**／デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい福祉の最も重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、社会

の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

※**リハビリテーション**／障がいのある人の身体的・精神的・社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことができるように援助する、障がいのある人の自立と参加をめざす障がい者施策の理念。

■92ページ

※**アウトリーチ**／手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関などがその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと。

※**キャラバン・メイト**／認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには、所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

※**ピアカウンセリング**／同じような環境や悩みなど何らかの共通点を持つ、または、経験した人が集まり、対等な立場で同じ仲間として行われる相談、助言など。仲間からサポートされていると感じる場に居ることで、効果的に援助し合ったり、悩みの解決につながったりできる。

■95ページ

※**サロン活動**／歩いて行ける範囲である集落・地域などで「身近な人同士ができるときにできることをしましょう」という考えから生まれた、少子高齢社会に対応した地域住民による自主的・主体的な支え合うまちづくり活動。

■96ページ

※**ユニバーサルデザイン**／「ユニバーサル=普遍的な、全体の」という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市環境・生活環境などをデザインするという考え方。

※**バリアフリー**／住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去のことをいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■97ページ

※**一部事務組合**／複数の市町村等が行政事務の一部を共同で処理することを目的として地方自治法の規定により設置する特別地方公共団体。

■98ページ

※**地域包括医療（ケア）**／治療（キュア）だけでなく、保健（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護まですべてのサービスを包含する全人的医療を行うもの。

■111ページ

※**レンタカウ**／レンタル カウ（牛）のこと。京都府畜産技術センター淀高原牧場で飼育している繁殖用のメス牛を要望がある集落に対して貸し出し、遊休農地に牛を放牧する取り組みが行われている。遊休農地は、草資源という考え。

■112ページ

※**堆肥ストックヤード**／ほ場や畑、家庭菜園に至るまで幅広く施肥するために生産された堆肥を一時的に保管する場所。

■113ページ

※**複層林**／一般的には、垂直方向に上層・下層など複数の樹冠層を有する森林のことで、スギ・ヒノキの単純一斉林を単層林と呼ぶのに対比して使われる用語。

※**針広混交林**／針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林。

■115ページ

※**地産地消**／地域生産地域消費の略語で、地域（地元）でとれた農林水産物を地元で消費すること。

■116ページ

※**グリーンツーリズム**／緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。野菜市での農産物の購入などの日帰り型の滞在から宿泊を伴う滞在まで、さまざまな体験・交流を通じた旅行を幅広くいう。

■118ページ

※**コミュニティビジネス**／地域住民が主体となって、地域資源を活用しながら地域の抱える課題をビジネス的手法で解決する取組み。地域の活性化や新しい雇用の創出などにつながる。経営主体も有限会社、NPO法人、協同組合などさまざまである。

■120ページ

※**マスコミ**／マス・コミュニケーション。一般的に一度に大勢の人に情報を伝えることができる新聞・雑誌・テレビなどの報道機関を指す。

■122ページ

※**バイオガス**／バイオガスとは、家畜ふん尿や生ゴミ等のバイオマス（有機物）を嫌気性（メタン）発酵させることにより得られるガスのこと。主にメタンと二酸化炭素からなり、成分の約60%を占めるメタンだけを分離すれば燃料電池用に使って電気エネルギーに転換することが可能。また、直接バイオガスを燃やして電力や熱の供給も可能。いろいろな有機性廃棄物（家畜ふん尿、家庭・食品産業からの生ゴミ・下水汚泥、木材等）を原料として利用できる。

■123ページ

※**温室効果ガス**／太陽からの熱を地球に封じ込めて地表を暖める働きを持つガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。わが国では排出する温室効果ガスの約9割を二酸化炭素が占めている。
※**新エネルギー**／現在、エネルギー資源の主力として利用されている石油などの化石燃料や原子力に対し、新規に発見されたり、技術進歩により見直されるようになったエネルギー資源。太陽光、太陽熱、地熱、風力、バイオマス等の自然のエネルギーを利用したものと、水素を利用した燃料電池、ゴミを集めて発電する廃棄物発電などがある。

■124ページ

※**環境マネジメントシステム**／環境を改善する方針や目標などを設定し、継続的に環境保全に向け取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、この取組みの体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントは、事業活動における環境負荷を軽減する方向に見直すために効果的な手法である。

■137ページ

※**ブロードバンド**／高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、それにより提供される大容量のデータを活用した高速大容量の通信サービス。

■138ページ

※**電子自治体**／自治体の公共工事などの業務発注や住民票登録などの各種手続き、行政文書の管理などにコンピュータシステムやインターネットを活用すること。効率化とコスト削減、サービスの質の向上を図るとともに、情報システムとネットワークの利用により情報公開や手続きの簡略化も期待されている。
※**グループウェア**／パソコンを使って庁内の情報共有を行うしくみ。主な機能としては、グループ内のメンバー間や外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能、グループ全体に広報を行う電子掲示板機能、電子的文書の共有機能などがある。
※**LGWAN**／地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークのこと（総合行政ネットワーク）。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。

■142ページ

※**アメニティ**／周囲の自然環境や歴史、社会的条件まで含めた総合的な環境の快適さや便利さ。

■155ページ

※**補完性の原則**／個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率なことは家族や地域社会といった小さな単位が行い、さらに小さな単位では不可能なことは市町村、都道府県、国といった大きな単位が行うというように順に補完していくというしくみ。

■160ページ

※**指定管理者制度**／公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人やその他の団体が代行できる制度。

※**第三セクター**／国や地方自治体（第一セクター）と民間事業者（第二セクター）との共同出資で設立された法人。



京丹波町総合計画

基本構想／平成19年3月23日策定
基本計画／平成19年10月11日策定